

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
第1章 地方独立行政法人（公営企業型を除く。）に適用される会計基準及び注解	第1章 地方独立行政法人（公営企業型を除く）に適用される会計基準及び注解
第1節 一般原則	第1節 一般原則
第2節 概念	第2節 概念
第3節 認識及び測定	第3節 認識及び測定
第4節 財務諸表の体系	第4節 財務諸表の体系
第5節 貸借対照表	第5節 貸借対照表
第6節 行政コスト計算書（公立大学法人を除く。）	第6節 損益計算書
第7節 損益計算書	第7節 キャッシュ・フロー計算書
第8節 純資産変動計算書	第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類
第9節 キャッシュ・フロー計算書	第9節 行政サービス実施コスト計算書
第10節 利益の処分又は損失の処理に関する書類	第10節 附属明細書及び注記
第11節 附属明細書及び注記	第11節 地方独立行政法人固有の会計処理
第12節 地方独立行政法人固有の会計処理	第12節 区分経理の会計処理
第13節 区分経理の会計処理	第13節 設立団体の数の変更に伴う会計処理
第14節 設立団体の数の変更に伴う会計処理	第14節 連結財務諸表
第15節 連結財務諸表	第15節 合併に関する会計処理
第16節 合併に関する会計処理	
第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解	第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解
第1節 一般原則	第1節 一般原則
第2節 概念	第2節 概念
第3節 認識及び測定	第3節 認識及び測定
第4節 財務諸表の体系	第4節 財務諸表の体系
第5節 貸借対照表	第5節 貸借対照表
第6節 損益計算書	第6節 損益計算書
第7節 純資産変動計算書	第7節 キャッシュ・フロー計算書
第8節 キャッシュ・フロー計算書	第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類
第9節 利益の処分又は損失の処理に関する書類	第9節 行政サービス実施コスト計算書
第10節 行政コスト計算書	第10節 附属明細書及び注記
第11節 附属明細書及び注記	第11節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理
第12節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理	第12節 区分経理の会計処理
	第13節 設立団体の数の変更に伴う会計処理

<p>第13節 区分経理の会計処理</p> <p>第14節 設立団体の数の変更に伴う会計処理</p> <p>第15節 連結財務諸表</p> <p>第16節 合併に関する会計処理</p>	<p>第14節 連結財務諸表</p> <p>第15節 合併に関する会計処理</p>
<p>第1章 地方独立行政法人（公営企業型を除く。）に適用される会計基準及び注解</p> <p>第1節 一般原則</p> <p>第1 真実性の原則</p> <p>地方独立行政法人の会計は、地方独立行政法人の財政状態及び運営状況に関して、住民その他の利害関係者に対し真実な報告を提供するものでなければならない。</p> <p>[削る]</p> <p>第2 正規の簿記の原則</p> <p>1 地方独立行政法人の会計は、地方独立行政法人の財政状態及び運営状況に関する<u>全ての取引その他の事象</u>について、複式簿記により体系的に記録し、正確な会計帳簿を作成しなければならない。（注1）</p> <p>2 会計帳簿は、地方独立行政法人の財政状態及び運営状況に関する<u>全ての取引その他の事象</u>について、網羅的かつ検証可能な形で作成されなければならない。</p> <p>3 地方独立行政法人の財務諸表は、正確な会計帳簿に基づき作成し、相互に整合性を有するものでなければならない。</p>	<p>第1章 地方独立行政法人（公営企業型を除く。）に適用される会計基準及び注解</p> <p>第1節 一般原則</p> <p>第1 真実性の原則</p> <p>地方独立行政法人の会計は、地方独立行政法人の財政状態及び運営状況に関して、<u>真実な報告</u>を提供するものでなければならない。（注1）</p> <p><u><注1></u> 真実性の原則について</p> <p>1 地方独立行政法人は地方公共団体の事務及び事業の実施主体として、その業務の実施に関して負託された経済資源に関する情報を負託主体である住民等に開示する責任を負っており、説明責任の観点から、その財政状態及び運営状況を明らかにし、適切に情報開示を行うことが要請される。</p> <p>2 地方独立行政法人の業務運営については、その自律性及び自発性の発揮の観点から、事前統制を極力排除し、事後チェックに重点を置くこととされているが、適切に事後チェックを行うためには、業績評価が適正に行われなければならない。</p> <p>3 このような説明責任の観点及び業績の適正評価の観点から、地方独立行政法人の会計は、その財政状態及び運営状況に関して、<u>真実な報告</u>を提供するものでなければならない。</p> <p>第2 正規の簿記の原則</p> <p>1 地方独立行政法人の会計は、地方独立行政法人の財政状態及び運営状況に関する<u>すべての取引及び事象</u>について、複式簿記により体系的に記録し、正確な会計帳簿を作成しなければならない。（注2）</p> <p>2 会計帳簿は、地方独立行政法人の財政状態及び運営状況に関する<u>すべての取引及び事象</u>について、網羅的かつ検証可能な形で作成されなければならない。</p> <p>3 地方独立行政法人の財務諸表は、正確な会計帳簿に基づき作成し、相互に整合性を有するものでなければならない。（注3）</p>

<注1> 複式簿記について

地方独立行政法人においては、その財政状態及び運営状況に関する全ての取引その他の事象について捕捉し得る合理的な会計処理及び記録の仕組みとして、複式簿記を導入するものとする。

[削る]

第3 明瞭性の原則

地方独立行政法人の会計は、財務諸表によって、住民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、地方独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注2)

<注2> 明瞭性の原則について

公共的な性格を有する地方独立行政法人においては、その行政サービスの提供のために負託された経済資源に関する会計情報を負託主体である住民を始めとする利害関係者に対し報告する責任を負っていることから、住民その他の利害関係者に分かりやすい形で適切に情報開示することが求められるため、地方独立行政法人の財務諸表は明瞭に表示されなければならない。

第4 重要性の原則

1 地方独立行政法人の会計は、住民その他の利害関係者の地方独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにするため、取引その他の事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない。

[2 略]

3 重要性の乏しいものについては、本来の方法によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則及び明瞭性の原則に従った処理として認められる。(注3)

<注2> 複式簿記について

地方独立行政法人においては、その財政状態及び運営状況に関するすべての取引及び事象について捕捉しうる合理的な会計処理及び記録の仕組みとして、複式簿記を導入するものとする。

<注3> 行政サービス実施コスト計算書の整合性について

- 1 行政サービス実施コスト計算書は、地方独立行政法人の財務諸表を構成する書類の一つであり、基本的には正確な会計帳簿に基づき作成されるべきものである。
- 2 しかし、行政サービス実施コスト計算書には、その性格上一定の仮定計算に基づく機会費用を含むことから、会計帳簿によらないで作成される部分が存することに留意する必要がある。その場合には、当該部分の作成根拠等を注記等により開示しなければならない。

第3 明瞭性の原則

地方独立行政法人の会計は、財務諸表によって、住民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、地方独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注4)

<注4> 明瞭性の原則について

- 1 地方独立行政法人においては、住民の需要に即応した効率的な行政サービスの提供を実現することが求められており、その行政サービスの提供のために負託された経済資源に関する会計情報を負託主体である住民を始めとする利害関係者に対し報告する責任を負っている。
- 2 住民その他の利害関係者にわかりやすい形で適切に情報開示するため、地方独立行政法人の財務諸表は明瞭に表示されなければならない。

第4 重要性の原則

1 地方独立行政法人の会計は、住民その他の利害関係者の地方独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにするため、取引及び事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない。

[2 同左]

3 重要性の乏しいものについては、本来の方法によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則及び明瞭性の原則に従った処理として認められる。(注5)

<注3> [略]

第5 資本取引・損益取引区分の原則

地方独立行政法人の会計においては、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならない。(注4)

<注4> 資本取引・損益取引区分の原則について

地方独立行政法人の会計において、資本取引と損益取引とを区別するに当たっては、「第18 純資産の定義」における地方独立行政法人の会計上の財産的基礎の変動と地方独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金の変動との区分に留意する。

第6 継続性の原則

地方独立行政法人の会計においては、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。(注5)

<注5> [同左]

第5 資本取引・損益取引区分の原則

地方独立行政法人の会計においては、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならない。(注6)

<注6> 資本取引・損益取引区分の原則について

1 地方独立行政法人は、公共的な性格を有し、本来的には利益の獲得を目的とせず、公的なサービスの提供を行うことを目的としており、運営費交付金及び補助金等による地方公共団体等からの財源措置が行われることが一般的である。このような地方独立行政法人においては、第一に、経営成績ではなく運営状況を明らかにするために損益計算を行うこととしている。このような観点から行われる損益計算においては、地方独立行政法人が中期計画又は事業計画（申請等関係事務処理法人が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第87条の12第1項の規定による関係市町村申請等関係事務を行う場合は、事業計画又は関係市町村事業計画。以下同じ。）（以下「中期計画等」という。）に沿って通常の運営を行った場合、運営費交付金及び補助金等の財源措置との関係においては損益が均衡するように損益計算の仕組みが構築されることとなる。なお、地方独立行政法人が行う業務には、その実施に収入が伴うものがあるが、こうした業務の中には、経営成績も加味した運営状況の開示が必要となるものもある。

2 また、政策の企画立案を行う地方公共団体との関係において、地方独立行政法人の独自判断では意思決定が完結し得ない行為に起因する収支等地方独立行政法人の業績を評価する手段としての損益計算に含めることが合理的ではない収支は、地方独立行政法人の損益計算には含まれないものとする。

3 一方、地方独立行政法人においては、第二に、法第40条にいう利益又は損失を確定するために損益計算を行うこととしている。

4 このように地方独立行政法人においては、その運営状況を適正に示すという観点及び法第40条にいう利益又は損失の確定を適切に行うという観点から、その会計において、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならない。

第6 継続性の原則

地方独立行政法人の会計においては、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。(注7)

＜注5＞ 継続性の原則について

[1 略]

2 しかしながら、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則又は手続の選択適用が認められる場合は皆無とはいえない。そのような場合において、地方独立行政法人が選択した会計処理の原則又は手続を継続して適用しないときは、同一の会計事実について異なる計算結果が算出されることになる。その結果、財務諸表の期間比較を困難ならしめ、地方独立行政法人の財政状態及び運営状況に関する住民その他の利害関係者の判断を誤らしめるおそれがある。したがって、一旦採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各事業年度を通じて継続して適用しなければならない。

[3・4 略]

第2節 概念

第8 資産の定義

1 地方独立行政法人の資産とは、過去の事象の結果として地方独立行政法人が支配している現在の資源であり、地方独立行政法人のサービス提供能力又は経済的便益を生み出す能力を伴うものをいう。（注6）

[2 略]

3 地方独立行政法人においては、繰延資産を計上してはならない。（注7）

＜注6＞ 地方独立行政法人のサービス提供能力又は経済的便益について

1 地方独立行政法人のサービス提供能力とは、地方独立行政法人の目的の達成に寄与するサービスを提供する能力であり、必ずしも正味キャッシュ・インフローを生み出すことなくその目的を達成できるものをいう。

2 地方独立行政法人の経済的便益とは、キャッシュ・インフロー、若しくはキャッシュ・アウトフローの減少をいう。

＜注7＞ [略]

第9 固定資産

固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類される。（注8）

＜注8＞ 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について

＜注7＞ 継続性の原則について

[1 同左]

2 しかしながら、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則又は手続の選択適用が認められる場合は皆無とはいえない。そのような場合において、地方独立行政法人が選択した会計処理の原則又は手続を継続して適用しないときは、同一の会計事実について異なる計算結果が算出されることになる。その結果、財務諸表の期間比較を困難ならしめ、地方独立行政法人の財政状態及び運営状況に関する住民その他の利害関係者の判断を誤らしめるおそれがある。したがって、いったん採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各事業年度を通じて継続して適用しなければならない。

[3・4 同左]

第2節 概念

第8 資産の定義

1 地方独立行政法人の資産とは、過去の取引又は事象の結果として地方独立行政法人が支配する資源であって、それにより地方独立行政法人のサービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されるものをいう。

[2 同左]

3 地方独立行政法人においては、繰延資産を計上してはならない。（注8）

[新設]

＜注8＞ [同左]

第9 固定資産

固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類される。（注9）

＜注9＞ 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について

<p>1 地方独立行政法人の通常の業務活動により発生した受取手形、<u>未収金</u>、前渡金、未払金、前受金等の債権及び債務は、流動資産又は流動負債に属するものとする。ただし、これらの債権のうち、破産債権、再生債権、更生債権<u>その他これらに準ずる債権</u>で、<u>貸借対照表日の翌日から起算して一年以内</u>（以下この節において「一年以内」という。）に回収されないことが明らかなものは、固定資産たる投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>[2～4 略]</p> <p>5 製品、半製品、原材料、仕掛品、医薬品、診療材料等の<u>棚卸資産</u>（以下同じ。ただし、公立大学法人については、基準第52及び第56においては、医薬品及び診療材料を除く。）は、流動資産に属するものとし、地方独立行政法人がその業務目的を達成するために所有し、かつ、その加工又は売却を予定しない財貨は、固定資産に属するものとする。</p> <p>6 なお、固定資産のうち残存耐用年数が一年以下となったものも流動資産とせず固定資産に含ませ、<u>棚卸資産</u>のうち恒常在庫品として保有するもの又は余剰品として長期間にわたって所有するものも固定資産とせず流動資産に含ませるものとする。</p> <p>第10 有形固定資産</p> <p>次に掲げる資産（ただし、(1) から (9) までに掲げる資産については、地方独立行政法人の通常の業務活動の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。</p> <p>[(1)～(10) 略]</p> <p><u>(11) その他</u></p> <p>第12 投資その他の資産</p> <p>[1 略]</p> <p>2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>[(1)～(9) 略]</p> <p><u>(10)退職給付引当金見返</u>（「第89 退職給付に係る会計処理」により計上される退職給付引当金見返をいう。以下同じ。公立大学法人を除く。）</p> <p><u>(11)</u> [略]</p>	<p>1 地方独立行政法人の通常の業務活動により発生した受取手形、<u>未収入金</u>、前渡金、未払金、前受金等の債権及び債務は、流動資産又は流動負債に属するものとする。ただし、これらの債権のうち、破産債権、再生債権、更生債権及び<u>これに準ずる債権</u>で<u>一年以内に</u>回収されないことが明らかなものは、固定資産たる投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>[2～4 同左]</p> <p>5 製品、半製品、原材料、仕掛品、医薬品、診療材料等の<u>たな卸資産</u>（以下同じ。ただし、公立大学法人については、基準第53及び第57においては、医薬品及び診療材料を除く。）は、流動資産に属するものとし、地方独立行政法人がその業務目的を達成するために所有し、かつ、その加工又は売却を予定しない財貨は、固定資産に属するものとする。</p> <p>6 なお、固定資産のうち残存耐用年数が一年以下となったものも流動資産とせず固定資産に含ませ、<u>たな卸資産</u>のうち恒常在庫品として保有するもの又は余剰品として長期間にわたって所有するものも固定資産とせず流動資産に含ませるものとする。</p> <p>第10 有形固定資産</p> <p>次に掲げる資産（ただし、(1) から (9) までに掲げる資産については、地方独立行政法人の通常の業務活動の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。</p> <p>[(1)～(10) 同左]</p> <p><u>(11)</u>その他の有形資産で流動資産又は投資たる資産に属しないもの。</p> <p>第12 投資その他の資産</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>[(1)～(9) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(10)</u> [同左]</p>
--	---

第13 流動資産

次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。(注8)

(1) 現金及び預金。ただし、一年以内に期限の到来しない預金を除く。

[(2) 略]

(3) 受取手形(顧客(「第84 サービスの提供等による収益の会計処理」において定める顧客をいう。以下、この項及び「第16 流動負債」において同じ。))との契約(「第84 サービスの提供等による収益の会計処理」において定める契約をいう。以下、この項及び「第16 流動負債」において同じ。)に基づくサービスの提供等の対価として当該顧客から支払を受ける権利(当該顧客に対する法的な請求権を有するものに限る。以下「顧客との契約から生じた債権」という。))その他の地方独立行政法人の通常の業務活動に基づいて発生した手形債権をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。)

(4) 未収金(顧客との契約から生じた債権その他の地方独立行政法人の通常の業務活動に基づいて発生した未収金をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。)

(5) 契約資産(顧客との契約に基づくサービスの提供等の対価として当該顧客から支払を受ける権利のうち、受取手形及び未収金以外のものをいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。)

(6)～(12) [略]

(13) 前払費用で一年以内に費用となるべきもの(注9)

(14) 未収収益で一年以内に対価の支払を受けるべきもの(注9)

(15) 賞与引当金見返(「第88 賞与引当金に係る会計処理」により計上される賞与引当金見返をいう。以下同じ。)(公立大学法人を除く。)

[削る]

(16) その他

<注9> 経過勘定項目について

1 前払費用

[(1) 略]

(2) したがって、前払費用として対価を支払った地方独立行政法人においては、いまだ提供されていない役務の提供を受けるという経済的便益を生み出す能力を伴うものであるため、前払費用は資産に属するものとする。

第13 流動資産

次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。(注9)

(1) 現金及び預金。ただし、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内(以下この節において「一年以内」という。)に期限の到来しない預金を除く。

[(2) 同左]

(3) 受取手形(地方独立行政法人の通常の業務活動において発生した手形債権をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。)

(4) 未収入金(地方独立行政法人の通常の業務活動において発生した未収入金をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。)

[新設]

(5)～(11) [同左]

(12) 前払費用で一年以内に費用となるべきもの(注10)

(13) 未収収益で一年以内に対価の支払を受けるべきもの(注10)

[新設]

(14) その他の資産で一年以内に現金化できると認められるもの

[新設]

<注10> 経過勘定項目について

1 前払費用

[(1) 同左]

(2) したがって、前払費用として対価を支払った地方独立行政法人においては、いまだ提供されていない役務の提供を受けるという経済的便益が期待されるものであるため、前払費用は資産に属するものとする。

<p>2 前受収益</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) したがって、前受収益として対価の支払を受けた地方独立行政法人においては、いまだ提供していない役務の提供をしなければならず、<u>経済的便益を減少</u>させるものであるため、前受収益は負債に属するものとする。</p> <p>3 未払費用</p> <p>(1) 未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が<u>終わらない</u>ものをいう。</p> <p>(2) したがって、既に提供された役務に対していまだ対価の支払を終えていない地方独立行政法人においては、その対価の支払を行わなければならず、<u>経済的便益を減少</u>させるものであるため、未払費用は負債に属するものとする。</p> <p>4 未収収益</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) したがって、既に提供した役務に対していまだ対価の支払を受けていない地方独立行政法人においては、その対価の支払を受けるという<u>経済的便益を生み出す能力を伴う</u>ものであるため、資産に属するものとする。</p> <p>第14 負債の定義</p> <p><u>1 地方独立行政法人の負債とは、過去の事象の結果として地方独立行政法人に生じている現在の義務であり、その履行により地方独立行政法人のサービス提供能力の低下又は経済的便益を減少させるものをいう。(注6)</u></p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>第15 固定負債</p> <p>1 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注8)</p> <p>(1) 資産見返負債(中期計画又は事業計画(申請等関係事務処理法人が地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第87条の12第1項の規定による関係市町村申請等関係事務を行う場合は、事業計画又は関係市町村事業計画。以下同じ。)(以下「中期計画等」という。))の想定範囲内で、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体等からの補助金等により補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは地方独立行政法人があらかじめ特定した用途に従い償却資産を取得した場合(これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。)に計上される負債をいう。(公立大学法人を除く。))</p>	<p>2 前受収益</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) したがって、前受収益として対価の支払を受けた地方独立行政法人においては、いまだ提供していない役務の提供をしなければならず、<u>経済的便益の減少を生じ</u>させるものであるため、前受収益は負債に属するものとする。</p> <p>3 未払費用</p> <p>(1) 未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が<u>終わらない</u>ものをいう。</p> <p>(2) したがって、既に提供された役務に対していまだ対価の支払を終えていない地方独立行政法人においては、その対価の支払を行わなければならず、<u>経済的便益の減少を生じ</u>させるものであるため、未払費用は負債に属するものとする。</p> <p>4 未収収益</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) したがって、既に提供した役務に対していまだ対価の支払を受けていない地方独立行政法人においては、その対価の支払を受けるという<u>経済的便益が期待される</u>ものであるため、資産に属するものとする。</p> <p>第14 負債の定義</p> <p><u>1 地方独立行政法人の負債とは、過去の取引又は事象に起因する現在の義務であって、その履行が地方独立行政法人に対して、将来、サービスの提供又は経済的便益の減少を生じさせるものをいう。</u></p> <p>〔2・3 同左〕</p> <p>第15 固定負債</p> <p>1 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注9)</p> <p>(1) 資産見返負債(中期計画等の想定範囲内で、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体等からの補助金等により補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは地方独立行政法人があらかじめ特定した用途に従い償却資産を取得した場合(これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。)に計上される負債をいう。)</p>
---	--

<p>[(2) 略]</p> <p><u>(3) 長期繰延補助金等</u> (補助金等 (国若しくは地方公共団体から交付された補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金 (運営費交付金及び施設費を除く。) をいい、これらを財源として国又は地方公共団体以外の者から交付されるものを含む。以下同じ。)) によりその交付の目的に従い償却資産を取得した場合 (長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。) に計上される負債をいう。(公立大学法人に限る。))</p> <p><u>(4)～(10)</u> [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>第16 流動負債</p> <p>1 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注8)</p> <p>[(1)～(4) 略]</p> <p>(5) 預り補助金等 (公立大学法人については科学研究費助成事業等預り金に係るものを除く。)。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを除く。(注10)</p> <p>[(6)・(7) 略]</p> <p>(8) 未払金 (地方独立行政法人の通常の業務活動に基づいて発生した未払金をいう。以下同じ。)</p> <p><u>(9) 契約負債</u> (顧客との契約に基づくサービスの提供等の義務に対して、当該顧客から支払を受けた対価又は当該対価を受領する期限が到来しているものであって、かつ、いまだ顧客との契約から生じる収益を認識していないものをいう。以下同じ。))</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11) 未払費用</u> で一年以内に対価の支払をすべきもの (注9)</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(13) 前受金</u></p> <p><u>(14) 前受収益</u> で一年以内に収益となるべきもの (注9)</p> <p><u>(15) 賞与に係る引当金及びその他の引当金</u> (資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。)</p> <p><u>(16)</u> [略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(17) その他</u></p> <p>2 公立大学法人については、授業料債務 (当該年度に係る授業料及び前受金に係る授業料相当</p>	<p>[(2) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(3)～(9)</u> [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>第16 流動負債</p> <p>1 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注9)</p> <p>[(1)～(4) 同左]</p> <p>(5) 預り補助金等 (公立大学法人については預り科学研究費補助金等に係るものを除く。)。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを除く。(注11)</p> <p>[(6)・(7) 同左]</p> <p>(8) 未払金 (地方独立行政法人の通常の業務活動において発生した未払金をいう。以下同じ。)</p> <p>[新設]</p> <p><u>(9)</u> [同左]</p> <p><u>(10) 未払費用</u> で一年以内に対価の支払をすべきもの (注10)</p> <p><u>(11)</u> [同左]</p> <p><u>(12) 前受金</u> (受注工事、受注品等に対する前受金、年度開始前に受領した当該年度に係る授業料等をいう。以下同じ。)</p> <p>[新設]</p> <p><u>(13) 前受収益</u> で一年以内に収益となるべきもの (注10)</p> <p><u>(14) 引当金</u> (資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。)</p> <p><u>(15)</u> [同左]</p> <p><u>(16)</u> その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの</p> <p>[新設]</p> <p>2 公立大学法人については、授業料債務 (当該年度に係る授業料及び前受金に係る授業料相当</p>
--	--

<p>額を振り替えたものをいう。以下同じ。)、前受受託研究費(固定負債に属するものを除く。)、前受共同研究費(固定負債に属するものを除く。)、前受受託事業費等(固定負債に属するものを除く。)、<u>科学研究費助成事業等預り金</u>(<u>科学研究費助成事業等</u>の当該公立大学法人以外を補助対象とする補助金等を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)、預り金(預り施設費、預り補助金等及び<u>科学研究費助成事業等預り金</u>を除く。以下同じ。))及び公立大学法人債(固定負債に属するものを除く。)は、流動負債に属するものとする。</p> <p><u><注10></u> [略]</p> <p>第17 引当金</p> <p>1 将来の支出の増加又は将来の収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該金額を引当金として<u>固定負債又は流動負債</u>に計上するとともに、当期の負担に帰すべき金額を費用に計上する。ただし、引当金のうち資産に係る引当金の場合は、資産の控除項目として計上する。</p> <p>2 公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、中期計画等又は年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる前項の引当金に見合う将来の収入については、引当金見返を計上する。</p> <p>公立大学法人においては、中期計画若しくは事業計画又は年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない。</p> <p>[3 略]</p> <p>第18 純資産の定義</p> <p>1 地方独立行政法人の純資産とは、<u>資産から負債を控除した額に相当するものであり、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎及び業務に関連し発生した剰余金から構成されるものをいう。</u>(注11)</p> <p>[2 略]</p> <p><u><注11></u> <u>地方独立行政法人の会計上の財産的基礎及び業務に関連し発生した剰余金について</u></p> <p>1 <u>地方独立行政法人の会計上の財産的基礎とは、地方公共団体からの出資のほか、出資と同じく業務を確実に実施するために地方独立行政法人に財源措置されたものであり、地方独立行政法人の拠出者の意図や取得資産の内容等が勘案されたものをいう。</u></p> <p>2 <u>地方独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金は、法第40条の利益処分の対象となる利益に関連し発生した剰余金であり、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎と</u></p>	<p>額を振り替えたものをいう。以下同じ。)、前受受託研究費(固定負債に属するものを除く。)、前受共同研究費(固定負債に属するものを除く。)、前受受託事業費等(固定負債に属するものを除く。)、<u>預り科学研究費補助金等</u>(<u>科学研究費補助金等</u>の当該公立大学法人以外を補助対象とする補助金等を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)、預り金(預り施設費、預り補助金等及び<u>預り科学研究費補助金等</u>を除く。以下同じ。))及び公立大学法人債(固定負債に属するものを除く。)は、流動負債に属するものとする。</p> <p><u><注11></u> [同左]</p> <p>第17 引当金</p> <p>1 将来の支出の増加又は将来の収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該金額を引当金として<u>流動負債又は固定負債</u>に計上するとともに、当期の負担に帰すべき金額を費用に計上する。ただし、引当金のうち資産に係る引当金の場合は、資産の控除項目として計上する。</p> <p>2 中期計画若しくは事業計画又は年度計画(以下「中期計画等又は年度計画」という。)に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない。</p> <p>[3 同左]</p> <p>第18 純資産の定義</p> <p>1 地方独立行政法人の純資産とは、<u>地方独立行政法人の業務を確実に実施するために拠出された財産的基礎及びその業務に関連し発生した剰余金から構成されるものであって、資産から負債を控除した額に相当するものをいう。</u></p> <p>[2 同左]</p> <p>[新設]</p>
---	---

は区別されるべきものをいう。

- 3 資本金及び資本剰余金は地方独立行政法人の会計上の財産的基礎であり、また利益剰余金は地方独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金である。

第19 資本金等

- 1 資本金とは、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎であって、地方独立行政法人に対する出資を財源とする払込資本に相当する。(注11)
- 2 資本剰余金とは、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる。(注11)(注12)
- 3 利益剰余金とは、地方独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金であって、稼得資本に相当する。(注11)

<注12> 資本剰余金を計上する場合について

- 1 地方独立行政法人が固定資産を取得した場合において、拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成すると認められる場合には、相当額を資本剰余金として計上する。
- 2 具体的には、以下のような場合が想定される。
- (1) 地方公共団体からの施設費により非償却資産又は「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産を取得した場合
- [(2)～(6) 略]
- 3 なお、前項(2)、(4)及び(6)の場合において償却資産を取得した場合には、相当額を資産見返負債として計上する。(公立大学法人を除く。)

第20 行政コストの定義 (公立大学法人を除く。)

- 1 地方独立行政法人の行政コストとは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、地方独立行政法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。

(注11)(注13)

- 2 行政コストは、費用及びその他行政コストに分類される。(注14)

<注13> 行政コストの性格について

地方独立行政法人の行政コストは、地方独立行政法人がアウトプットを産み出すため

第19 資本金等

- 1 資本金とは、地方独立行政法人に対する出資を財源とする払込資本に相当する。
- 2 資本剰余金とは、資本金及び利益剰余金以外の純資産であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる。(注12)
- 3 利益剰余金とは、地方独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金であって、稼得資本に相当する。

<注12> 資本剰余金を計上する場合について

- 1 地方独立行政法人が固定資産を取得した場合において、取得原資拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、地方独立行政法人の財産的基礎を構成すると認められる場合には、相当額を資本剰余金として計上する。
- 2 具体的には、以下のような場合が想定される。
- (1) 地方公共団体からの施設費により非償却資産又は「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産を取得した場合
- [(2)～(6) 同左]
- 3 なお、上記2(2)、(4)及び(6)の場合 (公立大学法人については、上記2(2)、(4)から(6)の場合)において償却資産を取得した場合には、相当額を資産見返負債として計上する。その際、公立大学法人については、取得原資が、運営費交付金及び当該年度に係る授業料の場合は、資産見返運営費交付金等とする。

[新設]

に使用したフルコストの性格を有するとともに、地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有する。

<注14> その他行政コストについて

1 その他行政コストとは、行政コストに含まれるものであって、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引に相当するものであるが、地方独立行政法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引には相当しないものをいう。

2 その他行政コストに含まれる取引は、以下のとおり。

(1) 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額

(2) 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について、固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定により、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額

(3) 「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

(4) 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた有形固定資産及び無形固定資産を除く承継資産（法の権利義務承継の根拠規定に基づく資産をいう。以下同じ。）に係る費用相当額

(5) 地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引に関連する、「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産又は負債の増減額（又は両者の組合せ）

(6) 「第97 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理」を行うことによる資本剰余金の減額又は増額

3 その他行政コストに含まれない取引の例は、以下のとおり。

(1) 法第42条の2の規定に基づく不要財産に係る出資等団体への納付により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引（前項(6)を除く。）

(2) 中期目標又は年度目標（申請等関係事務処理法人が関係市町村申請等関係事務を行う場合は、年度目標又は関係市町村年度目標）（以下「中期目標等」という。）期間の終了に伴う法第40条第1項に基づく積立金（以下「積立金」という。）の設立団体等への納付に伴う地方独立行政法人外部への資金流出を伴う積立金の減少取引

4 なお、費用は、行政コストに含まれるものであるが、地方独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金の算定にも含まれることから、その他行政コストと費用とを明瞭に

区別しなければならない。

第21 費用の定義

地方独立行政法人の費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。(注15)

<注 15> 公立大学法人の費用の定義から除かれる事例について

資本取引として公立大学法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。

- (1) 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額
- [(2) 略]
- (3) 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について、固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定により、公立大学法人が中期計画又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額
- [(4) 略]

第22 収益の定義

地方独立行政法人の収益とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、資産の増加又は負債の減少をもたらすものであり、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が増加する取引を除いたものをいう。(注16)

<注16> 公立大学法人の収益の定義から除かれる事例について

資本取引として公立大学法人の収益から除外されるものの例として、「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産の売却、交換又は除去等に直接起因する資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）がある。

第23 利益の定義

地方独立行政法人の利益とは、費用と収益との差額に、費用に対応する積立金の取崩額を加えたものをいう。(注17) (注18)

第20 費用の定義

地方独立行政法人の費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、その資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）をもたらす経済的便益の減少であって、地方独立行政法人の財産的基礎を減少させる資本取引によってもたらされるものを除くものをいう。(注13)

<注13> 地方独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について

資本取引として地方独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり

- (1) 「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額
- [(2) 同左]
- (3) 「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について、固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定により、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額
- [(4) 同左]

第21 収益の定義

地方独立行政法人の収益とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、その資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）をもたらす経済的便益の増加であって、地方独立行政法人の財産的基礎を増加させる資本取引によってもたらされるものを除くものをいう。(注14)

<注14> 地方独立行政法人の収益の定義から除かれる事例について

資本取引として地方独立行政法人の収益から除外されるものの例として、「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）がある。

[新設]

<注17> 利益の性格について

地方独立行政法人の利益は、財務面の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有する。

<注18> 費用に対応する積立金の取崩額について

地方独立行政法人の利益は、地方独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金に関連する法第40条の利益処分の対象となる利益であるため、費用と収益との差額として算定される。ただし、利益は地方独立行政法人の財務面の経営努力の算定基礎として活用されることを踏まえ、費用に対応する積立金の取崩額として、例えば法第40条第3項により中期計画で定める用途に充てるために、用途ごとに適切な名称を付した積立金（以下「目的積立金」という。）の取崩額を加えたものとなる。

第24 キャッシュ・フロー計算書の資金

地方独立行政法人のキャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、手元現金及び要求払預金とする。（注19）（注20）

<注19> [略]

<注20> [略]

[削る]

[削る]

第22 キャッシュ・フロー計算書の資金

地方独立行政法人のキャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、手元現金及び要求払預金とする。（注15）（注16）

<注15> [同左]

<注16> [同左]

第23 行政サービス実施コストの定義

地方独立行政法人の行政サービス実施コストとは、地方独立行政法人の業務運営に関して、住民等の負担に帰せられるコストをいう。（注17）

<注17> 住民等について

「住民等」とは、設立団体又は関係市町村（法第87条の12第1項の規定による関係市町村をいう。以下同じ。）（以下「設立団体等」という。）の住民のほか、その他の地方公共団体の住民及び国民をも含むものとする。

第24 行政サービス実施コスト

次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。

- (1) 地方独立行政法人の損益計算上の費用から運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を控除した額（注18）

	<p>(2) 「第87 特定の償却資産に係る減価の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額</p> <p>(3) 「第88 賞与引当金に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の賞与増加見積額</p> <p>(4) 「第89 退職給付に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付増加見積額</p> <p>(5) 国又は地方公共団体の資産を利用することから生ずる機会費用（注19）</p> <p>ア 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用</p> <p>イ 地方公共団体出資から生ずる機会費用</p> <p>ウ 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用</p> <p>(6) 固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定により、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額</p> <p>(7) 「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額</p> <p><注18> 行政サービス実施コスト計算における控除すべき収益の範囲について</p> <p>行政サービス実施コストとは、地方独立行政法人の業務運営に関して、住民等の負担に帰せられるコストであることから、損益計算上の費用から控除すべき収益は、住民等の負担に帰せられない自己収入に限られる必要があり、例えば、次のような収益は控除すべき収益には含まれない</p> <p>(1) 特殊法人又は独立行政法人等から交付される補助金又は助成金等に係る収益のうち、当該交付法人が国又は地方公共団体から交付された補助金等を財源とするもの</p> <p>(2) 地方公共団体からの現物出資が、消費税の課税仕入とみなされることによって生じた還付消費税に係る収益</p> <p>(3) 財源措置予定額収益</p> <p><注19> 機会費用について</p> <p>1 国又は地方公共団体の財産の減額された使用料による貸借とは、貸主である国又は地方公共団体が法令等の規定に従い減額して貸し付けている場合の当該貸借をいう。</p> <p>2 国又は地方公共団体からの有利な条件による融資とは、貸主である国又は地方公共団体が政策的に低利融資を行っている場合の当該融資をいう。</p>
--	---

第3節 認識及び測定	第3節 認識及び測定
<p>第27 有形固定資産の評価</p> <p>1 有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額（固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準「第9 貸借対照表における表示」<u>第1項</u>に規定する減損損失累計額をいう。以下同じ。）を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>[2 略]</p> <p>3 地方公共団体からの現物出資として<u>受け入れた</u>固定資産については、時価を基準として地方公共団体が評価した価額を、設立団体から承継した固定資産については、時価を基準として設立団体が評価した価額をそれぞれ取得原価とする。</p> <p>[4 略]</p> <p>第28 無形固定資産の評価</p> <p>無形固定資産については、当該資産の取得のために支出した金額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。（<u>注21</u>）</p> <p><u><注21></u> [略]</p> <p>第29 リース取引の会計処理</p> <p>リース取引については、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の二種類に分け、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、一定の期間の経過を業務の進行とみなして運営費交付金等債務を収益化する場合を除き、当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸表に注記する。</p> <p>オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。（<u>注22</u>）</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p><u><注22></u> [略]</p> <p>第30 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>1 製品、半製品、原材料、仕掛品、商品等の<u>棚卸資産</u>については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、平均原価法等のうちあ</p>	<p>第27 有形固定資産の評価</p> <p>1 有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額（固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準「第9 貸借対照表における表示」<u>1</u>に規定する減損損失累計額をいう。以下同じ。）を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 地方公共団体からの現物出資として<u>受入れた</u>固定資産については、時価を基準として地方公共団体が評価した価額を、設立団体から承継した固定資産については、時価を基準として設立団体が評価した価額をそれぞれ取得原価とする。</p> <p>[4 同左]</p> <p>第28 無形固定資産の評価</p> <p>無形固定資産については、当該資産の取得のために支出した金額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。（<u>注20</u>）</p> <p><u><注20></u> [同左]</p> <p>第29 リース資産の会計処理</p> <p>リース取引に係る会計基準については、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の二種類に分け、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、一定の期間の経過を業務の進行とみなして運営費交付金等債務を収益化する場合を除き、当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸表に注記する。</p> <p>オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。（<u>注21</u>）</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p><u><注21></u> [同左]</p> <p>第30 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>1 製品、半製品、原材料、仕掛品、商品等の<u>たな卸資産</u>については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、平均原価法等のうちあ</p>

<p>あらかじめ定めた方法（公立大学法人については原則として移動平均法）を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。（注23）</p> <p>[2 略]</p> <p>3 なお、<u>棚卸資産</u>の評価方法は毎事業年度継続して適用しなければならず、みだりに変更してはならない。</p> <p style="text-align: center;"><注23>棚卸資産の貸借対照表価額について</p> <p style="text-align: center;">公立大学法人について適用する<u>棚卸資産</u>の貸借対照表価額の算定のための方法である移動平均法とは、単価の異なる仕入れが行われる毎に、当該仕入直前の残高(金額)と当該仕入額との合計額を、残高数量と当該仕入数量の合計数量で割って平均原価を求め、これを順次、その後の払出単価とする方法である。</p> <p>第31 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>[1 略]</p> <p>2 有価証券は、地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1) 売買目的有価証券</p> <p style="padding-left: 2em;">時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。（注24）</p> <p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p style="padding-left: 2em;">満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に<u>基づいて</u>算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（注25）（注26）（注27）</p> <p>[(3) 略]</p> <p>(4) その他有価証券</p> <p style="padding-left: 2em;">売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。（注24）</p>	<p>あらかじめ定めた方法（公立大学法人については原則として移動平均法）を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。（注22）</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 なお、<u>たな卸資産</u>の評価方法は毎事業年度継続して適用しなければならず、みだりに変更してはならない。</p> <p style="text-align: center;"><注22>たな卸資産の貸借対照表価額について</p> <p style="text-align: center;">公立大学法人について適用する<u>たな卸資産</u>の貸借対照表価額の算定のための方法である移動平均法とは、単価の異なる仕入れが行われる毎に、当該仕入直前の残高(金額)と当該仕入額との合計額を、残高数量と当該仕入数量の合計数量で割って平均原価を求め、これを順次、その後の払出単価とする方法である。</p> <p>第31 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 有価証券は、地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1) 売買目的有価証券</p> <p style="padding-left: 2em;">時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。（注23）</p> <p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p style="padding-left: 2em;">満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に<u>基いて</u>算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（注24）（注25）（注26）</p> <p>[(3) 同左]</p> <p>(4) その他有価証券</p> <p style="padding-left: 2em;">売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。（注23）</p>
--	---

3 満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。なお、市場において取引されていない株式及び出資金等株式と同様に持分の請求権を生じさせるものを合わせて、市場価格のない株式等という。

<注24> 時価について

時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された価額をいう。ただし、金融商品の時価とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。

<注25> [略]

<注26> [略]

<注27> 満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

(1) 満期保有目的の債券を購入した中期目標等後の中期目標等期間において、中期計画等上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした計画が策定されている場合であって、当該計画に従って売却した場合

(2) 満期保有目的の債券を購入した中期目標等期間後の中期目標等期間において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り替えるため、又は地方独立行政法人が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り替えるために売却した場合

[(3) 略]

3 満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち、市場価格のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。

<注23> 時価について

時価とは、公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場に基づく価額をいう。市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とする。

<注24> [同左]

<注25> [同左]

<注26> 満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

(1) 満期保有目的の債券を購入した中期目標又は年度目標（申請等関係事務処理法人が関係市町村申請等関係事務を行う場合は、年度目標又は関係市町村年度目標）（以下「中期目標等」という。）後の中期目標等期間において、中期計画等上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした計画が策定されている場合であって、当該計画に従って売却した場合

(2) 満期保有目的の債券を購入した中期目標等期間後の中期目標等期間において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り換えるため、又は地方独立行政法人が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り換えるために売却した場合

[(3) 同左]

<p>第32 貸付金等の貸借対照表価額</p> <p>1 <u>未収金</u>、貸付金、割賦元金等の債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒引当金を控除した金額とする。なお、貸倒引当金は、資産の控除項目として貸借対照表に計上するものとする。</p> <p>[2 略]</p> <p>第34 外貨建取引の会計処理</p> <p>1 外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。 (注28) (注29)</p> <p>[2～5 略]</p> <p><u><注28></u> [略]</p> <p><u><注29></u> [略]</p> <p>第35 原価計算の基準</p> <p>製造等の業務を行う地方独立行政法人における製品等の製造原価は、適正な原価計算基準に従って算定されなければならない。(注30)</p> <p><u><注30></u> [略]</p> <p>第36 退職給付引当金の計上方法</p> <p>[1 略]</p> <p>2 退職給付債務は、地方独立行政法人の役員及び職員の退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。(注31) (注32)</p> <p>[3～5 略]</p> <p><u><注31></u> [略]</p> <p><u><注32></u> [略]</p> <p>第37 資産除去債務に係る会計処理</p> <p>1 資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した<u>とき</u>に</p>	<p>第32 貸付金等の貸借対照表価額</p> <p>1 <u>未収入金</u>、貸付金、割賦元金等の債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒引当金を控除した金額とする。なお、貸倒引当金は、資産の控除項目として貸借対照表に計上するものとする。</p> <p>[2 同左]</p> <p>第34 外貨建取引の会計処理</p> <p>1 外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。 (注27) (注28)</p> <p>[2～5 同左]</p> <p><u><注27></u> [同左]</p> <p><u><注28></u> [同左]</p> <p>第35 原価計算の基準</p> <p>製造等の業務を行う地方独立行政法人における製品等の製造原価は、適正な原価計算基準に従って算定されなければならない。(注29)</p> <p><u><注29></u> [同左]</p> <p>第36 退職給付引当金の計上方法</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 退職給付債務は、地方独立行政法人の役員及び職員の退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。(注30) (注31)</p> <p>[3～5 同左]</p> <p><u><注30></u> [同左]</p> <p><u><注31></u> [同左]</p> <p>第37 資産除去債務に係る会計処理</p> <p>1 資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した<u>時</u>に負</p>
--	--

<p>負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになった時点で負債として計上するものとする。(注33)(注34)(注35)</p> <p>2 資産除去債務はそれが発生した<u>とき</u>に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額(割引価値)で算定する。</p> <p>3 資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した<u>とき</u>に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。</p> <p>[4 略]</p> <p><u><注33></u> [略]</p> <p><u><注34></u> [略]</p> <p><u><注35></u> [略]</p> <p>第38 費用配分の原則</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 減価償却の方法は、有形固定資産及び無形固定資産のいずれについても定額法によるものとする。(注36)(注37)</p> <p><u><注36></u> [略]</p> <p><u><注37></u> [略]</p> <p>第39 発生主義の原則</p> <p>1 地方独立行政法人に発生した<u>全て</u>の費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p>第4節 財務諸表の体系</p> <p>第40 財務諸表の体系</p>	<p>債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになった時点で負債として計上するものとする。(注32)(注33)(注34)</p> <p>2 資産除去債務はそれが発生した<u>時</u>に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額(割引価値)で算定する。</p> <p>3 資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した<u>時</u>に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。</p> <p>[4 同左]</p> <p><u><注32></u> [同左]</p> <p><u><注33></u> [同左]</p> <p><u><注34></u> [同左]</p> <p>第38 費用配分の原則</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 減価償却の方法は、有形固定資産及び無形固定資産のいずれについても定額法によるものとする。(注35)(注36)</p> <p><u><注35></u> [同左]</p> <p><u><注36></u> [同左]</p> <p>第39 発生主義の原則</p> <p>1 地方独立行政法人に発生した<u>すべて</u>の費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>第4節 財務諸表の体系</p> <p>第40 財務諸表の体系</p>
--	--

<p>地方独立行政法人の財務諸表の体系は、次のとおりである。</p> <p>[(1) 略]</p> <p><u>(2) 行政コスト計算書 (公立大学法人を除く。)</u></p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4) 純資産変動計算書</u></p> <p><u>(5)・(6)</u> [略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p>第41 セグメント情報の開示</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 開示すべき情報は、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、<u>行政コスト、「第60注記事項」の地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト、事業収益、事業損益、総損益及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報とし、公立大学法人においては、業務収益、業務損益及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報とする。(注38) (注39)</u></p> <p><u><注38> 住民等について</u> <u>「住民等」とは、設立団体又は関係市町村 (法第87条の12第1項の規定による関係市町村をいう。以下同じ。)(以下「設立団体等」という。)</u>の住民のほか、<u>その他の地方公共団体の住民及び国民をも含むものとする。</u></p> <p><u><注39></u> [略]</p> <p>第42 貸借対照表の作成目的</p> <p>貸借対照表は、地方独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日における<u>全ての資産、負債及び純資産を記載し、住民その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。</u></p> <p><u>第43 行政コスト計算書の作成目的 (公立大学法人を除く。)</u></p> <p>1 <u>行政コスト計算書は、地方独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する地方独立行政法人の全ての費用とその他行政コストとを記載して行政コストを表示しなければならない。</u></p> <p>2 <u>行政コスト計算書は、行政コストの状況を表すとともに、フルコスト情報の提供源となる。</u></p>	<p>地方独立行政法人の財務諸表の体系は、次のとおりである。</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(2)</u> [同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(3)・(4)</u> [同左]</p> <p><u>(5) 行政サービス実施コスト計算書</u></p> <p><u>(6)</u> [同左]</p> <p>第41 セグメント情報の開示</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 開示すべき情報は、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、<u>事業収益、事業損益、総損益、行政サービス実施コスト及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報とし、公立大学法人においては、業務収益、業務損益及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報とする。(注37)</u></p> <p>[新設]</p> <p><u><注37></u> [同左]</p> <p>第42 貸借対照表の作成目的</p> <p>貸借対照表は、地方独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日における<u>すべての資産、負債及び純資産を記載し、住民その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。</u></p> <p>[新設]</p>
---	--

第44 損益計算書の作成目的

- 1 損益計算書は、地方独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する地方独立行政法人の全ての費用とこれに対応する全ての収益とを記載して当期純利益を表示しなければならない。
- 2 損益計算書は、損益の状況を表すとともに、法第40条にいう利益又は損失を確定するため、当期純利益に必要な項目を加減して、当期総利益を表示しなければならない。

第45 純資産変動計算書の作成目的

純資産変動計算書は、地方独立行政法人の財政状態と運営状況との関係を表すため、一会計期間に属する地方独立行政法人の全ての純資産の変動を記載しなければならない。

第46 キャッシュ・フロー計算書の作成目的

キャッシュ・フロー計算書は、地方独立行政法人の一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するため、キャッシュ・フローを一定の活動区分別に表示しなければならない。

(注40)

<注40> キャッシュ・フロー計算書の位置付けについて

キャッシュ・フロー計算書は、一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を一定の活動区分別に表示するものであり、貸借対照表及び損益計算書と同様に地方独立行政法人の活動の全体を対象とする重要な情報を提供するものである。このようなキャッシュ・フロー計算書の重要性に鑑み、地方独立行政法人の財務諸表の一つに位置付けられる。

第47 [略]

[削る]

第43 損益計算書の作成目的

- 1 損益計算書は、地方独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する地方独立行政法人のすべての費用とこれに対応するすべての収益とを記載して当期純利益を表示しなければならない。
- 2 損益計算書は、法第40条にいう利益又は損失を確定するため、当期純利益に必要な項目を加減して、当期総利益を表示しなければならない。

[新設]

第44 キャッシュ・フロー計算書の作成目的

キャッシュ・フロー計算書は、地方独立行政法人の一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するため、キャッシュ・フローを一定の活動区分別に表示しなければならない。

(注38)

<注38> キャッシュ・フロー計算書の位置付けについて

キャッシュ・フロー計算書は、一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を一定の活動区分別に表示するものであり、貸借対照表及び損益計算書と同様に地方独立行政法人の活動の全体を対象とする重要な情報を提供するものである。このようなキャッシュ・フロー計算書の重要性にかんがみ、地方独立行政法人の財務諸表の一つに位置付けられる。

第45 [同左]

第46 行政サービス実施コスト計算書の作成目的

行政サービス実施コスト計算書は、納税者である住民等の行政サービスに対する評価・判断に資するため、一会計期間に属する地方独立行政法人の業務運営に関し、行政サービス実施コストに係る情報を一元的に集約して表示する。(注39)

<注39> 行政サービス実施コスト計算書について

- 1 行政サービス実施コスト計算書は、地方独立行政法人の業務運営に関して住民等が負担するコストを集約し、情報開示の徹底を図り、納税者である住民等の行政サービス

<p style="text-align: center;">第5節 貸借対照表</p>	<p>に対する評価・判断に資するための書類である。地方独立行政法人の損益計算書は法人の運営状況を表示する書類であり、ここに計上される損益は、法人の業績を示す損益であって必ずしも納税者にとっての負担とは一致しない。例えば、運営費交付金収益が増えれば、地方独立行政法人の損益にはプラスにはたらくが、納税者の負担は逆に増加する。また、損益計算を通じない場合の減価償却相当額、引当金を計上しない場合の退職給付増加見積額、国又は地方公共団体の財産や出資等を利用することから生じる機会費用等、地方独立行政法人の損益計算書等には計上されないが、広い意味で最終的に住民等の負担に帰すべきコストも存在する。行政サービス実施コスト計算書は、これらのコストを集約表示する書類である。</p> <p>2 なお、表示すべき行政サービス実施コストには、地方公共団体内の企画立案部門の費用等までは含まないものとし、「第24 行政サービス実施コスト」で示した項目に限定する。</p> <p>3 行政サービス実施コスト計算書は、地方独立行政法人独自の計算書類であり、地方独立行政法人の財務諸表の一つに位置付けられるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5節 貸借対照表</p>
<p>第48 表示区分及び記載の基準</p> <p>1 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部の三区分に分かち、更に資産の部を固定資産及び流動資産に、負債の部を固定負債及び流動負債に区分しなければならない。</p> <p>2 資産、負債及び純資産は、適切な区分、配列、分類及び評価の基準に従って記載しなければならない。</p>	<p>第47 表示区分</p> <p>貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部の三区分に分かち、更に資産の部を固定資産及び流動資産に、負債の部を固定負債及び流動負債に区分しなければならない。</p>
<p>[削る]</p>	<p>第48 資産、負債及び純資産の記載の基準</p> <p>資産、負債及び純資産は、適切な区分、配列、分類及び評価の基準に従って記載しなければならない。</p>
<p>第50 資産と負債・純資産の均衡及び配列</p> <p>1 貸借対照表の資産の合計金額は、負債と純資産の合計金額に一致しなければならない。</p> <p>2 資産及び負債の項目の配列は、この基準に定めるもののほか、固定性配列法によるものとする。</p>	<p>第50 資産と負債・純資産の均衡</p> <p>貸借対照表の資産の合計金額は、負債と純資産の合計金額に一致しなければならない。</p>
<p>[削る]</p>	<p>第51 配列</p> <p>資産及び負債の項目の配列は、この基準に定めるもののほか、固定性配列法によるものとする。</p>

第51 [略]

第52 資産の表示項目

[1・2 略]

3 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

[(1)～(3) 略]

(4) 長期貸付金（役員、職員又は関係法人に対する長期貸付金を除く。）

(5) 役員、職員又は関係法人に対する長期貸付金

[(6)～(8) 略]

(9) 退職給付引当金見返（公立大学法人を除く。）

(10) [略]

4 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

[(1)～(3) 略]

(4) 未収金

(5) 契約資産

(6) 棚卸資産（「第13 流動資産」(6)から(11)までに掲げる資産をいう。以下同じ。）

(7)～(10) [略]

(11) 賞与引当金見返（公立大学法人を除く。）

(12) [略]

第53 減価償却累計額の表示方法

1 有形固定資産に対する減価償却累計額は、その資産が属する科目ごとに取得原価から控除する形式で記載する。（注41）

[2 略]

<注41> 減価償却累計額について

減価償却累計額には、各年度の損益計算書に計上された減価償却費の累計額だけでなく、各年度の行政コスト計算書に計上された（公立大学法人においては、資本剰余金の控除項目として計上された）減価償却相当額の累計額が含まれる。

る。

第52 [同左]

第53 資産の表示項目

[1・2 同左]

3 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

[(1)～(3) 同左]

(4) 長期貸付金（役員、職員及び関係法人に対する長期貸付金を除く。）

(5) 役員、職員及び関係法人に対する長期貸付金

[(6)～(8) 同左]

[新設]

(9) [同左]

4 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

[(1)～(3) 同左]

(4) 未収入金

[新設]

(5) たな卸資産（「第13 流動資産」(5)から(10)までに掲げる資産をいう。以下同じ。）

(6)～(9) [同左]

[新設]

(10) [同左]

第54 減価償却累計額の表示方法

1 有形固定資産に対する減価償却累計額は、その資産が属する科目ごとに取得原価から控除する形式で記載する。（注40）

[2 同左]

<注40> 減価償却累計額について

減価償却累計額には、各年度の損益計算書に計上された減価償却費の累計額だけでなく、損益外減価償却相当額の累計額が含まれる。

第54 負債の表示項目

1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

(1) 資産見返負債（公立大学法人を除く。）

[(2) 略]

(3) 長期繰延補助金等（公立大学法人に限る。）

(4)～(13) [略]

2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

[(1)～(16) 略]

(17) 契約負債

(18) [略]

(19) 科学研究費助成事業等預り金（公立大学法人に限る。）

(20)～(24) [略]

第55 純資産の表示項目

[1 略]

2 公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、資本剰余金について、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第20 行政コストの定義（公立大学法人を除く。）」におけるその他行政コストに含まれる取引の累計額を、それぞれ減価償却相当累計額、減損損失相当累計額、利息費用相当累計額、承継資産に係る費用相当累計額及び除売却差額相当累計額として控除して表示しなければならない。

3 利益剰余金は、積立金、法第40条第4項において定められている場合における前中期目標等期間繰越積立金、目的積立金及び当期末処分利益に区分して表示する。なお、当期末処分利益の内訳として、当期総利益を表示するものとする。

4 公立大学法人においては、資本剰余金について資本剰余金の総額を表示するとともに、「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額の累計額又は減損損失相当額の累計額、「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額の累計額及び利息費用相当額の累計額を、それぞれ減価償却相当累計額又は減損損失相当累計額及び利息費用相当累計額及び除

第55 負債の表示項目

1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

(1) 資産見返負債

[(2) 同左]

[新設]

(3)～(12) [同左]

2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

[(1)～(16) 同左]

[新設]

(17) [同左]

(18) 預り科学研究費補助金等（公立大学法人に限る。）

(19)～(23) [同左]

第56 純資産の表示項目

[1 同左]

2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準「6 減損額の会計処理」(2)を行うこととされた固定資産の損益外減損損失相当額の累計額及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る損益外減価償却相当額の累計額及び損益外利息費用相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額又は損益外減損損失累計額及び損益外利息費用累計額として控除して表示しなければならない。

3 利益剰余金は、法第40条第1項に基づく積立金（以下「積立金」という。）、法第40条第4項において定められている場合における前中期目標等期間繰越積立金、法第40条第3項により中期計画で定める用途に充てるために、用途ごとに適切な名称を付した積立金（以下「目的積立金」という。）及び当期末処分利益に区分して表示する。なお、当期末処分利益の内訳として、当期総利益を表示するものとする。

[新設]

売却差額相当累計額として加算又は控除して表示しなければならない。

5. その他有価証券の評価差額は、利益剰余金の次に評価・換算差額等として別に区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目により表示しなければならない。

第56 貸借対照表の様式

1 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。

貸借対照表	
(〇〇年3月31日)	
資産の部	
I 固定資産	
1・2 [略]	
3 投資その他の資産	
投資有価証券	×××
関係会社株式	×××
長期貸付金	×××
関係法人長期貸付金	×××
長期前払費用	×××
未収財源措置予定額	×××
退職給付引当金見返	×××
・・・	×××
投資その他の資産合計	×××
固定資産合計	×××
II 流動資産	
現金及び預金	×××
有価証券	×××
受取手形	×××
貸倒引当金	×××
未収金	×××
貸倒引当金	×××
契約資産	×××
貸倒引当金	×××

4. その他有価証券の評価差額は、利益剰余金の次に別に区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目により表示しなければならない。

第57 貸借対照表の様式

1 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。

貸借対照表	
(平成〇〇年3月31日)	
資産の部	
I 固定資産	
1・2 [同左]	
3 投資その他の資産	
投資有価証券	×××
関係会社株式	×××
長期貸付金	×××
関係法人長期貸付金	×××
長期前払費用	×××
未収財源措置予定額	×××
・・・	×××
投資その他の資産合計	×××
固定資産合計	×××
II 流動資産	
現金及び預金	×××
有価証券	×××
受取手形	×××
貸倒引当金	×××
未収入金	×××
貸倒引当金	×××

棚卸資産	×××			たな卸資産	×××		
前渡金	×××			前渡金	×××		
前払費用	×××			前払費用	×××		
未収収益	×××			未収収益	×××		
賞与引当金見返	×××			・・・	×××		
・・・	×××			流動資産合計		×××	
流動資産合計		×××		資産合計			×××
資産合計			×××				
負債の部				負債の部			
I 固定負債				I 固定負債			
資産見返負債				資産見返負債			
資産見返運営費交付金	×××			資産見返運営費交付金	×××		
資産見返補助金等	×××			資産見返補助金等	×××		
資産見返寄附金	×××			資産見返寄附金	×××		
建設仮勘定見返				建設仮勘定見返			
運営費交付金	×××			運営費交付金	×××		
建設仮勘定見返				建設仮勘定見返			
施設費	×××			施設費	×××		
建設仮勘定見返				建設仮勘定見返			
補助金等	×××	×××		補助金等	×××	×××	
長期預り補助金等		×××		長期預り補助金等		×××	
長期寄附金債務		×××		長期寄附金債務		×××	
長期借入金		×××		長期借入金		×××	
引当金				引当金			
退職給付引当金	×××			退職給付引当金	×××		
(何)引当金	×××			追加退職給付引当金	×××		
・・・	×××	×××		(何)引当金	×××		
資産除去債務		×××		・・・	×××	×××	
長期未払金		×××		資産除去債務		×××	
・・・		×××		長期未払金		×××	
固定負債合計			×××	・・・		×××	
				固定負債合計			×××

II 流動負債			II 流動負債		
運営費交付金債務	×××		運営費交付金債務	×××	
預り手数料	×××		預り手数料	×××	
預り手当財源等	×××		預り手当財源等	×××	
預り施設費	×××		預り施設費	×××	
預り補助金等	×××		預り補助金等	×××	
寄附金債務	×××		寄附金債務	×××	
短期借入金	×××		短期借入金	×××	
一年以内返済予定長期借入金	×××		一年以内返済予定長期借入金	×××	
未払金	×××		未払金	×××	
未払費用	×××		未払費用	×××	
未払消費税等	×××		未払消費税等	×××	
契約負債	×××				
前受金	×××		前受金	×××	
預り金	×××		預り金	×××	
前受収益	×××		前受収益	×××	
引当金			引当金		
賞与引当金	×××				
(何)引当金	×××		(何)引当金	×××	
・・・	×××	×××	・・・	×××	×××
資産除去債務	×××		資産除去債務	×××	
・・・	×××		・・・	×××	
流動負債合計		×××	流動負債合計		×××
負債合計		×××	負債合計		×××
純資産の部			純資産の部		
I 資本金			I 資本金		
地方公共団体出資金	×××		地方公共団体出資金	×××	
資本金合計		×××	資本金合計		×××
II 資本剰余金			II 資本剰余金		
資本剰余金	×××		資本剰余金	×××	
その他行政コスト累計額	-×××		損益外減価償却累計額 (-)	-×××	
減価償却相当累計額 (-)	-×××				

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">減損損失相当累計額 (-)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">- × × ×</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>利息費用相当累計額 (-)</td> <td style="text-align: right;">- × × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>承継資産に係る費用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相当累計額 (-)</td> <td style="text-align: right;">- × × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>除売却差額相当累計額 (-)</td> <td style="text-align: right;">- × × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>資本剰余金合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>III [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>IV 評価・換算差額等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ...</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 評価・換算差額等合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>純資産合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>負債純資産合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> </table> <p>[2 略]</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表 (〇〇年3月31日)</p> <p>資産の部</p> <p>I [略]</p> <p>II 流動資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金及び預金</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">× × ×</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>未収学生納付金収入</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 徴収不能引当金</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>未収附属病院収入</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 徴収不能引当金</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>受取手形</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>契約資産</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> </table>	減損損失相当累計額 (-)	- × × ×		利息費用相当累計額 (-)	- × × ×		承継資産に係る費用			相当累計額 (-)	- × × ×		除売却差額相当累計額 (-)	- × × ×					資本剰余金合計		× × ×				III [略]						IV 評価・換算差額等			その他有価証券評価差額金	× × ×		...	× × ×		評価・換算差額等合計		× × ×	純資産合計		× × ×	負債純資産合計		× × ×	現金及び預金	× × ×		未収学生納付金収入	× × ×		徴収不能引当金	× × ×	× × ×	未収附属病院収入	× × ×		徴収不能引当金	× × ×	× × ×	受取手形	× × ×		貸倒引当金	× × ×	× × ×	契約資産	× × ×		貸倒引当金	× × ×	× × ×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">損益外減損損失累計額 (-)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">- × × ×</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>損益外利息費用累計額 (-)</td> <td style="text-align: right;">- × × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>資本剰余金合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>III [同左]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>純資産合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>負債純資産合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> </table> <p>[2 同左]</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表 (平成〇〇年3月31日)</p> <p>資産の部</p> <p>I [同左]</p> <p>II 流動資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金及び預金</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">× × ×</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>未収学生納付金収入</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 徴収不能引当金</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>未収附属病院収入</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 徴収不能引当金</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>受取手形</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> </table>	損益外減損損失累計額 (-)	- × × ×		損益外利息費用累計額 (-)	- × × ×					資本剰余金合計		× × ×				III [同左]						IV			その他有価証券評価差額金		× × ×	純資産合計		× × ×	負債純資産合計		× × ×	現金及び預金	× × ×		未収学生納付金収入	× × ×		徴収不能引当金	× × ×	× × ×	未収附属病院収入	× × ×		徴収不能引当金	× × ×	× × ×	受取手形	× × ×		貸倒引当金	× × ×	× × ×
減損損失相当累計額 (-)	- × × ×																																																																																																																																	
利息費用相当累計額 (-)	- × × ×																																																																																																																																	
承継資産に係る費用																																																																																																																																		
相当累計額 (-)	- × × ×																																																																																																																																	
除売却差額相当累計額 (-)	- × × ×																																																																																																																																	
資本剰余金合計		× × ×																																																																																																																																
III [略]																																																																																																																																		
IV 評価・換算差額等																																																																																																																																		
その他有価証券評価差額金	× × ×																																																																																																																																	
...	× × ×																																																																																																																																	
評価・換算差額等合計		× × ×																																																																																																																																
純資産合計		× × ×																																																																																																																																
負債純資産合計		× × ×																																																																																																																																
現金及び預金	× × ×																																																																																																																																	
未収学生納付金収入	× × ×																																																																																																																																	
徴収不能引当金	× × ×	× × ×																																																																																																																																
未収附属病院収入	× × ×																																																																																																																																	
徴収不能引当金	× × ×	× × ×																																																																																																																																
受取手形	× × ×																																																																																																																																	
貸倒引当金	× × ×	× × ×																																																																																																																																
契約資産	× × ×																																																																																																																																	
貸倒引当金	× × ×	× × ×																																																																																																																																
損益外減損損失累計額 (-)	- × × ×																																																																																																																																	
損益外利息費用累計額 (-)	- × × ×																																																																																																																																	
資本剰余金合計		× × ×																																																																																																																																
III [同左]																																																																																																																																		
IV																																																																																																																																		
その他有価証券評価差額金		× × ×																																																																																																																																
純資産合計		× × ×																																																																																																																																
負債純資産合計		× × ×																																																																																																																																
現金及び預金	× × ×																																																																																																																																	
未収学生納付金収入	× × ×																																																																																																																																	
徴収不能引当金	× × ×	× × ×																																																																																																																																
未収附属病院収入	× × ×																																																																																																																																	
徴収不能引当金	× × ×	× × ×																																																																																																																																
受取手形	× × ×																																																																																																																																	
貸倒引当金	× × ×	× × ×																																																																																																																																

有価証券	×××		有価証券	×××	
棚卸資産	×××		たな卸資産	×××	
医薬品及び診療材料	×××		医薬品及び診療材料	×××	
前渡金	×××		前渡金	×××	
前払費用	×××		前払費用	×××	
未収収益	×××		未収収益	×××	
・・・	×××		・・・	×××	
流動資産合計		×××	流動資産合計		×××
資産合計		×××	資産合計		×××
負債の部			負債の部		
I 固定負債			I 固定負債		
長期繰延補助金等			資産見返負債		
		×××	資産見返運営費交付金等	×××	
			資産見返補助金等	×××	
			資産見返寄附金	×××	
			建設仮勘定見返運営費交付金	×××	
			建設仮勘定見返施設費	×××	
			建設仮勘定見返補助金等	×××	×××
長期寄附金債務	×××		長期寄附金債務	×××	
長期前受受託研究費	×××		長期前受受託研究費	×××	
長期前受共同研究費	×××		長期前受共同研究費	×××	
長期前受受託事業費等	×××		長期前受受託事業費等	×××	
長期借入金	×××		長期借入金	×××	
公立大学法人債	×××		公立大学法人債	×××	
債券発行差額	×××	×××	債券発行差額	×××	×××
引当金			引当金		
退職給付引当金	×××		退職給付引当金	×××	
追加退職給付引当金	×××		追加退職給付引当金	×××	
(何)引当金	×××		(何)引当金	×××	
・・・	×××	×××	・・・	×××	×××

資産除去債務	×××		資産除去債務	×××	
長期未払金	×××		長期未払金	×××	
・・・	×××		・・・	×××	
固定負債合計		×××	固定負債合計		×××
II 流動負債			II 流動負債		
運営費交付金債務	×××		運営費交付金債務	×××	
授業料債務	×××		授業料債務	×××	
預り施設費	×××		預り施設費	×××	
預り補助金等	×××		預り補助金等	×××	
寄附金債務	×××		寄附金債務	×××	
前受受託研究費	×××		前受受託研究費	×××	
前受共同研究費	×××		前受共同研究費	×××	
前受受託事業費等	×××		前受受託事業費等	×××	
短期借入金	×××		短期借入金	×××	
一年以内返済予定長期借入金	×××		一年以内返済予定長期借入金	×××	
一年以内償還予定公立大学法人債	×××		一年以内償還予定公立大学法人債	×××	
債券発行差額	×××	×××	債券発行差額	×××	×××
未払金	×××		未払金	×××	
契約負債	×××				
未払費用	×××		未払費用	×××	
未払消費税等	×××		未払消費税等	×××	
前受金	×××		前受金	×××	
科学研究費助成事業等預り金	×××		預り科学研究費補助金等	×××	
預り金	×××		預り金	×××	
前受収益	×××		前受収益	×××	
引当金			引当金		
(何)引当金	×××		(何)引当金	×××	
・・・	×××	×××	・・・	×××	×××
資産除去債務	×××		資産除去債務	×××	
・・・	×××		・・・	×××	
流動負債合計		×××	流動負債合計		×××
負債合計		×××	負債合計		×××

純資産の部	
[I 略]	
II 資本剰余金	
資本剰余金	×××
減価償却相当累計額 (－)	－×××
減損損失相当累計額 (－)	－×××
利息費用相当累計額 (－)	－×××
除売却差額相当累計額 (－)	－×××
資本剰余金合計	×××
III 利益剰余金 (又は繰越欠損金)	
前中期目標期間繰越積立金	×××
(何) 積立金	×××
積立金	×××
当期末処分利益	×××
(又は当期末処理損失)	
(うち当期総利益 (又は当期総損失))	×××
利益剰余金 (又は繰越欠損金) 合計	×××
IV 評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	×××
・・・	×××
評価・換算差額等合計	×××
純資産合計	×××
負債純資産合計	×××
<u>第57 注記事項</u>	
貸借対照表については、その他行政コスト累計額のうち、地方行政法人に対する出資を財源に取得した資産に係る金額を注記しなければならない。(公立大学法人を除く。)	
<u>第6節 行政コスト計算書 (公立大学法人を除く。)</u>	
第58 表示区分、分類及び表示項目	

純資産の部	
[I 同左]	
II 資本剰余金	
資本剰余金	×××
損益外減価償却累計額 (－)	－×××
損益外減損損失累計額 (－)	－×××
損益外利息費用累計額 (－)	－×××
資本剰余金合計	×××
III 利益剰余金 (又は繰越欠損金)	
前中期目標期間繰越積立金	×××
(何) 積立金	×××
積立金	×××
当期末処分利益	×××
(又は当期末処理損失)	
(うち当期総利益 (又は当期総損失))	×××
利益剰余金 (又は繰越欠損金) 合計	×××
IV	
その他有価証券評価差額金	×××
純資産合計	×××
負債純資産合計	×××
[新設]	
[新設]	

1 行政コスト計算書には、コストの発生原因ごとに、損益計算書上の費用及びその他行政コストに分類して、行政コストを表示しなければならない。

2 その他行政コストは、「第20 行政コストの定義（公立大学法人を除く。）」におけるその他行政コストに含まれる取引を、それぞれ減価償却相当額、減損損失相当額、利息費用相当額、承継資産に係る費用相当額及び除売却差額相当額として表示しなければならない。

第59 行政コスト計算書の様式

行政コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

行政コスト計算書

(〇〇年4月1日～〇〇年3月31日)

I 損益計算書上の費用

(何)業務費	×××
一般管理費	×××
財務費用	×××
雑損	×××
臨時損失	×××

損益計算書上の費用合計 ×××

II その他行政コスト

減価償却相当額	×××
減損損失相当額	×××
利息費用相当額	×××
承継資産に係る費用相当額	×××
除売却差額相当額	×××

その他行政コスト合計 ×××

III 行政コスト ×××

第60 注記事項

1 行政コスト計算書には、地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストを注記しなければならない。

2 地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストは、行政コストから自己収入等を控除し、国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用を加算することにより算定される。(注42)

<注42> 自己収入等、国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用について

1 自己収入等には、運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益が含まれるが、次の収益は含まれない。

(1) 特殊法人又は独立行政法人等から交付される補助金又は助成金等に係る収益のうち、当該交付法人が国又は地方公共団体から交付された補助金等を財源とするもの

(2) 地方公共団体からの現物出資が、消費税の課税仕入とみなされることによって生じた還付消費税に係る収益

(3) 「第82 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理」による財源措置予定額収益

2 国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用は、次の項目とする

(1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用

(2) 地方公共団体出資等から生ずる機会費用

(3) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用

(4) 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用

3 国又は地方公共団体の財産の減額された使用料による貸借とは、貸主である国又は地方公共団体が法令の規定に従い減額して貸し付けている場合の当該貸借であり、また国又は地方公共団体からの有利な条件による融資とは、貸主である国又は地方公共団体が政策的に低利融資を行っている場合の当該融資をいう。

4 国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行い、その計算方法を注記する。

(1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用は、例えば近隣の地代や賃貸料等を参考に計算を行う。

(2) 地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第79 運営費交付金の会計処理」、「第80 施設費の会計処理」及び「第81 補助

<p>金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、次の額を控除した地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとする。</p> <p>ア 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」による減価償却相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減価償却相当累計額を除く。）及び承継資産に係る費用相当累計額</p> <p>イ 減損損失相当累計額（目的積立金を財源として生じた資本剰余金に対応する額を除く。）</p> <p>ウ 除売却差額相当累計額（目的積立金を財源として生じた資本剰余金に対応する額を除く。）</p> <p>(3) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用は、当該融資の各事業年度における平均残高に通常の調達利率と実際の融資利率との差の利率を乗じて計算することとする。</p> <p>5 なお、地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストには、設立団体内の企画立案部門の費用等までは含まれないものとし、上記に示した項目に限定する。</p>	
<p>第7節 損益計算書</p> <p>第61 [略]</p> <p>第62 [略]</p> <p>第63 [略]</p> <p>第64 損益計算書科目の分類及び表示科目</p> <p>[1 略]</p> <p>2 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、固定資産売却損益、減損損失、災害損失等の臨時損益を記載し、当期純利益を計算する。(注43)</p> <p>3 [略]</p> <p>4 業務費及び一般管理費については、これらを構成する費用の内容に応じて区分し、それぞれにその内容を表す適切な名称を付して表示するものとする。</p> <p>5 運営費交付金収益（公立大学法人については運営費交付金収益及び授業料収益）は、「第79</p>	<p>第6節 損益計算書</p> <p>第58 [同左]</p> <p>第59 [同左]</p> <p>第60 [同左]</p> <p>第61 損益計算書科目の分類</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、固定資産売却損益、減損損失、災害損失等の臨時損益を記載し、当期純利益を計算する。(注41)</p> <p>[3 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>運営費交付金の会計処理</u>による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。</p> <p><u>6 補助金等収益は、「第81 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。なお、補助金等収益は、補助金等の交付決定区分ごとに適切な名称を付して表示する。</u></p> <p><u>7 寄附金収益は、「第83 寄附金の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。</u></p> <p><u><注43></u> [略]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p><u>第65 損益計算書の様式</u></p> <p>1 損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">損益計算書 (<u>〇〇年</u>4月1日～<u>〇〇年</u>3月31日)</p> <p>経常費用 (何)業務費</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u><注41></u> [同左]</p> <p><u>第62 費用の表示項目</u></p> <p>業務費及び一般管理費については、これらを構成する費用の内容に応じて区分し、それぞれにその内容を表す適切な名称を付して表示するものとする。</p> <p><u>第63 収益の表示項目</u></p> <p>1 運営費交付金収益（公立大学法人については運営費交付金収益及び授業料収益）は、「第79 運営費交付金の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。</p> <p>2 受託収入、手数料収入、売上高等については、実現主義の原則に従い、サービスの提供又は商品等の販売によって実現したもののみをそれぞれ適切な名称を付して表示する。</p> <p>3 補助金等収益は、「第81 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。なお、補助金等収益は、補助金等の交付決定区分ごとに適切な名称を付して表示する。</p> <p>4 寄附金収益は、「第83 寄附金の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。</p> <p><u>第64 損益計算書の様式</u></p> <p>1 損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">損益計算書 (平成<u>〇〇年</u>4月1日～平成<u>〇〇年</u>3月31日)</p> <p>経常費用 (何)業務費</p>
---	---

・・・	×××			・・・	×××		
減価償却費	×××			減価償却費	×××		
貸倒引当金繰入	×××			貸倒引当金繰入	×××		
(何)引当金繰入	×××			(何)引当金繰入	×××		
・・・	×××	×××		・・・	×××	×××	
一般管理費				一般管理費			
・・・	×××			・・・	×××		
減価償却費	×××			減価償却費	×××		
・・・	×××	×××		・・・	×××	×××	
財務費用				財務費用			
支払利息	×××			支払利息	×××		
・・・	×××	×××		・・・	×××	×××	
雑損		×××		雑損		×××	
経常費用合計			×××	経常費用合計			×××
経常収益				経常収益			
運営費交付金収益		×××		運営費交付金収益		×××	
(何)手数料収入		×××		(何)手数料収入		×××	
(何)入場料収入		×××		(何)入場料収入		×××	
受託収入		×××		受託収入		×××	
補助金等収益		×××		補助金等収益		×××	
財源措置予定額収益		×××		財源措置予定額収益		×××	
寄附金収益		×××		寄附金収益		×××	
賞与引当金見返に係る収益		×××					
退職給付引当金見返に係る収益		×××					
財務収益				財務収益			
受取利息	×××			受取利息	×××		
・・・	×××	×××		・・・	×××	×××	
雑益		×××		雑益		×××	
経常収益合計			×××	経常収益合計			×××
経常利益			×××	経常利益			×××
臨時損失				臨時損失			
固定資産除却損		×××		固定資産除却損		×××	

減損損失	×××	減損損失	×××
・・・	××× ×××	・・・	××× ×××
臨時利益		臨時利益	
固定資産売却益	×××	固定資産売却益	×××
(何)引当金戻入益	×××	(何)引当金戻入益	×××
・・・	××× ×××	・・・	××× ×××
当期純利益	×××	当期純利益	×××
目的積立金取崩額	×××	目的積立金取崩額	×××
当期総利益	×××	当期総利益	×××
[2 略]		[2 同左]	
損益計算書 (〇〇年4月1日～〇〇年3月31日)		損益計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)	
[略]		[同左]	
第8節 純資産変動計算書		[新設]	
第66 表示区分、分類及び表示項目			
1 純資産変動計算書には、貸借対照表の純資産の部の分類及び表示項目に係る当期首残高、当期変動額及び当期末残高を表示しなければならない。(注44)			
2 当期変動額は、資本金の当期変動額、資本剰余金の当期変動額、利益剰余金(又は繰越欠損金)の当期変動額及び評価・換算差額等の当期変動額に分類しなければならない。			
3 利益剰余金(又は繰越欠損金)の当期変動額は、利益の処分又は損失の処理及びその他に区分して表示しなければならない。			
4 評価・換算差額等の当期変動額には、当期変動額の純額を表示するものとする。			
5 当期変動額については、これらを構成する純資産の変動の内容に応じて区分し、それぞれにその内容を表す適切な名称を付して表示するものとする。			
6 当期変動額の表示は、おおむね貸借対照表における表示の順序によることとする。			
<注44> 純資産変動計算書の表示について			
1 資本金合計、資本剰余金合計又は利益剰余金(又は繰越欠損金)合計の表示は省略す			

ることができる。

2 貸借対照表の純資産の部における資本剰余金の表示項目は、資本剰余金及びその他行政コスト累計額に区分されるが、そのうち資本剰余金については、その内訳項目を表示し、内訳項目ごとに当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を純資産変動計算書に表示することができる。この場合、附属明細書に含まれる資本剰余金の明細を作成しないことができる。

第67 純資産変動計算書の様式

純資産変動計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

純資産変動計算書
(〇〇年4月1日～〇〇年3月31日)

	I 資本金			II 資本剰余金							III 利益剰余金 (又は繰越欠損金)				IV 評価・換算差額等			純資産合計
	設立団体 出資金	その他 地方公 共団体 出資金	資本金 合計	資本剰 余金	繰越償 却引当 金計額 (-)	繰越損 失引当 金計額 (-)	利息費 用引当 金計額 (-)	承継資 産に係 る費用 引当金 計額 (-)	除売却 差額引 当金計 額 (-)	資本剰余 金合計	前中期 目標額 繰越額 積立金	(何) 種立金	積立金	当期末 純利益 (又は 当期純 損失)	うち当 期純利 益(又は 当期純 損失) の繰越 額	利益剰 余金 (又は 繰越欠 損金)計 額	その他 有価証 券評価 差額金 ・・・	
当期首残高																		
当期変動額																		
I 資本金の当期変動額																		
出資金の受入																		
出資等に係る不要財産の出資等団体への 納付による戻資																		
II 資本剰余金の当期変動額																		
固定資産の取得																		
固定資産の除売却																		
減価償却																		
固定資産の減損																		
時の経過による資産除去債務の増加																		
資産除去債務の履行に伴う取り崩し																		
承継資産の使用等																		
出資等に係る不要財産の出資等団体への 納付																		
・・・																		
その他の資本剰余金の当期変動額 (純額)																		
III 利益剰余金 (又は繰越欠損金) の当期変動額																		
(1) 利益の処分又は損失の処理																		
前中期目標額からの繰越し																		
利益処分による積立																		
利益処分 (又は損失処理) による取り崩し																		
設立団体等納付金の納付																		
・・・																		
(2) その他																		
当期純利益 (又は当期純損失)																		
前中期目標額繰越積立金取崩額																		
目的積立金取崩額																		
・・・																		
その他の利益剰余金の当期変動額 (純額)																		
IV 評価・換算差額等の当期変動額 (純額)																		
当期変動額合計																		
当期末残高																		

第9節 キャッシュ・フロー計算書

第68 表示区分

1 キャッシュ・フロー計算書には、業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分を設けなければならない。(注45)

第7節 キャッシュ・フロー計算書

第65 表示区分

1 キャッシュ・フロー計算書には、業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分を設けなければならない。(注42)

<p>2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。(注46)</p> <p>3 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。(注47)</p> <p>4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。(注48)</p> <p>[5 略]</p> <p>6 受取利息、受取配当及び支払利息に係るキャッシュ・フローは、いずれも業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。ただし、試験研究地方独立行政法人及び公立大学法人については、受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。(注49)</p> <p><u>注45</u> キャッシュ・フロー計算書の表示区分について</p> <p>[1～7 略]</p> <p>8 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、増減資による資金の収入・<u>支出</u>、<u>債券の発行・償還</u>及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。</p> <p>[9 略]</p> <p>10 9にかかわらず、試験研究地方独立行政法人及び公立大学法人の場合、外部資金による資産運用等により利息収入等を見込める場合があることから、利息の表示区分としては、損益の算定に含まれる受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。</p> <p><u>注46</u> 業務活動によるキャッシュ・フローの区分について</p> <p>業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。</p> <p>[(1)～(8) 略]</p> <p>(9) 利息及び配当金の<u>受取額</u> (試験研究地方独立行政法人及び公立大学法人以外の地方独立行政法人に限る。)</p> <p>(10) 利息の<u>支払額</u> (試験研究地方独立行政法人及び公立大学法人以外の地方独立行政法人に限る。)</p> <p>[(11) 略]</p>	<p>2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。(注43)</p> <p>3 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。(注44)</p> <p>4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。(注45)</p> <p>[5 同左]</p> <p>6 受取利息、受取配当及び支払利息に係るキャッシュ・フローは、いずれも業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。ただし、公立大学法人については、受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。(注46)</p> <p><u>注42</u> キャッシュ・フロー計算書の表示区分について</p> <p>[1～7 同左]</p> <p>8 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、増減資による資金の収入・<u>支出</u>及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。</p> <p>[9 同左]</p> <p>10 9にかかわらず、公立大学法人の場合、外部資金による資産運用等により利息収入等を見込める場合があることから、利息の表示区分としては、損益の算定に含まれる受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。</p> <p><u>注43</u> 業務活動によるキャッシュ・フローの区分について</p> <p>業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。</p> <p>[(1)～(8) 同左]</p> <p>(9) 利息及び配当金の<u>受取額</u> (公立大学法人以外の地方独立行政法人に限る。)</p> <p>(10) 利息の<u>支払額</u> (公立大学法人以外の地方独立行政法人に限る。)</p> <p>[(11) 同左]</p>
---	--

<注47> 投資活動によるキャッシュ・フローの区分について

投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

〔(1)～(6) 略〕

(7) 金銭出資による支出（試験研究地方独立行政法人及び公立大学法人に限る。）

〔(8) 略〕

(9) 利息及び配当金の受取額（試験研究地方独立行政法人及び公立大学法人に限る。）

<注48> 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について

財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

〔(1)～(8) 略〕

(9) 利息の支払額（試験研究地方独立行政法人及び公立大学法人に限る。）

<注49> 〔略〕

第69 〔略〕

第70 キャッシュ・フロー計算書の様式

1 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書
(〇〇年4月1日～〇〇年3月31日)

〔I～VII 略〕

2 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書
(〇〇年4月1日～〇〇年3月31日)

〔I～VII 略〕

<注44> 投資活動によるキャッシュ・フローの区分について

投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

〔(1)～(6) 同左〕

(7) 金銭出資による支出（公立大学法人に限る。）

〔(8) 同左〕

(9) 利息及び配当金の受取額（公立大学法人に限る。）

<注45> 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について

財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

〔(1)～(8) 同左〕

(9) 利息の支払額（公立大学法人に限る。）

<注46> 〔同左〕

第66 〔同左〕

第67 キャッシュ・フロー計算書の様式

1 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

〔I～VII 同左〕

2 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

〔I～VII 同左〕

第71 注記事項

キャッシュ・フロー計算書については、次の事項を注記しなければならない。

〔(1) 略〕

(2) 重要な非資金取引（注50）

〔(3) 略〕

＜注50＞ 重要な非資金取引について

キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。

(1) 現物出資の受入れによる資産の取得

〔(2)～(9) 略〕

第10節 利益の処分又は損失の処理に関する書類

第72 〔略〕

第73 〔略〕

第74 〔略〕

第75 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあつては「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）としてその総額を表示しなければならない。（参考）

＜参考＞ 経営努力認定の考え方について

〔1 略〕

2 前項1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというのではなく、合理的な使途でなければならない。

〔3 略〕

第68 注記事項

キャッシュ・フロー計算書については、次の事項を注記しなければならない。

〔(1) 同左〕

(2) 重要な非資金取引（注47）

〔(3) 同左〕

＜注47＞ 重要な非資金取引について

キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。

(1) 現物出資の受入による資産の取得

〔(2)～(9) 同左〕

第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類

第69 〔同左〕

第70 〔同左〕

第71 〔同左〕

第72 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあつては「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）としてその総額を表示しなければならない。（参考）

＜参考＞ 経営努力認定の考え方について

〔1 同左〕

2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというのではなく、合理的な使途でなければならない。

〔3 同左〕

4 具体的には、以下の考え方によるものとする。

(1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第20 行政コストの定義（公立大学法人を除く。）」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること

[(2) ・ (3) 略]

第76 利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の様式

利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の標準的な様式は、次のとおりとする。

利益の処分に関する書類

(〇〇年〇月〇日)

[I ・ II 略]

損失の処理に関する書類

(〇〇年〇月〇日)

[I ～ III 略]

[削る]

4 具体的には、以下の考え方によるものとする。

(1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること

[(2) ・ (3) 同左]

第73 利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の様式

利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の標準的な様式は、次のとおりとする。

利益の処分に関する書類

(平成〇〇年〇月〇日)

[I ・ II 同左]

損失の処理に関する書類

(平成〇〇年〇月〇日)

[I ～ III 同左]

第9節 行政サービス実施コスト計算書

第74 表示区分

1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額、損益外除売却差額相当額、引当外賞与増加見積額、引当外退職給付増加見積額及び機会費用に区分して表示しなければならない。

2 業務費用は、損益計算書における費用相当額を計上し、更にこれより運営費交付金に基づく収益及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を差し引いて業務費用を計上する。

3 機会費用は、国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずるものと、地方公共団体出資から生ずるもの、国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずるものとを区別して表示する。

第75 行政サービス実施コスト計算書の様式

1 行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

行政サービス実施コスト計算書
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I 業務費用

(1) 損益計算書上の費用

(何)業務費	×××	
一般管理費	×××	×××

(2) (控除)自己収入等

(何)手数料収入	-×××	
(何)入場料収入	-×××	-×××

業務費用合計		×××
--------	--	-----

II 損益外減価償却相当額		×××
---------------	--	-----

III 損益外減損損失相当額		×××
----------------	--	-----

IV 損益外利息費用相当額		×××
---------------	--	-----

V 損益外除売却差額相当額		×××
---------------	--	-----

VI 引当外賞与増加見積額		×××
---------------	--	-----

VII 引当外退職給付増加見積額		×××
------------------	--	-----

VIII 機会費用

国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	×××	
地方公共団体出資等の機会費用		×××

	無利子又は通常よりも有利な条件 による融資取引の機会費用	×××	×××
IX	行政サービス実施コスト		×××
2	公立大学法人の行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。		
	行政サービス実施コスト計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)		
I	業務費用		
	(1) 損益計算書上の費用		
	業務費	×××	
	一般管理費	×××	×××
	(2) (控除) 自己収入等		
	授業料収益	-×××	
	入学金収益	-×××	
	検定料収益	-×××	
	附属病院収益	-×××	
	受託研究収益	-×××	
	共同研究収益	-×××	
	受託事業等収益	-×××	
	寄附金収益	-×××	
	・・・	-×××	-×××
	業務費用合計		×××
II	損益外減価償却相当額		×××
III	損益外減損損失相当額		×××
IV	損益外利息費用相当額		×××
V	損益外除売却差額相当額		×××

	VI 引当外賞与増加見積額	×××	
	VII 引当外退職給付増加見積額	×××	
	VIII 機会費用		
	国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	×××	
	地方公共団体出資の機会費用	×××	
	無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	×××	×××
	IX 行政サービス実施コスト		×××
	第76 注記事項		
	行政サービス実施コスト計算書には、次の事項を注記しなければならない。(注48)		
	(1) 機会費用の内訳として、設立団体に係る額を記載するものとする。		
	(2) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用があるときは、その計算方法		
	(3) 地方公共団体出資の機会費用があるときは、計算に使用した利率		
	(4) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用があるときは、計算に使用した利率		
	<注48> 機会費用計算の注記について		
	機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行うものとする。		
	(1) 国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用は、例えば近隣の地代や賃貸料等を参考に計算を行い、その計算方法を注記する。		
	(2) 地方公共団体出資の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第79 運営費交付金の会計処理」、「第80 施設費の会計処理」及び「第81 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除		

第11節 附属明細書及び注記

第77 附属明細書

地方独立行政法人は、貸借対照表、行政コスト計算書（公立大学法人を除く。）及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注51）

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

(2) 棚卸資産の明細

〔(3)～(9) 略〕

(10) 資本剰余金の明細

(11) 目的積立金の取崩しの明細（公立大学法人に限る。）

(12) 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細（公立大学法人においては運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細。）

〔(13)～(20) 略〕

(21) 科学研究費助成事業等の明細

〔(22)～(24) 略〕

<注51> 附属明細書による開示について

〔1 略〕

2 有価証券については、流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区分し、更に売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他有価証券に区分して記載するほか、その他の関係会社有価証券を保有する場合は当該有価証券は区分して記

く。）及び損益外減損損失累計額並びに「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額を控除した地方公共団体出資の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。

(3) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用は、当該融資の各事業年度における平均残高に通常の調達利率と実際の融資利率との差の利率を乗じて計算することとし、その計算方法を注記する。

第10節 附属明細書及び注記

第77 附属明細書

地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注49）

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

(2) たな卸資産の明細

〔(3)～(9) 同左〕

(10) 資本金及び資本剰余金の明細

(11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

〔(13)～(20) 同左〕

(21) 科学研究費補助金等の明細

〔(22)～(24) 同左〕

<注49> 附属明細書による開示について

〔1 同左〕

2 有価証券については、流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区分し、さらに売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他有価証券に区分して記載するほか、その他の関係会社有価証券を保有する場合は当該有価証券は区分して記

<p>載しなければならない。</p> <p>[3 ・ 4 略]</p> <p>第78 注記</p> <p>1 地方独立行政法人の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、その作成日までに発生した重要な後発事象、固有の表示科目の内容その他地方独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。(注52)</p> <p>2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。ただし、公立大学法人において、<u>資本剰余金を減額したコスト等に関する注記及び科学研究費助成事業等に関する注記については、損益計算書の次に記載するものとする。(注53) (注54) (注55) (注56) (注57) (注58) (注59) (注60)</u></p> <p><u><注52> 財務諸表の表示に関する注記</u></p> <p><u>財務諸表に表示する「第12節 地方独立行政法人固有の会計処理」に伴う科目等については、財務諸表上に注記すること等により明瞭に表示する。</u></p> <p><u><注53> [略]</u></p> <p><u><注54> 重要な会計方針等の開示について</u></p> <p>[1 略]</p> <p>2 会計方針とは、地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。</p> <p>なお、会計方針の例としては次のようなものがある。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p><u>(3) 賞与引当金の計上基準</u></p> <p><u>(4) 退職給付に係る引当金の計上基準</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) 棚卸資産の評価基準及び評価方法</u></p> <p><u>(7) 収益及び費用の計上基準</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p><u>(9) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算方法</u></p> <p><u>(10) [略]</u></p> <p>[削る]</p>	<p>記載しなければならない。</p> <p>[3 ・ 4 同左]</p> <p>第78 注記</p> <p>1 地方独立行政法人の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、その作成日までに発生した重要な後発事象、固有の表示科目の内容その他地方独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。</p> <p>2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。<u>(注50) (注51) (注52) (注53) (注54)</u></p> <p>[新設]</p> <p><u><注50> [同左]</u></p> <p><u><注51> 重要な会計方針等の開示について</u></p> <p>[1 同左]</p> <p>2 会計方針とは、地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。</p> <p>なお、会計方針の例としては次のようなものがある。</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(3) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準</u></p> <p><u>(4) [同左]</u></p> <p><u>(5) たな卸資産の評価基準及び評価方法</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>(6) [同左]</u></p> <p><u>(7) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準</u></p> <p><u>(8) [同左]</u></p> <p><u>(9) 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法</u></p>
--	--

(11) 消費税等の会計処理

[3 略]

4 会計上の見積りとは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。当該事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク（有利となる場合及び不利となる場合の双方が含まれる。）がある項目における会計上の見積りの内容について、住民その他の利害関係者の理解に資する情報を開示する。

<注55> [略]

<注56> 金融商品及び賃貸等不動産の時価等に関する注記

- 1 保有する金融商品については、期末の時価等について注記する。
- 2 賃貸等不動産を保有している場合には、期末の時価等について注記する。

[削る]

<注57> 資本剰余金を減額したコスト等に関する注記（公立大学法人等に限る。）

当期総利益に、次に掲げる項目を加減した金額を注記するものとする。

- (1) 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額
- (2) 「第88 賞与引当金に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の賞与増加見積額
- (3) 「第89 退職給付に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付の増加見積額
- (4) 「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」の規定により、公立大学法人が中期計画又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額
- (5) 「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額
- (6) 固定資産の除売却に関連して資本剰余金を増減した除売却差額相当額。<注69>の譲渡取引により生じた譲渡差額及び譲渡取引にかかる費用を含む。
- (7) 「第80 施設費の会計処理」により、預り施設費から資本剰余金に振り替えた額

[新設]

[3 同左]

4 会計上の見積りとは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。

<注52> [同左]

<注53> 金融商品の時価等に関する注記

保有する金融商品については、期末の時価等について注記する。

<注54> 賃貸等不動産の時価等に関する注記

賃貸等不動産を保有している場合には、期末の時価等について注記する。

[新設]

<p><注58> <u>科学研究費助成事業等に関する注記</u></p> <p><u>科学研究費助成事業等の直接経費相当額のうち、当期に受け入れた金額及び当期に支出した金額を注記する。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><注59> <u>公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストに関する注記</u></p> <p>1 <u>公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストを注記するものとする。</u></p> <p>2 <u>公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストは、損益計算書上の費用から運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を控除し、「注57 資本剰余金を減額したコスト等に関する注記」に掲げる項目（(8)「第80 施設費の会計処理」により、預り施設費から資本剰余金に振り替えた額を除く。）及び国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用を加算することにより算定される。</u></p> <p>3 <u>公立大学法人の業務運営に関して、住民等の負担に帰せられるコストの計算において、損益計算上の費用から控除すべき収益は、住民等負担に帰せられない自己収入に限られる必要があり、例えば、次のような収益は控除すべき収益には含まれない。</u></p> <p>(1) <u>特殊法人又は独立行政法人等から交付される補助金又は助成金等に係る収益のうち、当該交付法人が国又は地方公共団体から交付された補助金等を財源とするもの</u></p> <p>(2) <u>国からの現物出資が、消費税の課税仕入とみなされることによって生じた還付消費税に係る収益</u></p> <p>(3) <u>財源措置予定額収益</u></p> <p>4 <u>国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用は、次の項目とする</u></p> <p>(1) <u>国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用</u></p> <p>(2) <u>地方公共団体出資等から生ずる機会費用</u></p> <p>(3) <u>国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用</u></p> <p>5 <u>国又は地方公共団体の財産の減額された使用料による貸借とは、貸主である国又は地方公共団体が法令の規定に従い減額して貸し付けている場合の当該貸借をいう。</u></p> <p>6 <u>国又は地方公共団体からの有利な条件による融資とは、貸主である国又は地方公共</u></p>	<p>[新設]</p>

団体が政策的に低利融資を行っている場合の当該融資をいう。

<注60> 機会費用計算の注記について

公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記には、次の事項を注記しなければならない。

(1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用があるときは、その計算方法

(2) 地方公共団体出資等の機会費用があるときは、計算に使用した利率

(3) 政府又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用があるときは、計算に使用した利率

なお、機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行うものとする。

(1) 国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用は、例えば近隣の地代や賃貸料等を参考に計算を行い、その計算方法を注記する。

(2) 地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金に「第79 運営費交付金の会計処理」、「第80 施設費の会計処理」及び「第81 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」による減価償却相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減価償却相当累計額を除く。）及び減損損失相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減損損失相当累計額を除く。）及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産の資産除去債務に係る減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額を除く。）を控除した地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。

(3) 政府又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用は、当該融資の各事業年度における平均残高に通常の調達利率と実際の融資利率との差の利率を乗じて計算することとし、その計算方法を注記する。

第12節 地方独立行政法人固有の会計処理

第79 運営費交付金の会計処理

[1 略]

[新設]

第11節 地方独立行政法人固有の会計処理

第79 運営費交付金の会計処理

[1 同左]

<p>2 運営費交付金債務は中期目標等の期間中は、運営費交付金を業務の進行に応じて収益化を行う方法（以下「業務達成基準」という。）によって収益化を行うことを原則とする。</p> <p>「収益化基準の単位としての業務」（以下「収益化単位の業務」という。）とは、法人の事務・事業など継続的に実施される活動を示し、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われている業務とする。</p> <p>なお、法人の総務部門や経理部門等の管理部門の活動は、収益化単位の業務には含まない。</p>	<p>2 運営費交付金債務は中期目標等の期間中は、運営費交付金を業務の進行に応じて収益化を行う方法（以下「業務達成基準」という。）によって収益化を行うことを原則とする。</p> <p>「収益化基準の単位としての業務」（以下「収益化単位の業務」という。）とは、法人の事務・事業など継続的に実施される活動を示し、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われている業務とし、「注37 セグメント情報の開示について」で示した中期目標等における一定の事業等のまとまりを細分化して設定される。</p> <p>「一定の事業等のまとまり」は、収益化単位の業務を集積したものであり、収益化単位の業務より一定の事業等のまとまりの方が大きいのが通常であるが、法人によっては、一定の事業等のまとまりの中で単一の業務のみを行っている場合など、両者が同一である場合もあり得る。すなわち、一般的に用いられる事業、業務の概念、関係性とは異なり、「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」における一定の事業等のまとまりの「事業等」と、収益化単位の業務の「業務」は、同一の概念である。</p> <p>なお、法人の総務部門や経理部門等の管理部門の活動は、収益化単位の業務には含まない。</p>
<p>3 公立大学法人以外の地方独立行政法人は、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする必要がある。（注61）</p> <p>[4～6 略]</p>	<p>3 公立大学法人以外の地方独立行政法人は、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする必要がある。（注55）</p> <p>[4～6 同左]</p>
<p>7 地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は授業料）に対応する額については、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) 取得固定資産等が運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料）により支出されたと合理的に特定できる場合においては、</p> <p>[ア 略]</p> <p>イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる<u>棚卸資産</u>（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるとき、<u>公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、その金額を運営費交付金債務から別の負債項目である資産見返運営費交付金に振り替える。公立大学法人においては、その金額を運営費交付金債務又は授業料債務から収益に振り替える。公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、資産見返運営費交付金に関して、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替える。</u></p> <p>(2) 取得固定資産等が運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料）により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金</p>	<p>7 地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は授業料）に対応する額については、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) 取得固定資産等が運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料）により支出されたと合理的に特定できる場合においては、</p> <p>[ア 同左]</p> <p>イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる<u>たな卸資産</u>（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるときは、その金額を<u>運営費交付金債務（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務）</u>から別の負債項目である<u>資産見返運営費交付金（公立大学法人については資産見返運営費交付金等。以下同じ。）</u>に振り替える。<u>資産見返運営費交付金は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、たな卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返運営費交付金戻入（公立大学法人については、資産見返運営費交付金等戻入）として収益に振り替える。</u></p> <p>(2) 取得固定資産等が運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料）により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金</p>

額を運営費交付金債務（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務）から収益に振り替える。（注62）

8 地方独立行政法人が、「第17 引当金」第2項に基づき賞与引当金見返を計上した場合には、引当金の取崩し時に当該引当金見返とそれに見合う運営費交付金債務とを相殺するものとする。（公立大学法人を除く。）

<注61> 収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係の明確化について

「収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする」とは、理事長が事業年度開始時点において、収益化単位の業務及び管理部門の活動に対応する運営費交付金の配分額を示すことをいう。

理事長が収益化単位の業務に対応する運営費交付金の配分額を示すに当たっては、業務費のうち、収益化単位の業務に横断的、共通的に発生する費用（人件費や修繕費等）については、原則として一定の基準を用いて各収益化単位の業務に配分する必要がある。

<注62> 運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金等）の会計処理について

[1～4 略]

5 例えば、期中に震災対応のための突発的な業務が複数発生し、当該業務の予算、期間等を見積もることができないなど、業務と運営費交付金との対応関係が示されない場合に限り、運営費交付金債務は、支出額を限度として収益化することを認める。

別途使途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。

なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<注54>「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。

6 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補填するために交付されたことが明

額を運営費交付金債務（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務）から収益に振り替える。（注56）

[新設]

<注55> 収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係の明確化について

1 運営費交付金を適切かつ効率的に使用するためには、法人内部において収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金との対応関係を明確にしておく必要がある。

2 収益化単位の業務は、P D C Aサイクル等の内部管理が機能するよう、原則として、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われる最小の単位の業務とする。管理部門の活動についても、例えば部門別などの細かい単位に細分化することとする。

3 「収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする」とは、理事長が事業年度開始時点において、収益化単位の業務及び管理部門の活動に対応する運営費交付金の配分額を示すことをいう。

理事長が収益化単位の業務に対応する運営費交付金の配分額を示すに当たっては、業務費のうち、収益化単位の業務に横断的、共通的に発生する費用（人件費や修繕費等）については、原則として一定の基準を用いて各収益化単位の業務に配分する必要がある。

<注56> 運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金等）の会計処理について

[1～4 同左]

5 例えば、期中に震災対応のための突発的な業務が複数発生し、当該業務の予算、期間等を見積もることができないなど、業務と運営費交付金との対応関係が示されない場合に限り、運営費交付金債務は、支出額を限度として収益化することを認める。

別途使途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。

なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<注51>「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。

6 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明

かといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。

[7・8 略]

9 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、その金額を運営費交付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費交付金を本来の科目（資本剰余金又は資産見返運営費交付金）に振り替えるものとする。公立大学法人においては、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から資本剰余金又は運営費交付金収益に振り替えるものとする。

10 資産見返運営費交付金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。（公立大学法人を除く。）

第80 施設費の会計処理

[1 略]

2 施設費によって固定資産を取得した場合は、当該資産が非償却資産であるとき又は当該資産の減価償却について「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」に定める処理が行われることとされたときは、当該固定資産の取得費に相当する額を、預り施設費から資本剰余金に振り替えなければならない。（注63）

<注63> 施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計処理について

[1 略]

2 施設費を財源とする償却資産については、通常、「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」にしたがって減価償却の処理を行うことが想定される。そのような場合には、当該資産の購入時において、預り施設費を資本剰余金に振り替えることとし、地方独立行政法人の財産的基礎を構成するものとする。資本剰余金は、「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」により、減価償却の進行に応じて実質的に減価していくこととなる。

3 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、その金額を預り施設費から建設仮勘定見返施設費に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返施設費を資本剰余金に振り替えるものとする。公立大学法人においては、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又

らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。

[7・8 同左]

9 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費交付金を本来の科目（資本剰余金又は資産見返運営費交付金）に振り替えるものとする。

10 資産見返運営費交付金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。

第80 施設費の会計処理

[1 同左]

2 施設費によって固定資産を取得した場合は、当該資産が非償却資産であるとき又は当該資産の減価償却について「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」に定める処理が行われることとされたときは、当該固定資産の取得費に相当する額を、預り施設費から資本剰余金に振り替えなければならない。（注57）

<注57> 施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計処理について

[1 同左]

2 施設費を財源とする償却資産については、通常、「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」にしたがって減価償却の処理を行うことが想定される。そのような場合には、当該資産の購入時において、預り施設費を資本剰余金に振り替えることとし、地方独立行政法人の財産的基礎を構成するものとする。資本剰余金は、「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」により、減価償却の進行に応じて実質的に減価していくこととなる。

3 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り施設費から建設仮勘定見返施設費に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返施設費を資本剰余金に振り替えるものとする。

は部分払金を支払うときには、その金額を預り施設費から振り替えず、現実に引渡しを受けたときに当該前払金又は部分払金の合計額を資本剰余金に振り替えるものとする。

第81 補助金等の会計処理

[1 ～ 3 略]

4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注64)

[(1) 略]

(2) 当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産 (通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下この項において同じ。) であるとき公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。公立大学法人においては、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から長期繰延補助金等に振り替える。長期繰延補助金等は、毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を取り崩して、補助金等収益に振り替える。

<注64> 補助金等の会計処理について

1 補助金等が既に実施された業務の財源を補填するために精算交付された場合には、補助金等の交付を受けたときに収益計上するものとする。

2 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、その金額を預り補助金等から建設仮勘定見返補助金等に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返補助金等を本来の科目 (資本剰余金又は資産見返補助金等) に振り替えるものとする。また、当該固定資産が償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。公立大学法人においては、その金額を預り補助金等から長期繰延補助金等に振り替えるものとする。また、当該固定資産が償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、補助金等収益に振り替える。

[3 略]

第81 補助金等の会計処理

[1 ～ 3 同左]

4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注58)

[(1) 同左]

(2) 当該資産が償却資産若しくは重要性が認められるたな卸資産 (通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下この項において同じ。) であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、たな卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。

<注58> 補助金等の会計処理について

1 補助金等が既に実施された業務の財源を補てんするために精算交付された場合には、補助金等の交付を受けたときに収益計上するものとする。

2 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り補助金等から建設仮勘定見返補助金等に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返補助金等を本来の科目 (資本剰余金又は資産見返補助金等) に振り替えるものとする。また、当該固定資産が償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。

[3 同左]

第82 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理

[1 略]

2 後年度において財源措置することとされている特定の費用は、地方独立行政法人が負担した特定の費用について、事後に財源措置を行うこと及び財源措置を行う費用の範囲、時期、方法等が、例えば中期計画等又は年度計画で明らかにされていなければならない。(注65)

3 なお、財源措置予定額収益は、公立大学の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストに関する注記における業務費用から控除すべき収益には含まれない。

<注65> 財源措置予定額収益の計上が認められる場合について

財源措置予定額収益の計上が認められるのは、地方独立行政法人が行う資金の貸付けに係る貸倒損失のうち地方独立行政法人の責任の範囲外の部分の補填等、運営費交付金等による事前の財源措置を困難とする合理的な理由がある場合に限られる。

第83 寄附金の会計処理

1 地方独立行政法人が受領した寄附金については、次により処理するものとする。(注66)

寄附者がある用途を特定した場合又は寄附者が用途を特定していなくとも地方独立行政法人が使用に先立ってあらかじめ計画的に用途を特定した場合において、寄附金を受領した時点では寄附金債務として負債に計上し、当該用途に充てるための費用が発生した時点で当該費用に相当する額を寄附金債務から収益に振り替えなければならない。

2 前項の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。

[(1) 略]

(2) 公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を寄附金債務から別の負債項目である資産見返寄附金に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返寄附金戻入として収益に振り替える。公立大学法人においては、その金額を寄附金債務から寄附金収益に振り替える。(注67)

3 第1項に該当しない寄附金については、当該寄附金に相当する額を受領した期の収益として計上する。

<注66> [略]

<注67> 寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について

1 地方独立行政法人が用途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合には、これが中期計画等の想定範囲内である場合には、地方独立行政法人の会計

第82 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理

[1 同左]

2 後年度において財源措置することとされている特定の費用は、地方独立行政法人が負担した特定の費用について、事後に財源措置を行うこと及び財源措置を行う費用の範囲、時期、方法等が、例えば中期計画等又は年度計画で明らかにされていなければならない。(注59)

3 なお、財源措置予定額収益は、行政サービス実施コスト計算書に計上される業務費用から控除すべき収益には含まれない。

<注59> 財源措置予定額収益の計上が認められる場合について

財源措置予定額収益の計上が認められるのは、地方独立行政法人が行う資金の貸付けに係る貸倒損失のうち地方独立行政法人の責任の範囲外の部分の補てん等、運営費交付金等による事前の財源措置を困難とする合理的な理由がある場合に限られる。

第83 寄附金の会計処理

1 地方独立行政法人が受領した寄附金については、次により処理するものとする。(注60)

寄附者がある用途を特定した場合又は寄附者が用途を特定していなくとも地方独立行政法人が使用に先立ってあらかじめ計画的に用途を特定した場合において、寄附金を受領した時点では寄附金債務として負債に計上し、当該用途に充てるための費用が発生した時点で当該費用に相当する額を寄附金債務から収益に振り替えなければならない。

2 上記1の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。

[(1) 同左]

(2) 当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を寄附金債務から別の負債項目である資産見返寄附金に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返寄附金戻入として収益に振り替える。(注61)

3 上記1に該当しない寄附金については、当該寄附金に相当する額を受領した期の収益として計上する。

<注60> [同左]

<注61> 寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について

1 地方独立行政法人が用途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合には、これが中期計画等の想定範囲内である場合には、地方独立行政法人の財産

上の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。

2 公立大学法人以外の地方独立行政法人については、資産見返寄附金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合は、これを全額収益に振り替えるものとする。

3 公立大学法人については、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額を寄附金債務から資本剰余金（中期計画の想定範囲内である非償却資産に係る寄附金を財源とした支出の場合）又は寄附金収益（前記以外の支出の場合）に振り替えるものとする。

第84 サービスの提供等による収益の会計処理

1 顧客との契約から生じた取引については、約束したサービス等の顧客への移転を当該サービス等と交換に地方独立行政法人が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することを原則とする。顧客とは、対価と交換に地方独立行政法人の通常の業務活動により生じたアウトプットであるサービス等を得るために当該地方独立行政法人と契約した当事者であり、地方独立行政法人に対して対価を支払い、サービス等を直接的に受益する者が該当する。また、契約とは、法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる複数の当事者間における取決めをいう。（注68）

2 前項1による収益を認識するために、次の(1)から(5)までのステップを適用する。

- (1) 顧客との契約を識別する。
- (2) 契約における履行義務を識別する。
- (3) 取引価格を算定する。
- (4) 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- (5) 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

<注68> サービスの提供等による収益の会計処理について

1 履行義務とは、顧客との契約において、次の(1)又は(2)のいずれかを顧客に移転する約束をいう。

- (1) 別個のサービス等（又は別個のサービス等の束）
- (2) 一連の別個のサービス等（特性が実質的に同じであり、顧客への移転のパターンが同じである複数のサービス等）

2 取引価格とは、サービス等の顧客への移転と交換に地方独立行政法人が権利を得ると見込む対価の額をいう。

3 地方独立行政法人が履行している場合や地方独立行政法人が履行する前に顧客から

的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。

2 資産見返寄附金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合は、これを全額収益に振り替えるものとする。

[新設]

第84 サービスの提供等による収益の会計処理

地方独立行政法人がそのサービスの提供等により得た収入については、その実施によって実現したもののみを各期の収益として計上する。（注62）

<注62> 国又は地方公共団体からの委託費の扱いについて

地方独立行政法人に対して国又は地方公共団体から支出された委託費については、地方独立行政法人のサービスの提供等の対価に該当するものであるため、他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。ただし、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、国又は地方公共団体からの受託による収益と他の主体からの受託による収益とは区別して表示しなければならない。

対価を受け取る場合等、契約のいずれかの当事者が履行している場合等には、地方独立行政法人は、地方独立行政法人の履行と顧客の支払との関係に基づき、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権を計上する。また、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権は、適切な科目をもって貸借対照表に表示する。

4 顧客との契約から生じる収益は、適切な科目をもって損益計算書に表示する。

5 地方独立行政法人に対して国又は地方公共団体から支出された委託費については、地方独立行政法人のサービスの提供等の対価に該当するものであるため、他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。ただし、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、国又は地方公共団体からの受託による収益と他の主体からの受託による収益とは区別して表示しなければならない。

第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理

1 地方独立行政法人が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注69)

2 地方独立行政法人が取得した有形固定資産及び無形固定資産を除く承継資産のうち、その費用相当額に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の費用相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注69)

<注69> 減価償却及び承継資産に係る費用相当額の会計処理について

1 地方独立行政法人が固定資産を取得するに当たっては、地方公共団体は、公有財産の現物出資あるいは施設費の交付等を行うことができるものとされている。また、地方独立行政法人が承継資産を取得する場合には、法の権利義務承継の根拠規定に基づくこととなる。ところで、業務運営の財源を運営費交付金に依存することになる地方独立行政法人においては、償却資産の減価部分及び承継資産に係る費用相当部分については通常は運営費交付金の算定対象とはならず、また、運営費交付金に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていない。さらに、資産の更新に当たっては、出資者たる地方公共団体により改めて必要な措置が講じられることになるものと想定される。このような場合においては、減価償却及び承継資産に係る費用に相当する額は、むしろ実質的には会計上の財産的基礎の減少と考えるべきであることから、損益計算上の費用には計上せず、地方独立行政法人の資本剰余金を直接に減額することによって処理するものとする。この取扱いは、取得時までに別途特定された資産に限り行うものとする。

第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理

地方独立行政法人が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注63)

<注63> 減価償却の会計処理について

1 地方独立行政法人が固定資産を取得するに当たっては、地方公共団体は、公有財産の現物出資あるいは施設費の交付等を行うことができるものとされている。ところで、業務運営の財源を運営費交付金に依存することになる地方独立行政法人においては、資産の減価部分については通常は運営費交付金の算定対象とはならず、また、運営費交付金に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていない。更に資産の更新に当たっては、出資者たる地方公共団体により改めて必要な措置が講じられることになるものと想定される。このような場合においては、減価償却に相当する額は、むしろ実質的には財産的基礎の減少と考えるべきであることから、損益計算上の費用には計上せず、地方独立行政法人の資本剰余金を直接に減額することによって処理するものとする。この取扱いは、取得時までに別途特定された資産に限り行うものとする。

<p>[削る]</p> <p><u>2</u> 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」に基づく減価償却相当額の累計額及び承継資産に係る費用相当額の累計額を表示しなければならない。この累計額は、地方独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表示し、当該資産の更新に係る情報提供の機能を果たすこととなる。</p> <p><u>3</u> 公立大学法人の附属病院における一定の償却資産に係る減価償却については、当該減価に対応すべき附属病院収入の獲得が予定されていると考えられるため、当該収入をもって充当することが適当と考える。よって、附属病院における上記資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用に計上し、それ以外については資本剰余金を減額することとする。</p> <p>第88 賞与引当金に係る会計処理</p>	<p><u>2</u> このような資産に係る減価償却相当額は、各期間に対応させるべき収益が存在するものではなく、また、地方独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることができる。これを損益計算上の費用としてとらえることは、地方独立行政法人の運営状況の測定を誤らせることとなり、法第40条を適用する上での計算方法として適当ではない。</p> <p><u>3</u> 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」に基づく損益外減価償却相当額の累計額を表示しなければならない。この累計額は、地方独立行政法人の実質的な財産的基礎の減少の程度を表示し、当該資産の更新に係る情報提供の機能を果たすこととなる。</p> <p><u>4</u> 公立大学法人の附属病院における一定の償却資産に係る減価償却については、当該減価に対応すべき附属病院収入の獲得が予定されていると考えられるため、当該収入をもって充当することが適当と考える。よって、附属病院における上記資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用に計上し、それ以外については損益外減価償却を行うこととする。</p> <p>第88 賞与引当金に係る会計処理</p>
<p>[削る]</p> <p><u>1</u> 公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等又は年度計画で明らかにされている場合には、「第17 引当金」第2項に基づき賞与引当金見返を計上するとともに、賞与引当金見返に係る収益を計上するものとする。</p> <p><u>2</u> 公立大学法人においては、賞与のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第17 引当金」により賞与引当金を計上する。</p> <p><u>3</u> 公立大学法人においては、賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画又は年度計画で明らかにされている場合には、賞与引当金を計上しない。なお、この場合において、当期の運営費交付金により財源措置が手当されない賞与引当相当額を貸借対照表の注記において表示するとともに、引当金を計上しないこととされた賞与引当増加相当額を損益計算書の注記において表示する。</p> <p>第89 退職給付に係る会計処理</p>	<p><u>1</u> 賞与のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第17 引当金」により賞与引当金を計上する。</p> <p><u>2</u> 賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等又は年度計画で明らかにされている場合には賞与引当金は計上しない。なお、この場合において、当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、引当外賞与増加見積額を行政サービス実施コスト計算書に表示する。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第89 退職給付に係る会計処理</p>

<p><u>1</u> 公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、退職一時金（役員及び職員の退職時に支払われる退職手当をいう。）について、退職一時金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合には「第17 引当金」第2項に基づき退職給付引当金見返を計上するとともに、退職給付引当金見返に係る収益を計上するものとする。</p> <p>[削る]</p> <p><u>2</u> 公立大学法人においては、退職給付債務のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第36 退職給付引当金の計上方法」により退職給付引当金を計上する。</p> <p><u>3</u> 公立大学法人においては、退職一時金（役員及び教職員の退職時に支払われる退職手当をいう。）について、退職一時金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画又は年度計画で明らかにされている場合には、退職給付引当金は計上しない。なお、その場合は運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、引当金を計上しないこととされた退職給付債務に係る毎事業年度の増加額は損益計算書の注記において表示する。</p> <p><u>4</u> 公立大学法人が中期計画又は年度計画で想定した運営を行わなかったことにより将来の追加的な退職給付債務が発生した場合には、当期において負担すべき追加的費用を追加退職給付引当金に繰り入れ、貸借対照表の固定負債の部に表示するものとする。なお、その場合において、当該年度中に追加的な退職一時金が支給されているときには、当該追加分を当期の損益に反映させるものとする。</p> <p>[削る]</p> <p><u>5</u> 第1項及び第3項の見積額の計算に当たっては、退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。</p> <p>第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理</p> <p>地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第</p>	<p><u>1</u> 退職給付債務のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第36 退職給付引当金の計上方法」により退職給付引当金を計上する。</p> <p><u>2</u> 退職給付債務について、退職給付に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等又は年度計画で明らかにされている場合には退職給付引当金は計上しない。なお、その場合は運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、退職給付債務に係る毎事業年度の増加額は行政サービス実施コスト計算書に表示する。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>3</u> 地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した運営を行わなかったことにより将来の追加的な退職給付債務が発生した場合には、当期において負担すべき追加的費用を追加退職給付引当金に繰り入れ、貸借対照表の固定負債の部に表示するものとする。なお、その場合に当該年度中に追加的な退職一時金が支給されている場合には、当該追加分を当期の損益に反映させるものとする。</p> <p><u>4</u> 上記2の見積額の計算に当たっては、退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。</p> <p>第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理</p> <p>地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第</p>
--	--

37 資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。)のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注70)

<注70> 特定の除去費用等の会計処理について

[1 略]

2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は減価償却相当額の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は利息費用相当額の累計額をそれぞれ表示しなければならない。

[3 略]

4 前項の場合には、当該資産除去の実行時まで計上した減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額を、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引に関連して、その他行政コストが減少する取引として認識することとする。(公立大学法人を除く。)

第92 退職等年金給付及び退職共済年金等に係る共済組合への負担金の会計処理

退職等年金給付及び退職共済年金等に係る共済組合への負担金は、拠出時に費用として認識するものとし、特別の引当金は計上しない。

第94 中期目標の期間の最後の事業年度(申請等関係事務処理法人は毎事業年度)の利益処分

地方独立行政法人の中期目標の期間の最後の事業年度(申請等関係事務処理法人は毎事業年度)においては、当期末処分利益は、積立金として整理しなければならない。目的積立金及び前中期目標等期間繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならない。(注71)

<注71> [略]

第96 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う資本金等の減少に係る会計処理

1 地方独立行政法人が法第42条の2の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が地方公共団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額により資本金を

37 資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。)のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注64)

<注64> 特定の除去費用等の会計処理について

[1 同左]

2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は損益外減価償却相当額の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は損益外利息費用相当額の累計額をそれぞれ表示しなければならない。

[3 同左]

[新設]

第92 退職共済年金に係る共済組合への負担金の会計処理

退職共済年金に係る共済組合への負担金は、拠出時に費用として認識するものとし、特別の引当金は計上しない。

第94 中期目標の期間の最後の事業年度(申請等関係事務処理法人は毎事業年度)の利益処分

地方独立行政法人の中期目標の期間の最後の事業年度(申請等関係事務処理法人は毎事業年度)においては、当期末処分利益は、積立金として整理しなければならない。目的積立金及び前中期目標等期間繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならない。(注65)

<注65> [同左]

第96 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う資本金等の減少に係る会計処理

1 地方独立行政法人が法第42条の2の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が地方公共団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額により資本金を

減少するものとする。(注72)

2 地方独立行政法人が法第42条の2の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産の取得時に資本剰余金が計上されているときは、当該地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の資本剰余金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分の金額を資本剰余金から減少するものとする。(注72)

<注72> [略]

第97 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理

1 地方独立行政法人が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち、設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。(注73) (注74)

2 設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち、設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注74)

<注73> [略]

<注74> 行政コスト等について

1 公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、地方独立行政法人が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、その他行政コストに属するものとし、行政コスト計算書において、除売却差額相当額の科目に表示しなければならない。

2 公立大学法人においては、地方独立行政法人が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用について、資本剰余金を減額したコスト等として損益計算書の注記に含めて表示しなければならない。

減少するものとする。(注66)

2 地方独立行政法人が法第42条の2の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産の取得時に資本剰余金が計上されているときは、当該地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の資本剰余金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分の金額を資本剰余金から減少するものとする。(注66)

<注66> [同左]

第97 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理

1 地方独立行政法人が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち、設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。(注67) (注68)

2 設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち、設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注68)

<注67> [同左]

<注68> 行政サービス実施コストについて

地方独立行政法人が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外除売却差額相当額の科目に表示しなければならない。

第13節 区分経理の会計処理

第98 申請等関係事務処理法人における区分経理に係る会計処理の原則

[1 略]

2 同一環境下で行われた同一の性質の取引等に係る会計処理の原則及び手続は、原則として申請等関係事務処理法人単位で統一するものとし、合理的な理由がない限り勘定ごとに異なる会計処理の原則及び手続を通用することは認められない。

第99 法人単位財務諸表の体系及び様式

1 法人単位財務諸表の体系は、次のとおりである。(注75)

(1) [略]

(2) 法人単位行政コスト計算書 (公立大学法人を除く。)

(3) [略]

(4) 法人単位純資産変動計算書

(5) [略]

[削る]

(6) [略]

2 法人単位財務諸表の様式については、原則として「第4節 財務諸表の体系」から「第11節 附属明細書及び注記」に定めるところによる。ただし、法人単位貸借対照表の純資産の部の利益剰余金 (又は繰越欠損金) については、内訳科目を設けず合計額のみを表示し、また法人単位純資産変動計算書の利益剰余金 (又は繰越欠損金) の当期変動額には、当期変動額の純額のみを表示することとする。

＜注75＞法人単位財務諸表の体系について

勘定ごとに区分して経理することが要請されている申請等関係事務処理法人においては、勘定ごとに利益の処分又は損失の処理を行う必要があり、法人単位損益計算書に表示される当期総利益を基にした利益の処分又は損失の処理は予定されていない。このため、法人単位財務諸表には、利益の処分又は損失の処理に関する書類は含めないものとする。

第100 法人単位財務諸表作成の基準

法人単位財務諸表は、全ての勘定別財務諸表を合算するほか、次により作成しなければならない。

第12節 区分経理の会計処理

第98 申請等関係事務処理法人における区分経理に係る会計処理の原則

[1 同左]

2 同一環境下で行われた同一の性質の取引等に係る会計処理の原則及び手続は、原則として申請等関係事務処理法人単位で統一するものとし、合理的な理由がない限り勘定ごとに異なる会計処理の原則及び手続を通用することは認められない。

第99 法人単位財務諸表の体系及び様式

1 法人単位財務諸表の体系は、次のとおりである。(注69)

(1) 同左]

[新設]

(2) [同左]

[新設]

(3) [同左]

(4) 法人単位行政サービス実施コスト計算書

(5) [同左]

2 法人単位財務諸表の様式については、原則として「第4節 財務諸表の体系」から「第10節 附属明細書及び注記」に定めるところによる。ただし、法人単位貸借対照表の純資産の部の利益剰余金 については、内訳科目を設けず合計額のみを表示することとする。

＜注69＞法人単位財務諸表の体系について

勘定ごとに区分して経理することが要請されている申請等関係事務処理法人においては、勘定ごとに利益の処分又は損失の処理を行う必要があり、法人単位損益計算書に表示される当期総利益をもとにした利益の処分又は損失の処理は予定されていない。このため、法人単位財務諸表には、利益の処分又は損失の処理に関する書類は含めないものとする。

第100 法人単位財務諸表作成の基準

法人単位財務諸表は、全ての勘定別財務諸表を合算するほか、次により作成しなければならない。

<p>(1) 法人単位貸借対照表及び法人単位損益計算書においては、勘定相互間の債権と債務及び勘定相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去し、申請等関係事務処理法人としての資産、負債及び純資産の額並びに費用、収益及び損益の額を示さなければならない。(注76)</p> <p>(2) 勘定相互間の取引によって取得した<u>棚卸資産</u>、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、その全額を消去しなければならない。</p> <p>〔(3) 略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p><u>＜注76＞法人単位行政コスト計算書（公立大学法人を除く。）及び法人単位純資産変動計算書における勘定相互間の取引の相殺消去について</u></p> <p><u>1. 法人単位行政コスト計算書における損益計算書上の費用について、勘定相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去して算定された法人単位損益計算書における費用が表示されることとなる。</u></p> <p><u>2. 法人単位純資産変動計算書における利益剰余金（又は繰越欠損金）については、勘定相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去して算定された法人単位損益計算書における利益を含む当期変動額の純額が表示されることとなる。</u></p> <p>第101 共通経費等配賦の原則</p> <p>〔1 略〕</p> <p>2 各勘定に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦しなければならない。また、配賦基準は、每期継続して適用する必要がある、みだりに変更してはならない。なお、配賦基準を変更した場合は、その内容、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を注記しなければならない。(注77)</p> <p><u>＜注77＞</u> 〔略〕</p> <p>第102 財務諸表の開示方法等</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>3 申請等関係事務処理法人の事業内容等の実態から複数の勘定単位で経理される業務を一括してセグメント情報として開示する必要がある場合には、勘定区分に<u>かかわらず</u>セグメント情報を作成するものとする。この場合には、当該セグメント情報は、法人単位財務諸表に添付する</p>	<p>(1) 法人単位貸借対照表及び法人単位損益計算書においては、勘定相互間の債権と債務及び勘定相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去し、申請等関係事務処理法人としての資産、負債及び純資産の額並びに費用、収益及び損益の額を示さなければならない。</p> <p>(2) 勘定相互間の取引によって取得した<u>たな卸資産</u>、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、その全額を消去しなければならない。</p> <p>〔(3) 同左〕</p> <p><u>(4) 法人単位行政サービス実施コスト計算書については、勘定相互間の取引に係る費用と収益とを相殺消去し、申請等関係事務処理法人としての行政サービス実施コストを表示しなければならない。(注70)</u></p> <p><u>＜注70＞法人単位行政サービス実施コスト計算書における勘定相互間の取引の相殺消去について</u></p> <p><u>1. 勘定相互間の取引が例えば、物品の売買、有償での役務の提供等対価性のある取引である場合は、費用と収益とを相殺消去する。</u></p> <p><u>2. 勘定相互間の取引が、贈与と認められる取引である場合、当該贈与に係る費用又は収益は、そもそも勘定別行政サービス実施コスト計算書において、損益計算書の費用又は控除すべき収益には含まれないことに留意する。</u></p> <p>第101 共通経費等配賦の原則</p> <p>〔1 同左〕</p> <p>2 各勘定に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦しなければならない。また、配賦基準は、每期継続して適用する必要がある、みだりに変更してはならない。なお、配賦基準を変更した場合は、その内容、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を注記しなければならない。(注71)</p> <p><u>＜注71＞</u> 〔同左〕</p> <p>第102 財務諸表の開示方法等</p> <p>〔1・2 同左〕</p> <p>3 申請等関係事務処理法人の事業内容等の実態から複数の勘定単位で経理される業務を一括してセグメント情報として開示する必要がある場合には、勘定区分に<u>係わらず</u>セグメント情報を作成するものとする。この場合には、当該セグメント情報は、法人単位財務諸表に添付する</p>
---	---

<p>るものとする。</p> <p>4 法人単位財務諸表には、「第77 附属明細書」に定めるもののほか、次の事項を明らかにした法人単位附属明細書を添付しなければならない。(注78)</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 貸借対照表、<u>行政コスト計算書</u> (公立大学法人を除く。)、<u>損益計算書</u>及び<u>キャッシュ・フロー計算書</u>のそれぞれについて、勘定ごとの金額を表示する欄、勘定相互間の取引を相殺消去するための調整欄及び法人単位の額を示す欄を設け、法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係を明らかにする書類</p> <p>[(3)～(5) 略]</p> <p><u><注78></u> [略]</p> <p>第103 設立団体が二以上である地方独立行政法人における区分経理の原則</p> <p>法第123条第2項に基づく設立団体の協議により、法第34条及び第35条第1項に規定する設立団体の規則を定め、設立団体ごとに区分して経理することとした設立団体が二以上である地方独立行政法人においては、第98、第99、第100、第101及び第102並びに注解75、76、77及び78に準じて会計処理並びに注記を行う。</p> <p>第14節 設立団体の数の変更に伴う会計処理</p> <p>第106 設立団体の数の減少に係る注記事項</p> <p>設立団体の数を減少させる定款の変更を行った場合、定款の変更の効力が生じた年度において、脱退設立団体の名称、脱退した主な理由及び脱退した日を注記する。ただし、第105により出資等に係る不要財産の納付を行った場合には、これに加え、注解72に準じて注記を行う。</p> <p>第15節 連結財務諸表</p> <p>第1款 連結財務諸表の作成目的及び一般原則</p> <p>第108 連結財務諸表の作成目的</p> <p>連結財務諸表は、地方独立行政法人とその出資先の会社等 (以下「関係法人」という。) を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、地方独立行政法人が関係法人集団 (地方独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。) の財政状態及び運営状況を総合的</p>	<p>ものとする。</p> <p>4 法人単位財務諸表には、「第77 附属明細書」に定めるもののほか、次の事項を明らかにした法人単位附属明細書を添付しなければならない。(注72)</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) 貸借対照表、<u>損益計算書</u>、<u>キャッシュ・フロー計算書</u>及び<u>行政サービス実施コスト計算書</u>のそれぞれについて、勘定ごとの金額を表示する欄、勘定相互間の取引を相殺消去するための調整欄及び法人単位の額を示す欄を設け、法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係を明らかにする書類</p> <p>[(3)～(5) 同左]</p> <p><u><注72></u> [同左]</p> <p>第103 設立団体が二以上である地方独立行政法人における区分経理の原則</p> <p>法第123条第2項に基づく設立団体の協議により、法第34条及び第35条第1項に規定する設立団体の規則を定め、設立団体ごとに区分して経理することとした設立団体が二以上である地方独立行政法人においては、第98、第99、第100、第101及び第102並びに注解69、70、71及び72に準じて会計処理並びに注記を行う。</p> <p>第13節 設立団体の数の変更に伴う会計処理</p> <p>第106 設立団体の数の減少に係る注記事項</p> <p>設立団体の数を減少させる定款の変更を行った場合、定款の変更の効力が生じた年度において、脱退設立団体の名称、脱退した主な理由及び脱退した日を注記する。ただし、第105により出資等に係る不要財産の納付を行った場合には、これに加え、注解66に準じて注記を行う。</p> <p>第14節 連結財務諸表</p> <p>第1款 連結財務諸表の作成目的及び一般原則</p> <p>第108 連結財務諸表の作成目的</p> <p>連結財務諸表は、地方独立行政法人とその出資先の会社等 (以下「関係法人」という。) を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、地方独立行政法人が関係法人集団 (地方独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。) の財政状態及び運営状況を総合的</p>
--	---

<p>に報告するために作成するものである。(注79)</p> <p><u><注79></u> [略]</p> <p>第109 連結財務諸表一般原則</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 地方独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、住民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注80)</p> <p>[4 略]</p> <p><u><注80></u> [略]</p> <p>第110 連結の範囲</p> <p>1 地方独立行政法人は、原則として<u>全ての</u>特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注81)</p> <p>[2・3 略]</p> <p><u><注81></u> [略]</p> <p>第111 連結決算日</p> <p>[1 略]</p> <p>2 特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。(注82)</p> <p><u><注82></u> [略]</p> <p>第112 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、地方独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第12節 地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注83)</p> <p>[2 略]</p> <p><u><注83></u> [略]</p>	<p>に報告するために作成するものである。(注73)</p> <p><u><注73></u> [同左]</p> <p>第109 連結財務諸表一般原則</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 地方独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、住民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注74)</p> <p>[4 同左]</p> <p><u><注74></u> [同左]</p> <p>第110 連結の範囲</p> <p>1 地方独立行政法人は、原則として<u>すべての</u>特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注75)</p> <p>[2・3 同左]</p> <p><u><注75></u> [同左]</p> <p>第111 連結決算日</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。(注76)</p> <p><u><注76></u> [同左]</p> <p>第112 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、地方独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11節 地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注77)</p> <p>[2 同左]</p> <p><u><注77></u> [同左]</p>
--	---

第113 連結財務諸表の体系

地方独立行政法人の連結財務諸表は、次のとおりとする。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 連結純資産変動計算書

(4) 〔略〕

〔削る〕

〔(5) 略〕

第2款 連結貸借対照表の作成基準

第115 特定関連会社の資産及び負債の評価

1 連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債の全てを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。(注84)

〔2 略〕

<注84> 〔略〕

第117 非支配株主持分

1 特定関連会社の純資産のうち地方独立行政法人に帰属しない部分は、非支配株主持分とする。

2 特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る非支配株主持分に割り当てられる額が、当該非支配株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。(注85)

<注85> 特定関連会社の欠損が当該特定関連会社に係る非支配株主持分に割り当てられるべき額を超える場合の処理について

〔1 略〕

(1) 地方独立行政法人が当該特定関連会社の債務保証を行っている等、契約等による義務を負っている場合には、特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る非支配株主の負担すべき額を超える額（以下「非支配株主持分超過欠損額」という。）のうち、地方独立行政法人が負担すべき義務の金額の範囲内で地方独立行政法人の持分に負担させる。

第113 連結財務諸表の体系

地方独立行政法人の連結財務諸表は、次のとおりとする。

〔(1)・(2) 同左〕

〔新設〕

(3) 〔同左〕

(4) 連結剰余金計算書

〔(5) 同左〕

第2款 連結貸借対照表の作成基準

第115 特定関連会社の資産及び負債の評価

1 連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。(注78)

〔2 同左〕

<注78> 〔同左〕

第117 少数株主持分

1 特定関連会社の純資産のうち地方独立行政法人に帰属しない部分は、少数株主持分とする。

2 特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が、当該少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。(注79)

<注79> 特定関連会社の欠損が当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられるべき額を超える場合の処理について

〔1 同左〕

(1) 地方独立行政法人が当該特定関連会社の債務保証を行っている等、契約等による義務を負っている場合には、特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主の負担すべき額を超える額（以下「少数株主持分超過欠損額」という。）のうち、地方独立行政法人が負担すべき義務の金額の範囲内で地方独立行政法人の持分に負担させる。

- (2) 地方独立行政法人が契約等による義務を負っていない場合の非支配株主持分超過欠損額及び非支配株主持分超過欠損額が契約等により地方独立行政法人が負担すべき義務の金額を超える場合の当該超過欠損額は、非支配株主持分に割り当てるものとする。
- 2 前項(1)の場合において、その後特定関連会社に利益が計上されたときは、地方独立行政法人が負担した欠損が回収されるまで、その利益の金額を地方独立行政法人の持分に加算するものとする。

第120 関連会社等に対する持分法の適用

- 1 連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注86)

[2～4 略]

<注86> [略]

第121 表示区分

- 1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとする。資産の部は、固定資産、流動資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。負債の部は、固定負債及び流動負債に区分して記載するものとする。純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金、非支配株主持分に区分して記載するものとする。
- 2 有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動資産、繰延資産、固定負債及び流動負債は一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。(注87)

<注87> [略]

第3款 連結損益計算書の作成基準

第124 未実現損益の消去

- 1 連結法人相互間の取引によって取得した棚卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現利益は、その全額を消去しなければならない。

[2 略]

- 3 売手側の特定関連会社に非支配株主が存在する場合には、未実現損益は地方独立行政法人と非支配株主の持分比率に応じて、地方独立行政法人の持分と非支配株主持分に配分するものとする。

- (2) 地方独立行政法人が契約等による義務を負っていない場合の少数株主持分超過欠損額及び少数株主持分超過欠損額が契約等により地方独立行政法人が負担すべき義務の金額を超える場合の当該超過欠損額は、少数株主持分に割り当てるものとする。

- 2 上記1(1)の場合において、その後特定関連会社に利益が計上されたときは、地方独立行政法人が負担した欠損が回収されるまで、その利益の金額を地方独立行政法人の持分に加算するものとする。

第120 関連会社等に対する持分法の適用

- 1 連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注80)

[2～4 同左]

<注80> [同左]

第121 表示区分

- 1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとする。資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。負債の部は、流動負債及び固定負債に区分して記載するものとする。純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金、少数株主持分に区分して記載するものとする。
- 2 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債は一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。(注81)

<注81> [同左]

第3款 連結損益計算書の作成基準

第124 未実現損益の消去

- 1 連結法人相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現利益は、その全額を消去しなければならない。

[2 同左]

- 3 売手側の特定関連会社に少数株主が存在する場合には、未実現損益は地方独立行政法人と少数株主の持分比率に応じて、地方独立行政法人の持分と少数株主持分に配分するものとする。

<p>する。</p> <p>第125 表示区分</p> <p>1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。</p> <p>経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、<u>非支配株主損益調整前当期純利益</u>を表示する。これに、<u>非支配株主持分損益</u>を加減して当期純損益を表示するものとする。純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。</p> <p>[2 略]</p> <p style="text-align: center;">第4款 連結純資産変動計算書の作成基準</p> <p>第126 <u>連結純資産変動計算書作成の基本原則</u></p> <p><u>連結純資産変動計算書は、連結法人の財政状態と運営状況との関係を表すため、一会計期間に属する連結法人の全ての純資産の変動を記載しなければならない。</u></p> <p>第127 <u>表示区分、分類及び表示項目</u></p> <p>1 <u>連結純資産変動計算書には、連結貸借対照表の純資産の部の分類及び表示項目に係る当期首残高、当期変動額及び当期末残高を表示しなければならない。</u></p> <p>2 <u>当期変動額は、資本金の当期変動額、資本剰余金の当期変動額、連結剰余金の当期変動額及び評価・換算差額等の当期変動額に分類しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第5款 連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準</p> <p>第128 [略]</p> <p>第129 表示区分及び表示方法</p> <p>1 連結キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲、表示区分及び表示方法については、「第24 キャッシュ・フロー計算書の資金」及び「第9節 キャッシュ・フロー計算書」に準じるものとする。</p> <p>[2 略]</p>	<p>第125 表示区分</p> <p>1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。</p> <p>経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、<u>少数株主損益調整前当期純利益</u>を表示する。これに、<u>少数株主持分損益</u>を加減して当期純損益を表示するものとする。純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。</p> <p>[2 同左]</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p style="text-align: center;">第4款 連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準</p> <p>第126 [同左]</p> <p>第127 表示区分及び表示方法</p> <p>1 連結キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲、表示区分及び表示方法については、「第22 キャッシュ・フロー計算書の資金」及び「第7節 キャッシュ・フロー計算書」に準じるものとする。</p> <p>[2 同左]</p>
--	---

<p>[削る]</p> <p style="text-align: center;">第6款 関連公益法人等の扱い</p> <p>第130 関連公益法人等の情報開示</p> <p>関連公益法人等については、地方独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「<u>第7款</u> 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。(注88)</p> <p style="text-align: center;"><u><注88></u> [略]</p> <p>第131 関連公益法人等の範囲</p> <p>1 関連公益法人等とは、地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は地方独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、地方独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注89)</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 地方独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、<u>第2項(2)</u>に該当することとなるが、<u>同項</u>の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が地方独立行政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合は、関連公益法人等に該当しないものとするることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第5款 連結剰余金計算書の作成基準</p> <p>第128 連結剰余金計算書作成の基本原則</p> <p>1 連結貸借対照表に示される連結剰余金については、その増減を示す連結剰余金計算書を作成する。</p> <p>2 連結剰余金の増減は、地方独立行政法人及び特定関連会社の損益計算書及び利益処分に係る金額を基礎とし、連結法人相互間の配当に係る取引を消去して計算する。</p> <p>3 地方独立行政法人及び特定関連会社の利益処分については、連結会計期間において確定した利益処分を基礎として連結決算を行う方法による。</p> <p>第129 表示方法</p> <p>1 連結剰余金計算書は、連結剰余金期首残高、連結剰余金増加高、連結剰余金減少高及び当期総利益を示して、連結剰余金期末残高を表示しなければならない。</p> <p>2 連結剰余金減少高は、設立団体等納付及び役員賞与に区分して記載するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6款 関連公益法人等の扱い</p> <p>第130 関連公益法人等の情報開示</p> <p>関連公益法人等については、地方独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「<u>第7節</u> 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。(注82)</p> <p style="text-align: center;"><u><注82></u> [同左]</p> <p>第131 関連公益法人等の範囲</p> <p>1 関連公益法人等とは、地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は地方独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、地方独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注83)</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>4 地方独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、<u>上記2(2)</u>に該当することとなるが、<u>上記2</u>の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が地方独立行政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合は、関連公益法人等に該当しないものとするることができる。</p>
---	--

<注89> [略]

第7款 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記

第133 連結セグメント情報の開示

[1 略]

2 開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額その他の財務情報とする。(注90)

<注90> [略]

第16節 合併に関する会計処理

[第135～140 略]

<注83> [同左]

第7款 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記

第133 連結セグメント情報の開示

[1 同左]

2 開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額その他の財務情報とする。(注84)

<注84> [同左]

第15節 合併に関する会計処理

[第135～140 同左]

<p>第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解</p> <p>第1節 一般原則</p> <p>第1 真実性の原則</p> <p>公営企業型地方独立行政法人の会計は、公営企業型地方独立行政法人の財政状態及び経営成績に<u>関して、住民その他の利害関係者に対し真実な報告を提供するものでなければならない。</u></p> <p>[削る]</p> <p>第2 正規の簿記の原則</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人の会計は、公営企業型地方独立行政法人の財政状態及び経営成績に関する<u>全ての取引その他の事象</u>について、複式簿記により体系的に記録し、正確な会計帳簿を作成しなければならない。(注1)</p> <p>2 会計帳簿は、公営企業型地方独立行政法人の財政状態及び経営成績に関する<u>全ての取引その他の事象</u>について、網羅的かつ検証可能な形で作成されなければならない。</p> <p>3 公営企業型地方独立行政法人の財務諸表は、正確な会計帳簿に基づき作成し、相互に整合性を有するものでなければならない。</p> <p><u><注1></u> 複式簿記について</p> <p>公営企業型地方独立行政法人においては、その財政状態及び経営成績に関する<u>全ての取引その他の事象</u>について<u>捕捉し得る合理的な会計処理及び記録の仕組み</u>として、複式簿記を導入するものとする。</p> <p>[削る]</p>	<p>第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解</p> <p>第1節 一般原則</p> <p>第1 真実性の原則</p> <p>公営企業型地方独立行政法人の会計は、公営企業型地方独立行政法人の財政状態及び経営成績に<u>関して、真実な報告を提供するものでなければならない。(注1)</u></p> <p><u><注1></u> 真実性の原則について</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人は地方公共団体の事務及び事業の実施主体として、その業務の実施に関して負託された経済資源に関する情報を負託主体である住民等に開示する責任を負っており、説明責任の観点から、その財政状態及び経営成績を明らかにし、適切に情報開示を行うことが要請される。</p> <p>2 公営企業型地方独立行政法人の業務運営については、その自律性及び自発性の発揮の観点から、事前統制を極力排除し、事後チェックに重点を置くこととされているが、適切に事後チェックを行うためには、業績評価が適正に行われなければならない。</p> <p>3 このような説明責任の観点及び業績の適正評価の観点から、公営企業型地方独立行政法人の会計は、その財政状態及び経営成績に<u>関して、真実な報告を提供するものでなければならない。</u></p> <p>第2 正規の簿記の原則</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人の会計は、公営企業型地方独立行政法人の財政状態及び経営成績に関する<u>すべての取引及び事象</u>について、複式簿記により体系的に記録し、正確な会計帳簿を作成しなければならない。(注2)</p> <p>2 会計帳簿は、公営企業型地方独立行政法人の財政状態及び経営成績に関する<u>すべての取引及び事象</u>について、網羅的かつ検証可能な形で作成されなければならない。</p> <p>3 公営企業型地方独立行政法人の財務諸表は、正確な会計帳簿に基づき作成し、相互に整合性を有するものでなければならない。(注3)</p> <p><u><注2></u> 複式簿記について</p> <p>公営企業型地方独立行政法人においては、その財政状態及び経営成績に関する<u>すべての取引及び事象</u>について<u>捕捉しうる合理的な会計処理及び記録の仕組み</u>として、複式簿記を導入するものとする。</p> <p><u><注3></u> 行政サービス実施コスト計算書の整合性について</p>
--	--

<p>第3 明瞭性の原則</p> <p>公営企業型地方独立行政法人の会計は、財務諸表によって、住民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、公営企業型地方独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注2)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><注2> 明瞭性の原則について</p> <p>公共的な性格を有する公営企業型地方独立行政法人においては、その行政サービスの提供のために負託された経済資源に関する会計情報を負託主体である住民を始めとする利害関係者に対し報告する責任を負っていることから、住民その他の利害関係者に分かりやすい形で適切に情報開示することが求められるため、公営企業型地方独立行政法人の財務諸表は明瞭に表示されなければならない。</p> </div> <p>第4 重要性の原則</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人の会計は、住民その他の利害関係者の公営企業型地方独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにするため、取引<u>その他</u>の事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p>3 重要性の乏しいものについては、本来の方法によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則及び明瞭性の原則に従った処理として認められる。(注3)</p> <p style="text-align: center;"><u><注3></u> [略]</p> <p>第5 資本取引・損益取引区分の原則</p> <p>公営企業型地方独立行政法人の会計においては、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならない。(注4)</p>	<p>1 行政サービス実施コスト計算書は、公営企業型地方独立行政法人の財務諸表を構成する書類の一つであり、基本的には正確な会計帳簿に基づき作成されるべきものである。</p> <p>2 しかし、行政サービス実施コスト計算書には、その性格上一定の仮定計算に基づく機会費用を含むことから、会計帳簿によらないで作成される部分が存することに留意する必要がある。その場合には、当該部分の作成根拠等を注記等により開示しなければならない。</p> <p>第3 明瞭性の原則</p> <p>公営企業型地方独立行政法人の会計は、財務諸表によって、住民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、公営企業型地方独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注4)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><注4> 明瞭性の原則について</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人においては、住民の需要に即応した効率的な行政サービスの提供を実現することが求められており、その行政サービスの提供のために負託された経済資源に関する会計情報を負託主体である住民を始めとする利害関係者に対し報告する責任を負っている。</p> <p>2 住民その他の利害関係者にわかりやすい形で適切に情報開示するため、公営企業型地方独立行政法人の財務諸表は明瞭に表示されなければならない。</p> </div> <p>第4 重要性の原則</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人の会計は、住民その他の利害関係者の公営企業型地方独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにするため、取引<u>及び</u>事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 重要性の乏しいものについては、本来の方法によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則及び明瞭性の原則に従った処理として認められる。(注5)</p> <p style="text-align: center;"><u><注5></u> [同左]</p> <p>第5 資本取引・損益取引区分の原則</p> <p>公営企業型地方独立行政法人の会計においては、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならない。(注6)</p>
--	---

<注4> 資本取引・損益取引区分の原則について

1 公営企業型地方独立行政法人の会計において、資本取引と損益取引とを区別するに当たっては、「第18 純資産の定義」における公営企業型地方独立行政法人の会計上の財産的基礎の変動と公営企業型地方独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金の変動との区分に留意する。

2 また、公営企業型地方独立行政法人は、独立採算原則に基づいて経営されることから、経営に伴う収入（料金等）により、その費用が賄われることとなる。

ただし、法第85条第1項に規定するように、その性質上公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、設立団体が負担することとされている。

よって、公営企業型地方独立行政法人については、この設立団体からの運営費負担金、運営費交付金等を除き、独立採算原則に基づいた経営を求められているところであり、設立団体と公営企業型地方独立行政法人の間でその責任範囲を事前に明確にしておくことが必要である。

かかる観点から、設立団体の承認を要する中期計画において、運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事費負担金等について設立団体が負担又は交付する事由、項目及び金額と積算の基礎を明確に定めた上で、料金、運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事負担金等の財源構成について損益が均衡するよう、定めておくこととなる。

第6 継続性の原則

公営企業型地方独立行政法人の会計においては、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。（注5）

<注6> 資本取引・損益取引区分の原則について

1 公営企業型地方独立行政法人は、独立採算原則に基づいて経営されることから、経営に伴う収入（料金等）により、その費用が賄われることとなる。

ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第85条第1項に規定するように、その性質上公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、設立団体が負担することとされている。

この設立団体が負担すべき経費については、別途示す運営費負担金等負担基準を踏まえ、設立団体が負担することとされている。

公営企業型地方独立行政法人については、この設立団体からの運営費負担金、運営費交付金等を除き、独立採算原則に基づいた経営を求められているところであり、設立団体と公営企業型地方独立行政法人の間でその責任範囲を事前に明確にしておくことが必要である。

かかる観点から、設立団体の承認を要する中期計画において、運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事費負担金等について設立団体が負担又は交付する事由、項目及び金額と積算の基礎を明確に定めた上で、料金、運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事負担金等の財源構成について損益が均衡するよう、定めておくこととなる。

このような公営企業型地方独立行政法人においては、第一に、その経営成績を明らかにするための損益計算において、公営企業型地方独立行政法人が中期計画に沿って通常の運営を行った場合、損益が均衡する損益計算の仕組みが構築されるよう公営企業型地方独立行政法人の業績を評価する手段として損益計算に含めることが合理的ではない収支は、公営企業型地方独立行政法人の損益計算には含まれないものとする。

2 また、公営企業型地方独立行政法人においては、第二に、法第40条にいう利益又は損失を確定するために損益計算を行うこととしている。

3 このように公営企業型地方独立行政法人においては、その経営成績を適正に示すという観点及び法第40条にいう利益又は損失の確定を適切に行うという観点から、その会計において、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならない。

第6 継続性の原則

公営企業型地方独立行政法人の会計においては、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。（注7）

<注5> 継続性の原則について

[1 略]

2 しかしながら、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則又は手続の選択適用が認められる場合は皆無とはいえない。そのような場合において、公営企業型地方独立行政法人が選択した会計処理の原則又は手続を継続して適用しないときは、同一の会計事実について異なる計算結果が算出されることになる。その結果、財務諸表の期間比較を困難ならしめ、公営企業型地方独立行政法人の財政状態及び経営成績に関する住民その他の利害関係者の判断を誤らしめるおそれがある。したがって、一旦採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各事業年度を通じて継続して適用しなければならない。

[3・4 略]

第2節 概念

第8 資産の定義

1 公営企業型地方独立行政法人の資産とは、過去の事象の結果として公営企業型地方独立行政法人が支配している現在の資源であり、それにより公営企業型地方独立行政法人のサービス提供能力又は経済的便益を生み出す能力を伴うものをいう。(注6)

[2 略]

3 公営企業型地方独立行政法人においては、繰延資産を計上してはならない。(注7)

<注6> 公営企業型地方独立行政法人のサービス提供能力又は経済的便益について

1 公営企業型地方独立行政法人のサービス提供能力とは、公営企業型地方独立行政法人の目的の達成に寄与するサービスを提供する能力であり、必ずしも正味キャッシュ・インフローを生み出すことなくその目的を達成できるものをいう。

2 公営企業型地方独立行政法人の経済的便益とは、キャッシュ・インフロー、若しくはキャッシュ・アウトフローの減少をいう。

<注7> [略]

第9 固定資産

固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類される。(注8)

<注7> 継続性の原則について

[1 同左]

2 しかしながら、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則又は手続の選択適用が認められる場合は皆無とはいえない。そのような場合において、公営企業型地方独立行政法人が選択した会計処理の原則又は手続を継続して適用しないときは、同一の会計事実について異なる計算結果が算出されることになる。その結果、財務諸表の期間比較を困難ならしめ、公営企業型地方独立行政法人の財政状態及び経営成績に関する住民その他の利害関係者の判断を誤らしめるおそれがある。したがって、いったん採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各事業年度を通じて継続して適用しなければならない。

[3・4 同左]

第2節 概念

第8 資産の定義

1 公営企業型地方独立行政法人の資産とは、過去の取引又は事象の結果として公営企業型地方独立行政法人が支配する資源であって、それにより公営企業型地方独立行政法人のサービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されるものをいう。

[2 同左]

3 公営企業型地方独立行政法人においては、繰延資産を計上してはならない。(注8)

[新設]

<注8> [同左]

第9 固定資産

固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類される。(注9)

<注8> 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について

1 公営企業型地方独立行政法人の通常の業務活動により発生した受取手形、未収金、前渡金、未払金、前受金等の債権及び債務は、流動資産又は流動負債に属するものとする。ただし、これらの債権のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものは、固定資産たる投資その他の資産に属するものとする。

[2～4 略]

5 製品、半製品、原材料、仕掛品等の棚卸資産は、流動資産に属するものとし、公営企業型地方独立行政法人がその業務目的を達成するために所有し、かつ、その加工又は販売を予定しない財貨は、固定資産に属するものとする。

6 なお、固定資産のうち残存耐用年数が一年以下となったものも流動資産とせず固定資産に含ませ、棚卸資産のうち恒常在庫品として保有するもの又は余剰品として長期間にわたって所有するものも固定資産とせず流動資産に含ませるものとする。

第10 有形固定資産

次に掲げる資産（ただし、(1)から(7)までに掲げる資産については、公営企業型地方独立行政法人の通常の業務活動の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。

[(1)～(8) 略]

(9) その他

第13 流動資産

次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。（注8）

[(1)・(2) 略]

(3) 受取手形（顧客（「第84 サービスの提供等による収益の会計処理」において定める顧客をいう。以下、この項及び「第16 流動負債」において同じ。）との契約（「第84 サービスの提供等による収益の会計処理」において定める契約をいう。以下、この項及び「第16 流動負債」において同じ。）に基づくサービスの提供等の対価として当該顧客から支払を受ける権利（当該顧客に対する法的な請求権を有するものに限る。以下「顧客との契約から生じた債権」という。）その他の公営企業型地方独立行政法人の通常の業務活動に基づいて発生した手形債権をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。）

(4) 未収金（顧客との契約から生じた債権その他の公営企業型地方独立行政法人の通常の業務活動に基づいて発生した未収金をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。）

<注9> 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について

1 公営企業型地方独立行政法人の通常の業務活動により発生した受取手形、未収入金、前渡金、未払金、前受金等の債権及び債務は、流動資産又は流動負債に属するものとする。ただし、これらの債権のうち、破産債権、再生債権、更生債権及びこれに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものは、固定資産たる投資その他の資産に属するものとする。

[2～4 同左]

5 製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産は、流動資産に属するものとし、公営企業型地方独立行政法人がその業務目的を達成するために所有し、かつ、その加工又は販売を予定しない財貨は、固定資産に属するものとする。

6 なお、固定資産のうち残存耐用年数が一年以下となったものも流動資産とせず固定資産に含ませ、たな卸資産のうち恒常在庫品として保有するもの又は余剰品として長期間にわたって所有するものも固定資産とせず流動資産に含ませるものとする。

第10 有形固定資産

次に掲げる資産（ただし、(1)から(7)までに掲げる資産については、公営企業型地方独立行政法人の通常の業務活動の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。

[(1)～(8) 同左]

(9) その他の有形資産で流動資産又は投資たる資産に属しないもの

第13 流動資産

次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。（注9）

[(1)・(2) 同左]

(3) 受取手形（公営企業型地方独立行政法人の通常の業務活動において発生した手形債権をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。）

(4) 未収入金（公営企業型地方独立行政法人の通常の業務活動において発生した未収入金をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。）

(5) 契約資産（顧客との契約に基づくサービスの提供等の対価として当該顧客から支払を受ける権利のうち、受取手形及び未収金以外のものをいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。）

(6)～(12) [略]

(13)前払費用で一年以内に費用となるべきもの（注9）

(14)未収収益で一年以内に対価の支払を受けるべきもの（注9）

[削る]

(15)その他

<注9> 経過勘定項目について

1 前払費用

〔(1) 略〕

(2) したがって、前払費用として対価を支払った公営企業型地方独立行政法人においては、いまだ提供されていない役務の提供を受けるという経済的便益を生み出す能力を伴うものであるため、前払費用は資産に属するものとする。

2 前受収益

〔(1) 略〕

(2) したがって、前受収益として対価の支払を受けた公営企業型地方独立行政法人においては、いまだ提供していない役務の提供をしなければならず、経済的便益を減少させるものであるため、前受収益は負債に属するものとする。

3 未払費用

(1) 未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終わらないものをいう。

(2) したがって、既に提供された役務に対していまだ対価の支払を終えていない公営企業型地方独立行政法人においては、その対価の支払を行わなければならず、経済的便益を減少させるものであるため、未払費用は負債に属するものとする。

4 未収収益

〔(1) 略〕

(2) したがって、既に提供した役務に対していまだ対価の支払を受けていない公営企業型地方独立行政法人においては、その対価の支払を受けるという経済的便益を生み出す能力を伴うものであるため、資産に属するものとする。

[新設]

(5)～(11) [同左]

(12)前払費用で一年以内に費用となるべきもの（注10）

(13)未収収益で一年以内に対価の支払を受けるべきもの（注10）

(14)その他の資産で一年以内に現金化できると認められるもの

[新設]

<注10> 経過勘定項目について

1 前払費用

〔(1) 同左〕

(2) したがって、前払費用として対価を支払った公営企業型地方独立行政法人においては、いまだ提供されていない役務の提供を受けるという経済的便益が期待されるものであるため、前払費用は資産に属するものとする。

2 前受収益

〔(1) 同左〕

(2) したがって、前受収益として対価の支払を受けた公営企業型地方独立行政法人においては、いまだ提供していない役務の提供をしなければならず、経済的便益の減少を生じさせるものであるため、前受収益は負債に属するものとする。

3 未払費用

(1) 未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終わらないものをいう。

(2) したがって、既に提供された役務に対していまだ対価の支払を終えていない公営企業型地方独立行政法人においては、その対価の支払を行わなければならず、経済的便益の減少を生じさせるものであるため、未払費用は負債に属するものとする。

4 未収収益

〔(1) 同左〕

(2) したがって、既に提供した役務に対していまだ対価の支払を受けていない公営企業型地方独立行政法人においては、その対価の支払を受けるという経済的便益が期待されるものであるため、資産に属するものとする。

<p>1 公営企業型地方独立行政法人の負債とは、過去の事象の結果として公営企業型地方独立行政法人に生じている現在の義務であり、その履行により公営企業型地方独立行政法人のサービス提供能力の低下又は経済的便益を減少させるものをいう。(注6)</p> <p>[2・3 略]</p> <p>第15 固定負債</p> <p>次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注8)</p> <p>[(1)～(4) 略]</p> <p>(5) 長期借入金 (注10)</p> <p>(6) 移行前地方債償還債務(法第86条第1項に基づき、移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人が負担する債務をいう。以下同じ。)(注10)</p> <p>[(7)～(11) 略]</p> <p><注10> [略]</p> <p>第16 流動負債</p> <p>次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注8)</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 預り特定施設費 (注11)</p> <p>(4) 預り補助金等。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを除く。(注12)</p> <p>(5) 預り工事負担金等。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを除く。(注13)</p> <p>[(6)・(7) 略]</p> <p>(8) 未払金(公営企業型地方独立行政法人の通常の業務活動に基づいて発生した未払金をいう。以下同じ。)</p> <p><u>(9) 契約負債(顧客との契約に基づくサービスの提供等の義務に対して、当該顧客から支払を受けた対価又は当該対価を受領する期限が到来しているものであって、かつ、いまだ顧客との契約から生じる収益を認識していないものをいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)未払費用で一年以内に対価の支払をすべきもの(注9)</u></p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(13)前受金</u></p> <p><u>(14)前受収益で一年以内に収益となるべきもの(注9)</u></p> <p><u>(15)賞与に係る引当金及びその他の引当金(資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金</u></p>	<p>1 公営企業型地方独立行政法人の負債とは、過去の取引又は事象に起因する現在の義務であつて、その履行が公営企業型地方独立行政法人に対して、将来、サービスの提供又は経済的便益の減少を生じさせるものをいう。</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>第15 固定負債</p> <p>次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注9)</p> <p>[(1)～(4) 同左]</p> <p>(5) 長期借入金 (注11)</p> <p>(6) 移行前地方債償還債務(法第86条第1項に基づき、移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人が負担する債務をいう。以下同じ。)(注11)</p> <p>[(7)～(11) 同左]</p> <p><注11> [同左]</p> <p>第16 流動負債</p> <p>次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注9)</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 預り特定施設費 (注12)</p> <p>(4) 預り補助金等。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを除く。(注13)</p> <p>(5) 預り工事負担金等。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを除く。(注14)</p> <p>[(6)・(7) 同左]</p> <p>(8) 未払金(公営企業型地方独立行政法人の通常の業務活動において発生した未払金をいう。以下同じ。)</p> <p>[新設]</p> <p><u>(9)</u> [同左]</p> <p><u>(10)未払費用で一年以内に対価の支払をすべきもの(注10)</u></p> <p><u>(11)</u> [同左]</p> <p><u>(12)前受金(受注品等に対する前受金をいい、工事負担金等を除くものとする。以下同じ。)</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>(13)前受収益で一年以内に収益となるべきもの(注10)</u></p> <p><u>(14)引当金(資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。)</u></p>
---	--

を除く。)

(16) [略]

[削る]

(17)その他

<注 11> 特定施設費について

特定施設費の対象となる特定施設とは、中期計画の想定範囲内で、設立団体等から委託等を受け、当該設立団体等に替わって一般行政サービス（公営企業型地方独立行政法人の業務に附帯する業務に限る。）の提供を行うため、当該設立団体等から取得費全額に対する財源措置を受けて取得する固定資産（法第 85 条第 1 項第 1 号の規定に基づき当該固定資産の取得に充てた長期借入金の元利償還金の全額を設立団体から交付されるものを含む。）をいい、特定施設費とは、当該固定資産の取得に充てるためあらかじめ交付されるものをいう。

<注 12> [略]

<注 13> [略]

第 17 引当金

1 将来の支出の増加又は将来の収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該金額を引当金として固定負債又は流動負債に計上するとともに、当期の負担に帰すべき金額を費用に計上する。ただし、引当金のうち資産に係る引当金の場合は、資産の控除項目として計上する。

2 中期計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる前項の引当金に見合う将来の収入については、引当金見返を計上するとともに、当該引当金見返に係る収益を計上するものとする。

[3 略]

第 18 純資産の定義

1 公営企業型地方独立行政法人の純資産とは、資産から負債を控除した額に相当するものであり、公営企業型地方独立行政法人の会計上の財産的基礎及び業務に関連し発生した剰余金から構成されるものをいう。(注 14)

[2 略]

(15) [同左]

(16)その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの

[新設]

<注 12> 特定施設費について

特定施設費の対象となる特定施設とは、中期計画等の想定範囲内で、設立団体等から委託等を受け、当該設立団体等に替わって一般行政サービス（公営企業型地方独立行政法人の業務に附帯する業務に限る。）の提供を行うため、当該設立団体等から取得費全額に対する財源措置を受けて取得する固定資産（法第 85 条第 1 項第 1 号の規定に基づき当該固定資産の取得に充てた長期借入金の元利償還金の全額を設立団体から交付されるものを含む。）をいい、特定施設費とは、当該固定資産の取得に充てるためあらかじめ交付されるものをいう。

<注 13> [同左]

<注 14> [同左]

第 17 引当金

1 将来の支出の増加又は将来の収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該金額を引当金として流動負債又は固定負債に計上するとともに、当期の負担に帰すべき金額を費用に計上する。ただし、引当金のうち資産に係る引当金の場合は、資産の控除項目として計上する。

2 中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない。

[3 同左]

第 18 純資産の定義

1 公営企業型地方独立行政法人の純資産とは、公営企業型地方独立行政法人の業務を確実に実施するために拠出された財産的基礎及びその業務に関連し発生した剰余金から構成されるものであって、資産から負債を控除した額に相当するものをいう。

[2 同左]

<p><注 14> <u>公営企業型地方独立行政法人の会計上の財産的基礎及び業務に関連し発生した剰余金について</u></p> <p>1. <u>公営企業型地方独立行政法人の会計上の財産的基礎とは、地方公共団体からの出資のほか、出資と同じく業務を確実に実施するために公営企業型地方独立行政法人に財源措置されたものであり、公営企業型地方独立行政法人の拠出者の意図や取得資産の内容等が勘案されたものをいう。</u></p> <p>2. <u>公営企業型地方独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金は、法第 40 条の利益処分の対象となる利益に関連し発生した剰余金であり、公営企業型地方独立行政法人の会計上の財産的基礎とは区別されるべきものをいう。</u></p> <p>3. <u>資本金及び資本剰余金は公営企業型地方独立行政法人の会計上の財産的基礎であり、また利益剰余金は公営企業型地方独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金である。</u></p> <p>第 19 資本金等</p> <p>1 <u>資本金とは、公営企業型地方独立行政法人の会計上の財産的基礎であって、公営企業型地方独立行政法人に対する出資を財源とする払込資本に相当する。(注 14)</u></p> <p>2 <u>資本剰余金とは、公営企業型地方独立行政法人の会計上の財産的基礎であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる。(注 14) (注 15)</u></p> <p>3 <u>利益剰余金とは、公営企業型地方独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金であって、稼得資本に相当する。(注 14)</u></p> <p><注 15> <u>資本剰余金を計上する場合について</u></p> <p>1 <u>公営企業型地方独立行政法人が固定資産を取得した場合において、<u>拠出者</u>の意図や取得資産の内容等を勘案し、公営企業型地方独立行政法人の<u>会計上の財産的基礎</u>を構成すると認められる場合には、相当額を資本剰余金として計上する。</u></p> <p>2 具体的には、以下のような場合が想定される。</p> <p>(1) <u>地方公共団体からの特定施設費により非償却資産又は「第 85 <u>特定の資産に係る費用相当額の会計処理</u>」を行うこととされた償却資産を取得した場合</u></p> <p>[(2)～(7) 略]</p> <p>3 <u>なお、前項(3)、(6)及び(7)の場合において償却資産を取得した場合には、相当額を資産見返負債として計上する。</u></p> <p>第 20 収益の定義</p> <p>公営企業型地方独立行政法人の収益とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の</p>	<p>[新設]</p> <p>第 19 資本金等</p> <p>1 <u>資本金とは、公営企業型地方独立行政法人に対する出資を財源とする払込資本に相当する。</u></p> <p>2 <u>資本剰余金とは、<u>資本金及び利益剰余金以外の純資産</u>であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる。(注 15)</u></p> <p>3 <u>利益剰余金とは、公営企業型地方独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金であって、稼得資本に相当する。</u></p> <p><注 15> <u>資本剰余金を計上する場合について</u></p> <p>1 <u>公営企業型地方独立行政法人が固定資産を取得した場合において、<u>取得原資拠出者</u>の意図や取得資産の内容等を勘案し、公営企業型地方独立行政法人の<u>財産的基礎</u>を構成すると認められる場合には、相当額を資本剰余金として計上する。</u></p> <p>2 具体的には、以下のような場合が想定される。</p> <p>(1) <u>地方公共団体からの特定施設費により非償却資産又は「第 85 <u>特定施設である償却資産の減価に係る会計処理</u>」を行うこととされた償却資産を取得した場合</u></p> <p>[(2)～(7) 同左]</p> <p>3 <u>なお、<u>上記 2</u>(3)、(6)及び(7)の場合において償却資産を取得した場合には、相当額を資産見返負債として計上する。</u></p> <p>第 20 収益の定義</p> <p>公営企業型地方独立行政法人の収益とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の</p>
--	---

<p>公営企業型地方独立行政法人の業務に関連し、<u>資産の増加又は負債の減少をもたらすものであり、公営企業型地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が増加する取引を除いたものをいう。</u></p> <p>[削る]</p> <p>第 21 費用の定義</p> <p>公営企業型地方独立行政法人の費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の公営企業型地方独立行政法人の業務に関連し、<u>資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、公営企業型地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。</u></p> <p>[削る]</p> <p><u>第 22 利益の定義</u></p> <p><u>公営企業型地方独立行政法人の利益とは、費用と収益との差額に、費用に対応する積立金の取崩額を加えたものをいう。(注 16) (注 17)</u></p> <p><u><注 16> 利益の性格について</u></p>	<p>公営企業型地方独立行政法人の業務に関連し、<u>その資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）をもたらす経済的便益の増加であって、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を増加させる資本取引によってもたらされるものを除くものをいう。(注 16)</u></p> <p><u><注 16> 公営企業型地方独立行政法人の収益の定義から除かれる事例について</u></p> <p>資本取引として公営企業型地方独立行政法人の収益から除外されるものの例として、「第 85 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）がある。</p> <p>第 21 費用の定義</p> <p>公営企業型地方独立行政法人の費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の公営企業型地方独立行政法人の業務に関連し、<u>その資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）をもたらす経済的便益の減少であって、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を減少させる資本取引によってもたらされるものを除くものをいう。(注 17)</u></p> <p><u><注 17> 公営企業型地方独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について</u></p> <p>資本取引として公営企業型地方独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「第 85 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額 (2) 上記(1)の償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ） (3) 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準「第 15 特定施設である固定資産の減損に係る会計処理」を行うこととされた固定資産の減損損失相当額 (4) 「第 88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額 <p>[新設]</p>
---	---

公営企業型地方独立行政法人の利益は、財務面の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有する。

<注 17> 費用に対応する積立金の取崩額について

公営企業型地方独立行政法人の利益は、公営企業型地方独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金に関連する法第 40 条の利益処分の対象となる利益であるため、費用と収益との差額として算定される。ただし、利益は公営企業型地方独立行政法人の財務面の経営努力の算定基礎として活用されることを踏まえ、費用に対応する積立金の取崩額として、例えば法第 40 条第 3 項により中期計画で定める用途に充てるために、用途ごとに適切な名称を付した積立金（以下「目的積立金」という。）の取崩額を加えたものとなる。

第 23 [略]

第 24 行政コストの定義

- 1 公営企業型地方独立行政法人の行政コストとは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の公営企業型地方独立行政法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、公営企業型地方独立行政法人の出資等団体への納付により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。（注 14）（注 20）
- 2 行政コストは、費用及びその他行政コストに分類される。（注 21）

<注 20> 行政コストの性格について

公営企業型地方独立行政法人の行政コストは、公営企業型地方独立行政法人がアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、公営企業型地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有する。

<注 21> その他行政コストについて

- 1 その他行政コストとは、行政コストに含まれるものであって、公営企業型地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引に相当するものであるが、公営企業型地方独立行政法人の出資等団体への納付により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引には相当しないものをいう。
- 2 その他行政コストに含まれる取引は、以下のとおり。
 - (1) 「第 85 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産

第 22 [同左]

[新設]

<p style="text-align: center;"><u>の減価償却相当額</u></p> <p>(2) <u>公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準「第 15 特定施設である固定資産の減損に係る会計処理」を行うこととされた固定資産の減損損失相当額</u></p> <p>(3) <u>「第 88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額</u></p> <p>(4) <u>「第 85 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた有形固定資産及び無形固定資産を除く承継資産に係る費用相当額</u></p> <p>(5) <u>公営企業型地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引に関連する、「第 85 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産又は負債の増減額（又は両者の組合せ）</u></p> <p>(6) <u>「第 94 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理」を行うことによる資本剰余金の減額又は増額</u></p> <p>3. <u>その他行政コストに含まれない取引の例は、以下のとおり。</u></p> <p>(1) <u>法第 42 条の 2 の規定に基づく不要財産の出資等団体への納付により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引（前項(6)を除く。）</u></p> <p>(2) <u>中期目標期間の終了に伴う法第 40 条第 1 項に基づく積立金（以下「積立金」という。）の設立団体への納付に伴う公営企業型地方独立行政法人外部への資金流出を伴う積立金の減少取引</u></p> <p>4. <u>なお、費用は、行政コストに含まれるものであるが、公営企業型地方独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金の算定にも含まれることから、その他行政コストと費用とを明瞭に区別しなければならない。</u></p> <p>[削る]</p>	<p><u>第 23 行政サービス実施コストの定義</u></p> <p>公営企業型地方独立行政法人の行政サービス実施コストとは、公営企業型地方独立行政法人の業務運営に関して、住民等の負担に帰せられるコスト（当期時点でコストが発生しているもので、将来的には料金による回収が予定されているが未だ受益者により負担されていないものを含む。以下同じ。）をいう。（注 20）</p> <p><注 20> 住民等について</p> <p>「住民等」とは、設立団体の住民のほか、その他の地方公共団体の住民及び国民をも含むものとする。</p>
---	--

[削る]

第24 行政サービス実施コスト

次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。

- (1) 公営企業型地方独立行政法人の損益計算上の費用から運営費負担金、運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を控除した額（注21）
- (2) 「第85 特定施設である償却資産に係る減価の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額
- (3) 「第87 退職給付に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付増加見積額
- (4) 国又は地方公共団体の資産を利用することから生ずる機会費用（注22）
 - ア 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用
 - イ 地方公共団体出資から生ずる機会費用
 - ウ 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用
- (5) 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準「第15 特定施設である固定資産の減損に係る会計処理」を行うこととされた固定資産の減損損失相当額
- (6) 「第88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

<注21> 行政サービス実施コスト計算における損益計算上の費用及び控除すべき収益の範囲について

1 行政サービス実施コストとは、公営企業型地方独立行政法人の業務運営に関して、住民等の負担に帰せられるコストであることから、損益計算上の費用から控除すべき収益は、住民等の負担に帰せられない自己収入に限られる必要があり、例えば、次のような収益は控除すべき収益には含まれない。

- (1) 特殊法人又は独立行政法人から交付される補助金又は助成金等に係る収益のうち、当該交付法人が国又は地方公共団体から交付された補助金等を財源とするもの
- (2) 地方公共団体からの現物出資が、消費税の課税仕入とみなされることによって生じた還付消費税に係る収益
- (3) 財源措置予定額収益

2 行政サービス実施コストを表示する際、損益計算書上の業務費用のうち、減価償却充当対象補助金（運営費負担金、運営費交付金及び補助金等のうち、経費助成のための運営費負担金・補助金等に対応し、減価償却費に充当するものをいう。）を計上するも

<p style="text-align: center;">第3節 認識及び測定</p> <p>第27 有形固定資産の評価</p> <p>1 有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額（公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準「第12 貸借対照表における表示」第1項に規定する減損損失累計額をいう。以下同じ。）を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>[2 略]</p> <p>3 地方公共団体からの現物出資として受け入れた固定資産については、時価を基準として地方公共団体が評価した価額を、設立団体から承継した固定資産については、時価を基準として設立団体が評価した価額をそれぞれ取得原価とする。</p> <p>ただし、設立団体から承継した固定資産に減損が生じていると認められる場合は、公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準に基づく回収可能価額を取得原価とすることも可能とする。（注22）</p> <p>[4 略]</p> <p style="text-align: center;"><u><注22></u> [略]</p> <p>第28 無形固定資産の評価</p> <p>無形固定資産については、当該資産の取得のために支出した金額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。（注23）</p> <p style="text-align: center;"><u><注23></u> [略]</p> <p>第29 リース取引の会計処理</p> <p>リース取引については、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の二</p>	<p>のとする。</p> <p><注22> 機会費用について</p> <p>1 国又は地方公共団体の財産の減額された使用料による貸借とは、貸主である国又は地方公共団体が法令等の規定に従い減額して貸し付けている場合の当該貸借をいう。</p> <p>2 国又は地方公共団体からの有利な条件による融資とは、貸主である国又は地方公共団体が政策的に低利融資を行っている場合の当該融資をいう。</p> <p style="text-align: center;">第3節 認識及び測定</p> <p>第27 有形固定資産の評価</p> <p>1 有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額（公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準「第12 貸借対照表における表示」1に規定する減損損失累計額をいう。以下同じ。）を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 地方公共団体からの現物出資として受け入れた固定資産については、時価を基準として地方公共団体が評価した価額を、設立団体から承継した固定資産については、時価を基準として設立団体が評価した価額をそれぞれ取得原価とする。</p> <p>ただし、設立団体から承継した固定資産に減損が生じていると認められる場合は、公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準に基づく回収可能価額を取得原価とすることも可能とする。（注23）</p> <p>[4 同左]</p> <p style="text-align: center;"><u><注23></u> [同左]</p> <p>第28 無形固定資産の評価</p> <p>無形固定資産については、当該資産の取得のために支出した金額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。（注24）</p> <p style="text-align: center;"><u><注24></u> [同左]</p> <p>第29 リース資産の会計処理</p> <p>リース取引に係る会計基準については、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレ</p>
--	---

<p>種類に分け、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、一定の期間の経過を業務の進行とみなして運営費負担金債務等を収益化する場合を除き、当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸表に注記する。</p> <p>オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。(注 24)</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p><u><注 24></u> 〔略〕</p> <p>第 30 <u>棚卸資産</u>の評価基準及び評価方法</p> <p>1 製品、半製品、原材料、仕掛品、商品等の<u>棚卸資産</u>については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、平均原価法等のうちあらかじめ定めた方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 なお、<u>棚卸資産</u>の評価方法は毎事業年度継続して適用しなければならず、みだりに変更してはならない。</p> <p>第 31 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>〔1 略〕</p> <p>2 有価証券は、公営企業型地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1) 売買目的有価証券</p> <p>時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。(注 25)</p> <p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p>満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。(注 26) (注 27) (注 28)</p>	<p>ーティング・リース取引の二種類に分け、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、一定の期間の経過を業務の進行とみなして運営費負担金債務等を収益化する場合を除き、当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸表に注記する。</p> <p>オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。(注 25)</p> <p>〔(1)・(2) 同左〕</p> <p><u><注 25></u> 〔同左〕</p> <p>第 30 <u>たな卸資産</u>の評価基準及び評価方法</p> <p>1 製品、半製品、原材料、仕掛品、商品等の<u>たな卸資産</u>については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、平均原価法等のうちあらかじめ定めた方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>〔2 同左〕</p> <p>3 なお、<u>たな卸資産</u>の評価方法は毎事業年度継続して適用しなければならず、みだりに変更してはならない。</p> <p>第 31 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>〔1 同左〕</p> <p>2 有価証券は、公営企業型地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1) 売買目的有価証券</p> <p>時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。(注 26)</p> <p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p>満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。(注 27) (注 28) (注 29)</p>
--	--

[(3) 略]

(4) その他有価証券

売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。（注 25）

3 満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。なお、市場において取引されていない株式及び出資金等株式と同様に持分の請求権を生じさせるものを合わせて、市場価格のない株式等という。

<注 25> 時価について

時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された価額をいう。ただし、金融商品の時価とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。

<注 26> [略]

<注 27> [略]

<注 28> 満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

[(1) 略]

(2) 満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り替えるため、又は公営

[(3) 同左]

(4) その他有価証券

売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。（注 26）

3 満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち市場価格のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。

<注 26> 時価について

時価とは、公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場に基づく価額をいう。市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とする。

<注 27> [同左]

<注 28> [同左]

<注 29> 満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

[(1) 同左]

(2) 満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り替えるため、又は公営企

<p>企業型地方独立行政法人が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り替えるために売却した場合</p> <p>[(3) 略]</p> <p>第 32 貸付金等の貸借対照表価額</p> <p>1 未収金、貸付金、割賦元金等の債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒引当金を控除した金額とする。なお、貸倒引当金は、資産の控除項目として貸借対照表に計上するものとする。</p> <p>[2 略]</p> <p>第 34 外貨建取引の会計処理</p> <p>1 外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。</p> <p>(注 29) (注 30)</p> <p>[2 ~ 5 略]</p> <p><注 29> [略]</p> <p><注 30> [略]</p> <p>第 35 原価計算の基準</p> <p>製造等の業務を行う公営企業型地方独立行政法人における製品等の製造原価は、適正な原価計算基準に従って算定されなければならない。(注 31)</p> <p><注 31> [略]</p> <p>第 36 退職給付引当金の計上方法</p> <p>1 退職給付引当金は、原則として、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を計上しなければならない。なお、連結貸借対照表においても同様である。</p> <p>(注 32)</p> <p>2 退職給付債務は、公営企業型地方独立行政法人の役員及び職員の退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。(注 33)</p> <p>(注 34)</p> <p>[3 ・ 4 略]</p> <p>5 職員数三百人未満の公営企業型地方独立行政法人については、退職給付債務の計算に当たっ</p>	<p>業型地方独立行政法人が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り換えるために売却した場合</p> <p>[(3) 同左]</p> <p>第 32 貸付金等の貸借対照表価額</p> <p>1 未収入金、貸付金、割賦元金等の債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒引当金を控除した金額とする。なお、貸倒引当金は、資産の控除項目として貸借対照表に計上するものとする。</p> <p>[2 同左]</p> <p>第 34 外貨建取引の会計処理</p> <p>1 外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。</p> <p>(注 30) (注 31)</p> <p>[2 ~ 5 同左]</p> <p><注 30> [同左]</p> <p><注 31> [同左]</p> <p>第 35 原価計算の基準</p> <p>製造等の業務を行う公営企業型地方独立行政法人における製品等の製造原価は、適正な原価計算基準に従って算定されなければならない。(注 32)</p> <p><注 32> [同左]</p> <p>第 36 退職給付引当金の計上方法</p> <p>1 退職給付引当金は、原則として、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を計上しなければならない。なお、連結貸借対照表においても同様である。</p> <p>(注 33)</p> <p>2 退職給付債務は、公営企業型地方独立行政法人の役員及び職員の退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。(注 34)</p> <p>(注 35)</p> <p>[3 ・ 4 同左]</p> <p>5 職員数三百人未満の公営企業型地方独立行政法人については、退職給付債務の計算に当たっ</p>
--	---

ては、期末要支給額によることができる。(注33)

<注32>

移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人において、移行前に地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第6号）附則第5条に従い退職給付引当金を分割計上し、かつ、その分割計上が終了していない場合であって、移行前に負債に計上していた退職給付引当金の額が上記の基準に従って計上すべき退職給付引当金の額を下回っている場合において、その差額の全てを一時に処理することが経営成績に関する期間比較を損ない期間損益を歪めるおそれのある場合には、その差額について移行前の未経過の分割計上期間を引き継いだ期間内の一定の年数で費用として処理することを認める。この場合、「第36 退職給付引当金の計上方法」第1項に定める基準に従って引き当てておくべき退職給付引当金の総額を注記することとする。

また、当該分割計上期間中の処理方法については、中期計画において明示しておくこととする。

<注33> [略]

<注34> [略]

第37 資産除去債務に係る会計処理

1 資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生したときに負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになった時点で負債として計上するものとする。(注35) (注36) (注37)

2 資産除去債務はそれが発生したときに、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定する。

3 資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上したときに、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。

[4 略]

<注35> [略]

ては、期末要支給額によることができる。(注34)

<注33>

移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人において、移行前に地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第6号）附則第5条に従い退職給付引当金を分割計上し、かつ、その分割計上が終了していない場合であって、移行前に負債に計上していた退職給付引当金の額が上記の基準に従って計上すべき退職給付引当金の額を下回っている場合において、その差額のすべてを一時に処理することが経営成績に関する期間比較を損ない期間損益を歪めるおそれのある場合には、その差額について移行前の未経過の分割計上期間を引き継いだ期間内の一定の年数で費用として処理することを認める。この場合、「第36 退職給付引当金の計上方法」の1に定める基準に従って引き当てておくべき退職給付引当金の総額を注記することとする。

また、当該分割計上期間中の処理方法については、中期計画において明示しておくこととする。

<注34> [同左]

<注35> [同左]

第37 資産除去債務に係る会計処理

1 資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになった時点で負債として計上するものとする。(注36) (注37) (注38)

2 資産除去債務はそれが発生した時に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定する。

3 資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。

[4 同左]

<注36> [同左]

<注 36> [略]

<注 37> [略]

第 39 発生主義の原則

1 公営企業型地方独立行政法人に発生した全ての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない。

[2 略]

第 4 節 財務諸表の体系

第 40 財務諸表の体系

公営企業型地方独立行政法人の財務諸表の体系は、次のとおりである。

[(1)・(2) 略]

(3) 純資産変動計算書

(4)・(5) [略]

(6) 行政コスト計算書

(7) [略]

第 41 セグメント情報の開示

[1 略]

2 事業区分の決定に当たっては、事業内容の実態を適切に反映した情報を開示し得るようにしなければならない。決定した事業区分については、当該区分の方法、各区分に属する主要事業の名称等を補足情報として記載する。

[3 略]

4 開示すべき情報は、事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報とする。(注 38)

<注 38> [略]

第 42 貸借対照表の作成目的

貸借対照表は、公営企業型地方独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日における全ての資産、負債及び純資産を記載し、住民その他の利害関係者にこれを正しく表示

<注 37> [同左]

<注 38> [同左]

第 39 発生主義の原則

1 公営企業型地方独立行政法人に発生したすべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない。

[2 同左]

第 4 節 財務諸表の体系

第 40 財務諸表の体系

公営企業型地方独立行政法人の財務諸表の体系は、次のとおりである。

[(1)・(2) 同左]

[新設]

(3)・(4) [同左]

(5) 行政サービス実施コスト計算書

(6) [同左]

第 41 セグメント情報の開示

[1 同左]

2 事業区分の決定に当たっては、事業内容の実態を適切に反映した情報を開示しうるようにしなければならない。決定した事業区分については、当該区分の方法、各区分に属する主要事業の名称等を補足情報として記載する。

[3 同左]

4 開示すべき情報は、事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報とする。(注 39)

<注 39> [同左]

第 42 貸借対照表の作成目的

貸借対照表は、公営企業型地方独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び純資産を記載し、住民その他の利害関係者にこれを正しく表

<p>するものでなければならない。</p> <p>第 43 損益計算書の作成目的</p> <p>1 損益計算書は、公営企業型地方独立行政法人の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属する公営企業型地方独立行政法人の<u>全ての</u>収益とこれに対応する<u>全ての</u>費用とを記載して当期純利益を表示しなければならない。</p> <p>2 <u>損益計算書は、損益の状況を表すとともに、法第 40 条にいう利益又は損失を確定するため、当期純利益に必要な項目を加減して、当期総利益を表示しなければならない。</u></p> <p>第 44 純資産変動計算書の作成目的</p> <p><u>純資産変動計算書は、公営企業型地方独立行政法人の財政状態と経営成績との関係を表すため、一会計期間に属する公営企業型地方独立行政法人の全ての純資産の変動を記載しなければならない。</u></p> <p>第 45 キャッシュ・フロー計算書の作成目的</p> <p>キャッシュ・フロー計算書は、公営企業型地方独立行政法人の一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するため、キャッシュ・フローを一定の活動区分別に表示しなければならない。(注 39)</p> <p><u>＜注 39＞</u> キャッシュ・フロー計算書の位置付けについて</p> <p>キャッシュ・フロー計算書は、一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を一定の活動区分別に表示するものであり、貸借対照表及び損益計算書と同様に公営企業型地方独立行政法人の活動の全体を対象とする重要な情報を提供するものである。このようなキャッシュ・フロー計算書の重要性に鑑み、公営企業型地方独立行政法人の財務諸表の一つに位置付けられる。</p> <p>第 46 [略]</p> <p>第 47 行政コスト計算書の作成目的</p> <p>1 <u>行政コスト計算書は、公営企業型地方独立行政法人の業績の適正な評価に資するため、一会計期間に属する公営企業型地方独立行政法人の全ての費用とその他行政コストとを記載して行政コストを表示しなければならない。</u></p> <p>2 <u>行政コスト計算書は、行政コストの状況を表すとともに、フルコスト情報の提供源となる。</u></p>	<p>示すものでなければならない。</p> <p>第 43 損益計算書の作成目的</p> <p>1 損益計算書は、公営企業型地方独立行政法人の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属する公営企業型地方独立行政法人の<u>すべての</u>収益とこれに対応する<u>すべての</u>費用とを記載して当期純利益を表示しなければならない。</p> <p>2 <u>損益計算書は、法第 40 条にいう利益又は損失を確定するため、当期純利益に必要な項目を加減して、当期総利益を表示しなければならない。</u></p> <p>[新設]</p> <p>第 44 キャッシュ・フロー計算書の作成目的</p> <p>キャッシュ・フロー計算書は、公営企業型地方独立行政法人の一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するため、キャッシュ・フローを一定の活動区分別に表示しなければならない。(注 40)</p> <p><u>＜注 40＞</u> キャッシュ・フロー計算書の位置付けについて</p> <p>キャッシュ・フロー計算書は、一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を一定の活動区分別に表示するものであり、貸借対照表及び損益計算書と同様に公営企業型地方独立行政法人の活動の全体を対象とする重要な情報を提供するものである。このようなキャッシュ・フロー計算書の重要性に<u>かんが</u>み、公営企業型地方独立行政法人の財務諸表の一つに位置付けられる。</p> <p>第 45 [同左]</p> <p>[新設]</p>
---	--

<p>[削る]</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 貸借対照表</p>	<p>第 46 行政サービス実施コスト計算書の作成目的</p> <p>行政サービス実施コスト計算書は、納税者である住民等の行政サービスに対する評価・判断に資するため、一会計期間に属する公営企業型地方独立行政法人の業務運営に関し、行政サービス実施コストに係る情報を一元的に集約して表示する。(注 41)</p> <p><注 41> 行政サービス実施コスト計算書について</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書は、公営企業型地方独立行政法人の業務運営に関して住民等が負担するコストを集約し、情報開示の徹底を図り、納税者である住民等の行政サービスに対する評価・判断に資するための書類である。公営企業型地方独立行政法人の損益計算書は法人の経営成績を表示する書類であり、ここに計上される損益は、法人の業績を示す損益であって必ずしも納税者にとっての負担とは一致しない。例えば、運営費負担金収益が増えると、公営企業型地方独立行政法人の損益にはプラスにはたらくが、納税者の負担は逆に増加する。また、損益計算には明示されない減価償却充当補助金、損益計算を通じない場合の減価償却相当額、国又は地方公共団体の財産や出資等を利用することから生じる機会費用等、公営企業型地方独立行政法人の損益計算書等には計上されないが、広い意味で最終的に住民等の負担に帰すべきコストも存在する。行政サービス実施コスト計算書は、これらのコストを集約表示する書類である。</p> <p>2 なお、表示すべき行政サービス実施コストには、地方公共団体内の企画立案部門の費用等までは含まないものとし、「第 24 行政サービス実施コスト」で示した項目に限定する。</p> <p>3 行政サービス実施コスト計算書は、公営企業型地方独立行政法人独自の計算書類であり、公営企業型地方独立行政法人の財務諸表の一つに位置付けられるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 貸借対照表</p>
<p>第 48 表示区分及び記載の基準</p> <p>1 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部の三区分に分かち、更に資産の部を固定資産及び流動資産に、負債の部を固定負債及び流動負債に区分しなければならない。</p> <p>2 資産、負債及び純資産は、適切な区分、配列、分類及び評価の基準に従って記載しなければならない。</p> <p>[削る]</p>	<p>第 47 表示区分</p> <p>貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部の三区分に分かち、更に資産の部を固定資産及び流動資産に、負債の部を固定負債及び流動負債に区分しなければならない。</p> <p>第 48 資産、負債及び純資産の記載の基準</p> <p>資産、負債及び純資産は、適切な区分、配列、分類及び評価の基準に従って記載しなければ</p>

<p>第 50 資産と負債・純資産の均衡及び配列</p> <p>1 貸借対照表の資産の合計金額は、負債と純資産の合計金額に一致しなければならない。</p> <p>2 資産及び負債の項目の配列は、この基準に定めるもののほか、固定性配列法によるものとする。</p>	<p>ならない。</p> <p>第 50 資産と負債・純資産の均衡</p> <p>貸借対照表の資産の合計金額は、負債と純資産の合計金額に一致しなければならない。</p>
<p>[削る]</p> <p>第 51 [略]</p> <p>第 52 資産の表示項目</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>(4) 長期貸付金（役員、職員又は関係法人に対する長期貸付金を除く。）</p> <p>(5) 役員、職員又は関係法人に対する長期貸付金</p> <p>[(6)～(9) 略]</p> <p>4 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>(4) 未収金</p> <p>(5) 契約資産</p> <p>(6) 棚卸資産（「第 13 流動資産」(6)から(11)までに掲げる資産をいう。以下同じ。）</p> <p>(7)～(10) [略]</p> <p>第 53 減価償却累計額の表示方法</p> <p>1 有形固定資産に対する減価償却累計額は、その資産が属する科目ごとに取得原価から控除する形式で記載する。（注 40）</p> <p>[2 略]</p>	<p>第 51 配列</p> <p>資産及び負債の項目の配列は、この基準に定めるもののほか、固定性配列法によるものとする。</p> <p>第 52 [同左]</p> <p>第 53 資産の表示項目</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>(4) 長期貸付金（役員、職員及び関係法人に対する長期貸付金を除く。）</p> <p>(5) 役員、職員及び関係法人に対する長期貸付金</p> <p>[(6)～(9) 同左]</p> <p>4 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>(4) 未収入金</p> <p>[新設]</p> <p>(5) たな卸資産（「第 13 流動資産」(5)から(10)までに掲げる資産をいう。以下同じ。）</p> <p>(6)～(9) [同左]</p> <p>第 54 減価償却累計額の表示方法</p> <p>1 有形固定資産に対する減価償却累計額は、その資産が属する科目ごとに取得原価から控除する形式で記載する。（注 42）</p> <p>[2 同左]</p>

<注 40> 減価償却累計額について

減価償却累計額には、各年度の損益計算書に計上された減価償却費の累計額だけでなく、各年度の行政コスト計算書に計上された減価償却相当額の累計額が含まれる。

第 54 負債の表示項目

[1 略]

2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

[(1)～(10) 略]

(11) 契約負債

(12)～(17) [略]

第 55 純資産の表示項目

[1 略]

2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第 24 行政コストの定義」におけるその他行政コストに含まれる取引の累計額を、それぞれ減価償却相当累計額、減損損失相当累計額、利息費用相当累計額、承継資産に係る費用相当累計額及び除売却差額相当累計額として控除して表示しなければならない。

3 利益剰余金は、積立金、法第 40 条第 4 項において定められている場合における前中期目標期間繰越積立金、目的積立金及び当期末処分利益に区分して表示する。なお、当期末処分利益の内訳として、当期総利益を表示するものとする。

4 その他有価証券の評価差額は、利益剰余金の次に評価・換算差額等として別に区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目により表示しなければならない

第 56 貸借対照表の様式

貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。

貸借対照表

<注 42> 減価償却累計額について

減価償却累計額には、各年度の損益計算書に計上された減価償却費の累計額だけでなく、損益外減価償却相当額の累計額が含まれる。

第 55 負債の表示項目

[1 同左]

2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

[(1)～(10) 同左]

[新設]

(11)～(16) [同左]

第 56 純資産の表示項目

[1 同左]

2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第 85 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準「第 15 特定施設である固定資産の減損に係る会計処理」を行うこととされた固定資産の損益外減損損失相当額の累計額及び「第 88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る損益外減価償却相当額の累計額及び損益外利息費用相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額又は損益外減損損失累計額及び損益外利息費用累計額として控除して表示しなければならない。

3 利益剰余金は、法第 40 条第 1 項に基づく積立金（以下「積立金」という。）、法第 40 条第 4 項において定められている場合における前中期目標期間繰越積立金、法第 40 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てるために、使途ごとに適切な名称を付した積立金（以下「目的積立金」という。）及び当期末処分利益に区分して表示する。なお、当期末処分利益の内訳として、当期総利益を表示するものとする。

4 その他有価証券の評価差額は、利益剰余金の次に別に区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目により表示しなければならない。

第 57 貸借対照表の様式

貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。

貸借対照表

(〇〇年3月31日)				(平成〇〇年3月31日)			
資産の部				資産の部			
I [略]				I [同左]			
II 流動資産				II 流動資産			
現金及び預金		×××		現金及び預金		×××	
有価証券		×××		有価証券		×××	
受取手形	×××			受取手形	×××		
貸倒引当金	×××	×××		貸倒引当金	×××	×××	
未収金	×××			未収入金	×××		
貸倒引当金	×××	×××		貸倒引当金	×××	×××	
契約資産	×××						
貸倒引当金	×××	×××					
棚卸資産		×××		たな卸資産		×××	
前渡金		×××		前渡金		×××	
前払費用		×××		前払費用		×××	
未収収益		×××		未収収益		×××	
・・・		×××		・・・		×××	
流動資産合計			×××	流動資産合計			×××
資産合計			×××	資産合計			×××
負債の部				負債の部			
I 固定負債				I 固定負債			
資産見返負債				資産見返負債			
資産見返運営費負担金	×××			資産見返運営費負担金	×××		
資産見返運営費交付金	×××			資産見返運営費交付金	×××		
資産見返補助金等	×××			資産見返補助金等	×××		
資産見返工事負担金等	×××			資産見返工事負担金等	×××		
資産見返寄附金	×××			資産見返寄附金	×××		
建設仮勘定見返				建設仮勘定見返			
運営費負担金	×××			運営費負担金	×××		
建設仮勘定見返				建設仮勘定見返			
運営費交付金	×××			運営費交付金	×××		
建設仮勘定見返				建設仮勘定見返			
特定施設費	×××			特定施設費	×××		

建設仮勘定見返			建設仮勘定見返		
補助金等	×××		補助金等	×××	
建設仮勘定見返			建設仮勘定見返		
工事負担金等	×××	×××	工事負担金等	×××	×××
長期預り補助金等		×××	長期預り補助金等		×××
長期預り工事負担金等		×××	長期預り工事負担金等		×××
長期寄附金債務		×××	長期寄附金債務		×××
長期借入金		×××	長期借入金		×××
移行前地方債償還債務		×××	移行前地方債償還債務		×××
引当金			引当金		
退職給付引当金	×××		退職給付引当金	×××	
(何)引当金	×××		(何)引当金	×××	
・・・	×××	×××	・・・	×××	×××
資産除去債務		×××	資産除去債務		×××
長期未払金		×××	長期未払金		×××
・・・		×××	・・・		×××
固定負債合計		×××	固定負債合計		×××
II 流動負債			II 流動負債		
運営費負担金債務		×××	運営費負担金債務		×××
運営費交付金債務		×××	運営費交付金債務		×××
預り特定施設費		×××	預り特定施設費		×××
預り補助金等		×××	預り補助金等		×××
預り工事負担金等		×××	預り工事負担金等		×××
寄附金債務		×××	寄附金債務		×××
短期借入金		×××	短期借入金		×××
未払金		×××	未払金		×××
未払費用		×××	未払費用		×××
未払消費税等		×××	未払消費税等		×××
契約負債		×××			
前受金		×××	前受金		×××
預り金		×××	預り金		×××
前受収益		×××	前受収益		×××

引当金				引当金			
賞与引当金		×××					
(何)引当金	×××			(何)引当金	×××		
・・・	×××	×××		・・・	×××	×××	
資産除去債務		×××		資産除去債務		×××	
・・・		×××		・・・		×××	
流動負債合計			×××	流動負債合計			×××
負債合計			×××	負債合計			×××
純資産の部				純資産の部			
I 資本金				I 資本金			
設立団体出資金	×××			設立団体出資金	×××		
その他地方公共団体出資金	×××			その他地方公共団体出資金	×××		
資本金合計			×××	資本金合計			×××
II 資本剰余金				II 資本剰余金			
資本剰余金		×××		資本剰余金		×××	
その他行政コスト累計額	-×××			損益外減価償却累計額(-)	-×××		
減価償却相当累計額(-)	-×××			損益外減損損失累計額(-)	-×××		
減損損失相当累計額(-)	-×××			損益外利息費用累計額(-)	-×××		
利息費用相当累計額(-)	-×××						
承継資産に係る費用							
相当累計額(-)	-×××						
除売却差額相当累計額(-)	-×××						
資本剰余金合計			×××	資本剰余金合計			×××
[III 略]				[III 同左]			
IV 評価・換算差額等				IV			
その他有価証券評価差額金	×××			その他有価証券評価差額金	×××		
・・・	×××						
評価・換算差額等合計			×××				
純資産合計			×××	純資産合計			×××
負債純資産合計			×××	負債純資産合計			×××

第 57 注記事項

貸借対照表については、その他行政コスト累計額のうち、公営企業型地方独立行政法人に対する出資を財源に取得した資産に係る金額を注記しなければならない。

第 6 節 損益計算書

第 61 損益計算書科目の分類及び表示科目

[1・2 略]

3 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、固定資産売却損益、減損損失、災害損失等の臨時損益を記載し、当期純利益を計算する。(注 41)

[4 略]

5 業務費及び一般管理費については、これらを構成する費用の内容に応じて区分し、それぞれにその内容を表す適切な名称を付して表示するものとする。

6 運営費負担金収益及び運営費交付金収益は、「第 79 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。

7 補助金等収益は、「第 81 補助金等及び工事負担金等の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。また、補助金等収益は、補助金等の交付決定区分ごとに適切な名称を付して表示する。なお、工事負担金等収益も同様の取扱いとする。

8 寄附金収益は、「第 83 寄附金の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。

<注 41> [略]

[削る]

[新設]

第 6 節 損益計算書

第 61 損益計算書科目の分類

[1・2 同左]

3 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、固定資産売却損益、減損損失、災害損失等の臨時損益を記載し、当期純利益を計算する。(注 43)

[4 同左]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

<注 43> [同左]

第 62 収益の表示項目

1 運営費負担金収益及び運営費交付金収益は、「第 79 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。

2 受託収入、手数料収入、売上高等については、実現主義の原則に従い、サービスの提供又は商品等の販売によって実現したもののみをそれぞれ適切な名称を付して表示する。

3 補助金等収益は、「第 81 補助金等及び工事負担金等の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。また、補助金等収益は、補助金等の交付決定区分ごとに適切な名称を付して表示する。なお、工事負担金等収益も同様の取扱いとする。

4 寄附金収益は、「第 83 寄附金の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。

[削る]

第 62 損益計算書の様式

損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

損益計算書	
(〇〇年 4 月 1 日～〇〇年 3 月 31 日)	
営業収益	
(何) 事業収益	×××
運営費負担金収益	×××
運営費交付金収益	×××
補助金等収益	×××
資産見返運営費負担金戻入	×××
資産見返運営費交付金戻入	×××
資産見返補助金等戻入	×××
資産見返工事負担金等戻入	×××
資産見返寄附金戻入	×××
(何) 手数料収入	×××
(何) 入場料収入	×××
受託収入	×××
雑益	×××
営業収益合計	×××
営業費用	
(何) 事業費	
. . .	×××
減価償却費	×××
貸倒引当金繰入	×××
(何) 引当金繰入	×××
. . .	×××
	×××

第 63 費用の表示項目

事業費及び一般管理費については、これらを構成する費用の内容に応じて区分し、それぞれにその内容を表す適切な名称を付して表示するものとする。

第 64 損益計算書の様式

損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

損益計算書	
(平成〇〇年 4 月 1 日～平成〇〇年 3 月 31 日)	
営業収益	
(何) 事業収益	×××
運営費負担金収益	×××
運営費交付金収益	×××
補助金等収益	×××
資産見返運営費負担金戻入	×××
資産見返運営費交付金戻入	×××
資産見返補助金等戻入	×××
資産見返工事負担金等戻入	×××
資産見返寄附金等戻入	×××
(何) 手数料収入	×××
(何) 入場料収入	×××
受託収入	×××
雑益	×××
営業収益合計	×××
営業費用	
(何) 事業費	
. . .	×××
減価償却費	×××
貸倒引当金繰入	×××
(何) 引当金繰入	×××
. . .	×××
	×××

一般管理費			一般管理費		
. . .	×××		. . .	×××	
減価償却費	×××		減価償却費	×××	
. . .	×××	×××	. . .	×××	×××
雑支出		×××	雑支出		×××
営業費用合計		×××	営業費用合計		×××
営業利益（又は営業損失）		×××	営業利益（又は営業損失）		×××
営業外収益			営業外収益		
運営費負担金収益		×××	運営費負担金収益		×××
運営費交付金収益		×××	運営費交付金収益		×××
補助金等収益		×××	補助金等収益		×××
工事負担金等収益		×××	工事負担金等収益		×××
財源措置予定額収益		×××	財源措置予定額収益		×××
寄附金収益		×××	寄附金収益		×××
財務収益			財務収益		
受取利息	×××		受取利息	×××	
. . .	×××	×××	. . .	×××	×××
雑益		×××	雑益		×××
営業外収益合計		×××	営業外収益合計		×××
営業外費用			営業外費用		
財務費用			財務費用		
支払利息	×××		支払利息	×××	
. . .	×××	×××	. . .	×××	×××
雑支出		×××	雑支出		×××
営業外費用合計		×××	営業外費用合計		×××
経常利益（又は経常損失）		×××	経常利益（又は経常損失）		×××
臨時利益			臨時利益		
固定資産売却益		×××	固定資産売却益		×××
(何)引当金戻入益		×××	(何)引当金戻入益		×××
. . .		×××	. . .		×××

<p>臨時損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">固定資産除却損</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>・・・</td> <td style="text-align: right;">××× ×××</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>目的積立金取崩額</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>当期総利益</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第7節 純資産変動計算書</p> <p>第63 表示区分、分類及び表示項目</p> <p>1 純資産変動計算書には、貸借対照表の純資産の部の分類及び表示項目に係る当期首残高、当期変動額及び当期末残高を表示しなければならない。(注42)</p> <p>2 当期変動額は、資本金の当期変動額、資本剰余金の当期変動額、利益剰余金(又は繰越欠損金)の当期変動額及び評価・換算差額等の当期変動額に分類しなければならない。</p> <p>3 利益剰余金(又は繰越欠損金)の当期変動額は、利益の処分又は損失の処理及びその他に区分して表示しなければならない。</p> <p>4 評価・換算差額等の当期変動額には、当期変動額の純額を表示するものとする。</p> <p>5 当期変動額については、これらを構成する純資産の変動の内容に応じて区分し、それぞれにその内容を表す適切な名称を付して表示するものとする。</p> <p>6 当期変動額の表示は、おおむね貸借対照表における表示の順序によることとする。</p> <p style="margin-left: 20px;"><注42> 純資産変動計算書の表示について</p> <p>1 資本金合計、資本剰余金合計又は利益剰余金(又は繰越欠損金)合計の表示は省略することができる。</p> <p>2 貸借対照表の純資産の部における資本剰余金の表示項目は、資本剰余金及びその他行政コスト累計額に区分されるが、そのうち資本剰余金については、その内訳項目を表示し、内訳項目ごとに当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を純資産変動計算書に表示することができる。この場合、附属明細書に含まれる資本剰余金の明細を作成しないことができる。</p> <p>第64 純資産変動計算書の様式</p>	固定資産除却損	×××	減損損失	×××	・・・	××× ×××			当期純利益	×××	目的積立金取崩額	×××			当期総利益	×××	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">臨時損失</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定資産除却損</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>・・・</td> <td style="text-align: right;">××× ×××</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>目的積立金取崩額</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>当期総利益</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">[新設]</p>	臨時損失		固定資産除却損	×××	減損損失	×××	・・・	××× ×××			当期純利益	×××	目的積立金取崩額	×××			当期総利益	×××
固定資産除却損	×××																																		
減損損失	×××																																		
・・・	××× ×××																																		
当期純利益	×××																																		
目的積立金取崩額	×××																																		
当期総利益	×××																																		
臨時損失																																			
固定資産除却損	×××																																		
減損損失	×××																																		
・・・	××× ×××																																		
当期純利益	×××																																		
目的積立金取崩額	×××																																		
当期総利益	×××																																		

純資産変動計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

純資産変動計算書

(○○年4月1日～○○年3月31日)

純資産変動計算書	Ⅰ 資本金		Ⅱ 資本剰余金						Ⅲ 利益剰余金 (又は繰上利益剰余金)					Ⅳ 評価・繰上利益剰余金			
	剰余金 引当金	剰余金 引当金 合計	その内訳額(注1)						剰上利益 剰余金	繰上利益 剰余金 (注2)	繰上利益 剰余金 (注2)	繰上利益 剰余金 (注2)	繰上利益 剰余金 (注2)	繰上利益 剰余金 (注2)	繰上利益 剰余金 (注2)	繰上利益 剰余金 (注2)	
			剰余金 引当金 (注1)	剰余金 引当金 (注1)	剰余金 引当金 (注1)	剰余金 引当金 (注1)	剰余金 引当金 (注1)	剰余金 引当金 (注1)									
純資産																	
Ⅰ 資本金の増減																	
資本金の増																	
資本金の減																	
Ⅱ 資本剰余金の増減																	
資本剰余金の増																	
資本剰余金の減																	
Ⅲ 利益剰余金の増減																	
利益剰余金の増																	
利益剰余金の減																	
Ⅳ 評価・繰上利益剰余金の増減																	
評価・繰上利益剰余金の増																	
評価・繰上利益剰余金の減																	

第8節 キャッシュ・フロー計算書

第65 表示区分

- 1 キャッシュ・フロー計算書には、業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分を設けなければならない。(注43)
- 2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。(注44)
- 3 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。(注45)
- 4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。(注46)
- [5 略]
- 6 受取利息、受取配当及び支払利息に係るキャッシュ・フローは、いずれも業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。(注47)

第7節 キャッシュ・フロー計算書

第65 表示区分

- 1 キャッシュ・フロー計算書には、業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分を設けなければならない。(注44)
- 2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。(注45)
- 3 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。(注46)
- 4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。(注47)
- [5 同左]
- 6 受取利息、受取配当及び支払利息に係るキャッシュ・フローは、いずれも業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。(注48)

<注 43> [略]

<注 44> [略]

<注 45> [略]

<注 46> 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について

財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

[(1)～(6) 略]

(7) 金銭出資の受入れによる収入

<注 47> [略]

第 67 キャッシュ・フロー計算書の様式

キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書
(〇〇年 4 月 1 日～〇〇年 3 月 31 日)

[I ～ VII 略]

第 68 注記事項

キャッシュ・フロー計算書については、次の事項を注記しなければならない。

[(1) 略]

(2) 重要な非資金取引 (注 48)

[(3) 略]

<注 48> 重要な非資金取引について

キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。

(1) 現物出資の受入れによる資産の取得

[(2)～(7) 略]

<注 44> [同左]

<注 45> [同左]

<注 46> [同左]

<注 47> 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について

財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

[(1)～(6) 同左]

(7) 金銭出資の受入による収入

<注 48> [同左]

第 67 キャッシュ・フロー計算書の様式

キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書
(平成〇〇年 4 月 1 日～平成〇〇年 3 月 31 日)

[I ～ VII 同左]

第 68 注記事項

キャッシュ・フロー計算書については、次の事項を注記しなければならない。

[(1) 同左]

(2) 重要な非資金取引 (注 49)

[(3) 同左]

<注 49> 重要な非資金取引について

キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。

(1) 現物出資の受入による資産の取得

[(2)～(7) 同左]

第9節 利益の処分又は損失の処理に関する書類

第72 利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の様式

利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の標準的な様式は、次のとおりとする。

利益の処分に関する書類

(〇〇年〇月〇日)

[I ・ II 略]

損失の処理に関する書類

(〇〇年〇月〇日)

[I ～ III 略]

第10節 行政コスト計算書

第73 表示区分、分類及び表示項目

- 1 行政コスト計算書には、コストの発生原因ごとに、損益計算書上の費用及びその他行政コストに分類して、行政コストを表示しなければならない。
- 2 その他行政コストは、「第24 行政コストの定義」におけるその他行政コストに含まれる取引を、それぞれ減価償却相当額、減損損失相当額、利息費用相当額、承継資産に係る費用相当額及び除売却差額相当額として表示しなければならない。

第74 行政コスト計算書の様式

行政コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

行政コスト計算書

(〇〇年4月1日～〇〇年3月31日)

I 損益計算書上の費用

(何)業務費 ×××

第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類

第72 利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の様式

利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の標準的な様式は、次のとおりとする。

利益の処分に関する書類

(平成〇〇年〇月〇日)

[I ・ II 同左]

損失の処理に関する書類

(平成〇〇年〇月〇日)

[I ～ III 同左]

[新設]

一般管理費	×××	
財務費用	×××	
雑支出	×××	
臨時損失	×××	
損益計算書上の費用合計	×××	
II その他行政コスト		
減価償却相当額	×××	
減損損失相当額	×××	
利息費用相当額	×××	
承継資産に係る費用相当額	×××	
除売却差額相当額	×××	
その他行政コスト合計	×××	
III 行政コスト		
×××		
第75 注記事項		
1 <u>行政コスト計算書には、公営企業型地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストを注記しなければならない。(注49)</u>		
2 <u>公営企業型地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストは、行政コストから住民等の負担に帰せられない自己収入を控除し、国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用を加算することにより算定される。(注50)</u>		
3 <u>公営企業型地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストを注記する際、その内訳として、減価償却充当対象補助金(運営費負担金、運営費交付金及び補助金等のうち、経常費助成のための運営費負担金・補助金等に対応し、減価償却費に充当するものをいう。)相当額を記載するものとする。</u>		
<u><注49> 住民等について</u>		
<u>「住民等」とは、設立団体の住民のほか、その他の地方公共団体の住民及び国民をも含むものとする。</u>		
<u><注50> 住民等の負担に帰せられない自己収入、国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用について</u>		
1 <u>住民等の負担に帰せられない自己収入には、運営費負担金、運営費交付金及び国又</u>		

は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益が含まれるが、次の収益は含まれない。

(1) 特殊法人又は他の独立行政法人等から交付される補助金又は助成金に係る収益のうち、当該交付法人が国又は地方公共団体から交付された補助金等を財源とするもの

(2) 地方公共団体からの現物出資が、消費税の課税仕入とみなされることによって生じた還付消費税に係る収益

(3) 「第 82 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理」による財源措置予定額収益

2 国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用は、次の項目とする。

(1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用

(2) 地方公共団体出資から生ずる機会費用

(3) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用

(4) 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用

3 国又は地方公共団体の財産の減額された使用料による貸借とは、貸主である国又は地方公共団体が法令の規定に従い減額して貸し付けている場合の当該貸借であり、また国又は地方公共団体からの有利な条件による融資とは、貸主である国又は地方公共団体が政策的に低利融資を行っている場合の当該融資をいう。

4 国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行い、その計算方法を注記する。

(1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用は、例えば近隣の地代や賃貸料等を参考に計算を行う。

(2) 地方公共団体出資の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第 79 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理」、「第 80 特定施設費の会計処理」及び「第 81 補助金等及び工事負担金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、次の額を控除した地方公共団体出資の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとする。

ア 「第 85 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」による減価償却相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減価償却相当累計額を除く。）及び承継資産に係る費用相当累計額

イ 減損損失相当累計額（目的積立金を財源として生じた資本剰余金に対応する

額を除く。)

ウ 除売却差額相当累計額（目的積立金を財源として生じた資本剰余金に対応する額を除く。)

(3) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用は、当該融資の各事業年度における平均残高に通常の調達利率と実際の融資利率との差の利率を乗じて計算することとする。

[削る]

第9節 行政サービス実施コスト計算書

第73 表示区分

- 1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額、損益外除売却差額相当額、引当外退職給付増加見積額及び機会費用に区分して表示しなければならない。
- 2 業務費用は、損益計算書における費用相当額を計上し、更にこれより運営費負担金及び運営費交付金に基づく収益並びに国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を差し引いて業務費用を計上する。
なお、業務費用のうち、減価償却充当対象補助金を計上するものとする。
- 3 機会費用は、国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずるものと、地方公共団体出資から生ずるもの、国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずるものとを区別して表示する。

第74 行政サービス実施コスト計算書の様式

行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

行政サービス実施コスト計算書

(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I 業務費用

(1) 損益計算書上の費用

(何)業務費	×××	
一般管理費	×××	×××

(2) (控除)自己収入等

(何)手数料収入	-×××	
(何)入場料収入	-×××	-×××

	業務費用合計	×××
	(うち 減価償却充当補助金相当額 ×××)	
	II 損益外減価償却相当額	×××
	III 損益外減損損失相当額	×××
	IV 損益外利息費用相当額	×××
	V 損益外除売却差額相当額	×××
	VI 引当外退職給付増加見積額	×××
	VII 機会費用	
	国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	×××
	地方公共団体出資の機会費用	×××
	無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	××× ×××
	VIII 行政サービス実施コスト	×××
	第 75 注記事項	
	行政サービス実施コスト計算書には、次の事項を注記しなければならない。(注 50)	
	(1) 機会費用の内訳として、設立団体に係る額を記載するものとする。	
	(2) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用があるときは、その計算方法	
	(3) 地方公共団体出資の機会費用があるときは、計算に使用した利率	
	(4) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による 融資取引の機会費用があるときは、計算に使用した利率	
	<注 50> 機会費用計算の注記について	

<p style="text-align: center;">第 11 節 附属明細書及び注記</p> <p>第 76 附属明細書</p> <p>公営企業型地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注 51)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第 85 <u>特定の資産に係る費用相当額の会計処理</u>」及び「第 88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」による<u>減価償却相当額</u>も含む。)並びに減損損失の明細</p> <p>(2) <u>棚卸資産</u>の明細</p> <p>[(3)～(9) 略]</p> <p>(10) <u>資本剰余金</u>の明細</p> <p>[削る]</p> <p><u>(11)～(16)</u> [略]</p> <p><注 51> 附属明細書による開示について</p> <p>[1 略]</p> <p>2 有価証券については、流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区分し、<u>更に</u></p>	<p>機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行うものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用は、例えば近隣の地代や賃貸料等を参考に計算を行い、その計算方法を注記する。</p> <p>(2) 地方公共団体出資の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第 79 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理」、「第 80 特定施設費の会計処理」及び「第 81 補助金等及び工事負担金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第 85 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外減損損失累計額並びに「第 88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額を控除した地方公共団体出資の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。</p> <p>(3) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用は、当該融資の各事業年度における平均残高に通常の調達利率と実際の融資利率との差の利率を乗じて計算することとし、その計算方法を注記する。</p> <p style="text-align: center;">第 10 節 附属明細書及び注記</p> <p>第 76 附属明細書</p> <p>公営企業型地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注 51)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第 85 <u>特定施設である償却資産の減価に係る会計処理</u>」及び「第 88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」による<u>損益外減価償却相当額</u>も含む。)並びに減損損失の明細</p> <p>(2) <u>たな卸資産</u>の明細</p> <p>[(3)～(9) 同左]</p> <p>(10) <u>資本金及び資本剰余金</u>の明細</p> <p><u>(11)</u>積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細</p> <p><u>(12)～(17)</u> [同左]</p> <p><注 51> 附属明細書による開示について</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 有価証券については、流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区分し、<u>さら</u></p>
--	--

売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他有価証券に区分して記載するほか、その他の関係会社有価証券を保有する場合は当該有価証券は区分して記載しなければならない。

[3 ・ 4 略]

第 77 注記

- 1 公営企業型地方独立行政法人の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、その作成日までに発生した重要な後発事象、固有の表示科目の内容その他公営企業型地方独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。(注 52)
- 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。(注 53) (注 54) (注 55) (注 56)

<注 52> 財務諸表の表示に関する注記

財務諸表に表示する「第 12 節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理」に伴う科目等については、財務諸表上に注記すること等により明瞭に表示する。

<注 53> 附属明細書及び注記における開示について

公営企業型地方独立行政法人の財務諸表は、広く住民等にとって分かりやすい形で会計情報を開示するものでなければならないが、一方で、各種専門家にとって高度な分析に耐えられるような詳細な情報が含まれていなければならない。このため、貸借対照表や損益計算書等はいたずらに複雑なものにならないように留意しつつ、詳細な情報を附属明細書及び注記によって、開示していくものとする。

<注 54> 重要な会計方針等の開示について

[1 略]

- 2 会計方針とは、公営企業型地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。

なお、会計方針の例としては次のようなものがある。

[(1) ・ (2) 略]

(3) 賞与引当金の計上基準

(4) ・ (5) [略]

(6) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(7) 収益及び費用の計上基準

に売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他有価証券に区分して記載するほか、その他の関係会社有価証券を保有する場合は当該有価証券は区分して記載しなければならない。

[3 ・ 4 同左]

第 77 注記

- 1 公営企業型地方独立行政法人の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、その作成日までに発生した重要な後発事象、固有の表示科目の内容その他公営企業型地方独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。
- 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。(注 52) (注 53) (注 54) (注 55) (注 56)

[新設]

<注 52> 附属明細書及び注記における開示について

公営企業型地方独立行政法人の財務諸表は、広く住民等にとってわかりやすい形で会計情報を開示するものでなければならないが、一方で、各種専門家にとって高度な分析に耐えられるような詳細な情報が含まれていなければならない。このため、貸借対照表や損益計算書等はいたずらに複雑なものにならないように留意しつつ、詳細な情報を附属明細書及び注記によって、開示していくものとする。

<注 53> 重要な会計方針等の開示について

[1 同左]

- 2 会計方針とは、公営企業型地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。

なお、会計方針の例としては次のようなものがある。

[(1) ・ (2) 同左]

[新設]

(3) ・ (4) [同左]

(5) たな卸資産の評価基準及び評価方法

[新設]

(8) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算方法

(9) [略]

[削る]

(10) 消費税等の会計処理

[3 略]

4 会計上の見積りとは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。当該事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるものうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク（有利となる場合及び不利となる場合の双方が含まれる。）がある項目における会計上の見積りの内容について、住民その他の利害関係者の理解に資する情報を開示する。

<注 55> 重要な後発事象の開示について

[1・2 略]

<注 56> 金融商品及び賃貸等不動産の時価等に関する注記

- 1 保有する金融商品については、期末の時価等について注記する。
- 2 賃貸等不動産を保有している場合には、期末の時価等について注記する。

第 12 節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理

第 78 運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事負担金等（以下この節において「運営費負担金・補助金等」という。）により固定資産を取得する場合の会計処理

公営企業型地方独立行政法人においては、償却資産の取得に運営費負担金・補助金等を充てることが想定される。この運営費負担金・補助金等については、取得原資拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を構成するもの（以下「資本助成のための運営費負担金・補助金等」という。）、又は財産的基礎を構成しないもの（減価償却費に対する助成であるものを含む。以下「経常費助成のための運営費負担金・補助金等」という。）の区分を設立団体と公営企業型地方独立行政法人の間で中期計画において事前に明らかにしておくこととする。

この区分に従って、流動負債に整理された運営費負担金債務、運営費交付金債務、預り補助金等又は預り工事負担金等により償却資産を取得した際に、資本助成のための運営費負担金・

(6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

(7) [同左]

(8) 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

[新設]

[3 同左]

4 会計上の見積りとは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。

<注 54> 重要な後発事象の開示について

[1・2 同左]

<注 55> 金融商品の時価等に関する注記

保有する金融商品については、期末の時価等について注記する。

<注 56> 賃貸等不動産の時価等に関する注記

賃貸等不動産を保有している場合には、期末の時価等について注記する。

第 11 節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理

第 78 運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事負担金等（以下この節において「運営費負担金・補助金等」という。）により固定資産を取得する場合の会計処理

公営企業型地方独立行政法人においては、償却資産の取得に運営費負担金・補助金等を充てることが想定される。この運営費負担金・補助金等については、取得原資拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を構成するもの（以下「資本助成のための運営費負担金・補助金等」という。）、又は財産的基礎を構成しないもの（減価償却費に対する助成であるものを含む。以下「経常費助成のための運営費負担金・補助金等」という。）の区分を設立団体と公営企業型地方独立行政法人の間で中期計画等において事前に明らかにしておくこととする。

この区分に従って、流動負債に整理された運営費負担金債務、運営費交付金債務、預り補助金等又は預り工事負担金等により償却資産を取得した際に、資本助成のための運営費負担金・

<p>補助金等とされた相当額については資本剰余金として計上し、経常費助成のための運営費負担金・補助金等については、固定負債の資産見返負債として計上する。</p> <p>第 79 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理</p> <p>[1 ～ 4 略]</p> <p>5 公営企業型地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費負担金に対応する額については、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) 取得固定資産等が運営費負担金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、</p> <p>[ア 略]</p> <p>イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき、当該資産が経常費助成のための運営費負担金・補助金等に当たる運営費負担金により支出され取得した償却資産であるとき又は重要性が認められる<u>棚卸資産</u>（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるときは、その金額を運営費負担金債務から別の負債項目である資産見返運営費負担金に振り替える。資産見返運営費負担金は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、<u>棚卸資産</u>の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返運営費負担金戻入として収益に振り替える。</p> <p>[ウ 略]</p> <p>[(2) 略]</p> <p>[6 略]</p> <p><u>7 公営企業型地方独立行政法人が、「第 17 引当金」第 2 項に基づく引当金見返を計上した場合には、引当金の取崩し時に当該引当金見返とそれに見合う運営費負担金債務又は運営費交付金債務とを相殺するものとする。</u></p> <p><注 57> 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理について</p> <p>[1 略]</p> <p>2 運営費負担金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>[(2) 略]</p> <p>(3) 上記(1)、(2)のような業務と負担金との対応関係が示されない場合には、運営費負担金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。この場合に別途用途が特定されない運営費負担金に基づく収益以外の収益がある場合には、</p>	<p>補助金等とされた相当額については資本剰余金として計上し、経常費助成のための運営費負担金・補助金等については、固定負債の資産見返負債として計上する。</p> <p>第 79 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理</p> <p>[1 ～ 4 同左]</p> <p>5 公営企業型地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費負担金に対応する額については、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) 取得固定資産等が運営費負担金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、</p> <p>[ア 同左]</p> <p>イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき、当該資産が経常費助成のための運営費負担金・補助金等に当たる運営費負担金により支出され取得した償却資産であるとき又は重要性が認められる<u>たな卸資産</u>（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるときは、その金額を運営費負担金債務から別の負債項目である資産見返運営費負担金に振り替える。資産見返運営費負担金は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、<u>たな卸資産</u>の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返運営費負担金戻入として収益に振り替える。</p> <p>[ウ 同左]</p> <p>[(2) 同左]</p> <p>[6 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><注 57> 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理について</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 運営費負担金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>[(2) 同左]</p> <p>(3) 上記(1)、(2)のような業務と負担金との対応関係が示されない場合には、運営費負担金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。この場合に別途用途が特定されない運営費負担金に基づく収益以外の収益がある場合には、</p>
---	--

<p>運営費負担金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費負担金の収益化を行うものとする。なお、当該収益化の考え方を採用した理由を<注 54>「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費負担金収益及び運営費交付金収益の計上基準」に、注記しなければならない。</p> <p>(4) 運営費負担金が既に実施された業務の財源を補填するために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。</p> <p>[3～7 略]</p> <p>第80 特定施設費の会計処理</p> <p>[1 略]</p> <p>2 特定施設費によって固定資産を取得した場合は、当該資産が非償却資産であるとき又は当該資産の減価償却について「第85 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」に定める処理が行われることとされたときは、当該固定資産の取得費に相当する額を、預り特定施設費から資本剰余金に振り替えなければならない。(注58)</p> <p><注58> 特定施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計処理について</p> <p>[1 略]</p> <p>2 特定施設費を財源とする償却資産については、「第85 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」にしたがって減価償却の処理を行うことが想定される。そのような場合には、当該資産の購入時において、預り特定施設費を資本剰余金に振り替えることとし、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を構成するものとする。資本剰余金は、「第85 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」により、減価償却の進行に応じて実質的に減価していくこととなる。</p> <p>[3 略]</p> <p>第81 補助金等及び工事負担金等の会計処理</p> <p>[1～3 略]</p> <p>4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注59)</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 当該資産が償却資産であって、経常費助成のための補助金等により取得されたもの若しくは重要性が求められる<u>棚卸資産</u>(通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下この項において同じ。)であるときは、取得に充てられた補助金等の金</p>	<p>運営費負担金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費負担金の収益化を行うものとする。なお、当該収益化の考え方を採用した理由を<注 53>「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費負担金収益及び運営費交付金収益の計上基準」に、注記しなければならない。</p> <p>(4) 運営費負担金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。</p> <p>[3～7 同左]</p> <p>第80 特定施設費の会計処理</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 特定施設費によって固定資産を取得した場合は、当該資産が非償却資産であるとき又は当該資産の減価償却について「第85 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」に定める処理が行われることとされたときは、当該固定資産の取得費に相当する額を、預り特定施設費から資本剰余金に振り替えなければならない。(注58)</p> <p><注58> 特定施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計処理について</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 特定施設費を財源とする償却資産については、「第85 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」にしたがって減価償却の処理を行うことが想定される。そのような場合には、当該資産の購入時において、預り特定施設費を資本剰余金に振り替えることとし、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を構成するものとする。資本剰余金は、「第85 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」により、減価償却の進行に応じて実質的に減価していくこととなる。</p> <p>[3 同左]</p> <p>第81 補助金等及び工事負担金等の会計処理</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注59)</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) 当該資産が償却資産であって、経常費助成のための補助金等により取得されたもの若しくは重要性が求められる<u>たな卸資産</u>(通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下この項において同じ。)であるときは、取得に充てられた補助金等の金</p>
--	---

<p>額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、<u>棚卸資産</u>の場合には消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。</p> <p>[(3) 略]</p> <p>5 工事負担金等の会計処理についても、<u>第1項から第4項まで</u>に掲げる処理と同様に行うものとする。</p> <p><注 59> 補助金等及び工事負担金等の会計処理について</p> <p>1 補助金等が既に行実施された業務の財源を<u>補填</u>するために精算交付された場合においては、補助金等の交付を受けたときに収益計上するものとする。</p> <p>[2～4 略]</p> <p>第 82 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理</p> <p>[1 略]</p> <p>2 後年度において財源措置することとされている特定の費用は、公営企業型地方独立行政法人が負担した特定の費用について、事後に財源措置を行うこと及び財源措置を行う費用の範囲、時期、方法等が、例えば<u>中期計画</u>で明らかにされていなければならない。(注 60)</p> <p>[削る]</p> <p><注 60> 財源措置予定額収益の計上が認められる場合について</p> <p>財源措置予定額収益の計上が認められるのは、公営企業型地方独立行政法人が行う資金の貸付けに係る貸倒損失のうち公営企業型地方独立行政法人の責任の範囲外の部分の<u>補填</u>等、運営費負担金、運営費交付金等による事前の財源措置を困難とする合理的な理由がある場合に限られる。</p> <p>第 83 寄附金の会計処理</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人が受領した寄附金については、寄附者がその用途を特定した場合又は寄附者が用途を特定していなくとも公営企業型地方独立行政法人が使用に先立ってあらかじめ計画的に用途を特定した場合において、寄附金を受領した時点では寄附金債務として負債に計上し、当該用途に充てるための費用が発生した時点で当該費用に相当する額を寄附金債務から収益に振り替えなければならない。(注 61)</p>	<p>金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、<u>たな卸資産</u>の場合には消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。</p> <p>[(3) 同左]</p> <p>5 工事負担金等の会計処理についても、<u>上記 1 から 4 まで</u>に掲げる処理と同様に行うものとする。</p> <p><注 59> 補助金等及び工事負担金等の会計処理について</p> <p>1 補助金等が既に行実施された業務の財源を<u>補てん</u>するために精算交付された場合においては、補助金等の交付を受けたときに収益計上するものとする。</p> <p>[2～4 同左]</p> <p>第 82 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 後年度において財源措置することとされている特定の費用は、公営企業型地方独立行政法人が負担した特定の費用について、事後に財源措置を行うこと及び財源措置を行う費用の範囲、時期、方法等が、例えば<u>中期計画</u>等で明らかにされていなければならない。(注 60)</p> <p><u>3</u> なお、財源措置予定額収益は、行政サービス実施コスト計算書に計上される業務費用から控除すべき収益には含まれない。</p> <p><注 60> 財源措置予定額収益の計上が認められる場合について</p> <p>財源措置予定額収益の計上が認められるのは、公営企業型地方独立行政法人が行う資金の貸付けに係る貸倒損失のうち公営企業型地方独立行政法人の責任の範囲外の部分の<u>補てん</u>等、運営費負担金、運営費交付金等による事前の財源措置を困難とする合理的な理由がある場合に限られる。</p> <p>第 83 寄附金の会計処理</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人が受領した寄附金については、次により処理するものとする。(注 61)</p> <p>寄附者がその用途を特定した場合又は寄附者が用途を特定していなくとも公営企業型地方独立行政法人が使用に先立ってあらかじめ計画的に用途を特定した場合において、寄附金を受領した時点では寄附金債務として負債に計上し、当該用途に充てるための費用が発生した時点で当該費用に相当する額を寄附金債務から収益に振り替えなければならない。</p>
---	---

<p>2 前項の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>3 第1項に該当しない寄附金については、当該寄附金に相当する額を受領した期の収益として計上する。</p> <p>[<注 61> 略]</p> <p>[<注 62> 略]</p>	<p>2 上記1の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>3 上記1に該当しない寄附金については、当該寄附金に相当する額を受領した期の収益として計上する。</p> <p>[<注 61> 同左]</p> <p>[<注 62> 同左]</p>
<p>第84 サービスの提供等による収益の会計処理</p> <p>1 顧客との契約から生じた取引については、約束したサービス等の顧客への移転を当該サービス等と交換に公営企業型地方独立行政法人が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することを原則とする。顧客とは、対価と交換に公営企業型地方独立行政法人の通常の業務活動により生じたアウトプットであるサービス等を得るために当該公営企業型地方独立行政法人と契約した当事者をいい、公営企業型地方独立行政法人に対して対価を支払い、サービス等を直接的に受益する者が該当する。また、契約とは、法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる複数の当事者間における取決めをいう。(注 63)</p> <p>2 上記による収益を認識するために、次の(1)から(5)までのステップを適用する。</p> <p>(1) 顧客との契約を識別する。</p> <p>(2) 契約における履行義務を識別する。</p> <p>(3) 取引価格を算定する。</p> <p>(4) 契約における履行義務に取引価格を配分する。</p> <p>(5) 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。</p> <p><注 63> サービスの提供等による収益の会計処理について</p> <p>1 履行義務とは、顧客との契約において、次の(1)又は(2)のいずれかを顧客に移転する約束をいう。</p> <p>(1) 別個のサービス等(又は別個のサービス等の束)</p> <p>(2) 一連の別個のサービス等(特性が実質的に同じであり、顧客への移転のパターンが同じである複数のサービス等)</p> <p>2 取引価格とは、サービス等の顧客への移転と交換に公営企業型地方独立行政法人が権利を得ると見込む対価の額をいう。</p> <p>3 公営企業型地方独立行政法人が履行している場合や公営企業型地方独立行政法人が履行する前に顧客から対価を受け取る場合等、契約のいずれかの当事者が履行してい</p>	<p>第84 サービスの提供等による収益の会計処理</p> <p>公営企業型地方独立行政法人がそのサービスの提供等により得た収入については、これを実現主義の原則に従い、各期の収益として計上する。(注 63)</p> <p><注 63> 国又は地方公共団体からの委託費の扱いについて</p> <p>公営企業型地方独立行政法人に対して国又は地方公共団体から支出された委託費については、公営企業型地方独立行政法人のサービスの提供等の対価に該当するものであるため、他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。ただし、国又は地方公共団体からの受託による収益と他の主体からの受託による収益とは区別して表示しなければならない。</p>

る場合等には、公営企業型地方独立行政法人は、公営企業型地方独立行政法人の履行と顧客の支払との関係に基づき、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権を計上する。また、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権は、適切な科目をもって貸借対照表に表示する。

4 顧客との契約から生じる収益は、適切な科目をもって損益計算書に表示する。

5 公営企業型地方独立行政法人に対して国又は地方公共団体から支出された委託費については、公営企業型地方独立行政法人のサービスの提供等の対価に該当するものであるので、他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。ただし、国又は地方公共団体からの受託による収益と他の主体からの受託による収益とは区別して表示しなければならない。

第 85 特定の資産に係る費用相当額の会計処理

1 公営企業型地方独立行政法人が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されない特定施設とされた資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注 64)

2 公営企業型地方独立行政法人が取得した有形固定資産及び無形固定資産を除く承継資産のうち、その費用相当額に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の費用相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注 64)

<注 64> 減価償却及び承継資産に係る費用相当額の会計処理について

1 公営企業型地方独立行政法人が固定資産を取得するに当たっては、地方公共団体は、公有財産の現物出資あるいは特定施設費の交付を行うことができるものとされている。特定施設の取得に充てられた長期借入金の元利償還金に相当する運営費負担金を交付することも可能である。また、公営企業型地方独立行政法人が承継資産を取得する場合には、法の権利義務承継の根拠規定に基づくこととなる。公営企業型地方独立行政法人においては、独立採算原則により運営されるものであることから、本来の業務の用に供する償却資産及び承継資産については、その減価償却及び承継資産に係る費用を損益計算上の費用に計上することとなる。しかしながら、専らその性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない業務の用に供する償却資産及び承継資産については、当該償却資産の減価部分及び承継資産に係る費用相当部分に対応すべき収益の獲得が予定されないことが想定され、その場合の減価償却及び承継資産に係る費用に相当する額は、むしろ実質的には会計上の財産的基礎の価値の減少と考えるべきであることから、損益計算上の費用に

第 85 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理

公営企業型地方独立行政法人が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されない特定施設とされた資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注 64)

<注 64> 減価償却の会計処理について

1 公営企業型地方独立行政法人が固定資産を取得するに当たっては、地方公共団体は、公有財産の現物出資あるいは特定施設費の交付を行うことができるものとされている。また、特定施設の取得に充てられた長期借入金の元利償還金に相当する運営費負担金を交付することも可能である。公営企業型地方独立行政法人においては、独立採算原則により運営されるものであることから、本来の業務の用に供する償却資産については、その減価償却費を損益計算上の費用に計上することとなる。しかしながら、専らその性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない業務の用に供する償却資産については、当該償却資産の減価部分に対応すべき収益の獲得が予定されないことが想定され、その場合の減価償却に相当する額は、むしろ実質的には財産的基礎の価値の減少と考えるべきであることから、損益計算上の費用には計上せず、公営企業型地方独立行政法人の資本剰余金を直接に減額することによって処理するものとする。この取扱いは、原則として取得時までには別途特定された資産に限り行うものとする。

2 このような資産に係る減価償却相当額は、各期間に対応させるべき収益が存在するものではなく、また、公営企業型地方独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることができる。これを損益計算上の費用としてとらえることは、公営企業型地方独立行政法人の経営成績の測定を誤らせることとなり、適当ではない。

は計上せず、公営企業型地方独立行政法人の資本剰余金を直接に減額することによって処理するものとする。この取扱いは、原則として取得時までには別途特定された資産に限り行うものとする。

2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第 85 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」に基づく減価償却相当額の累計額及び承継資産に係る費用相当額の累計額を表示しなければならない。この累計額は、公営企業型地方独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表示し、当該資産の更新に係る情報提供の機能を果たすこととなる。

第 87 退職給付に係る会計処理

[1 略]

2 退職給付債務について、国又は地方公共団体との人事交流による出向職員であり国又は地方公共団体に復帰することが予定される職員について、公営企業型地方独立行政法人での勤務に係る退職給与は支給しない条件で採用しており、退職給与を支給しないことが公営企業型地方独立行政法人の給与規則等において明らかな場合には、退職給付引当金は計上しない。なお、その場合は、退職給付債務に係る毎事業年度の増加額は行政コスト計算書に注記する。

[削る]

3 第 2 項の見積額の計算に当たっては、退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。

第 88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理

公営企業型地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第 37 資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、特定施設（「第 16 流動負債」注解 11 に規定する特定施設をいう。）である有形固定資産の除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注 65）

<注 65> 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理について

3 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第 85 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」に基づく損益外減価償却相当額の累計額を表示しなければならない。この累計額は、公営企業型地方独立行政法人の実質的な財産的基礎の減少の程度を表示し、当該資産の更新に係る情報提供の機能を果たすこととなる。

第 87 退職給付に係る会計処理

[1 同左]

2 退職給付債務について、国又は地方公共団体との人事交流による出向職員であり国又は地方公共団体に復帰することが予定される職員について、公営企業型地方独立行政法人での勤務に係る退職給与は支給しない条件で採用しており、退職給与を支給しないことが公営企業型地方独立行政法人の給与規則等において明らかな場合には、退職給付引当金は計上しない。なお、その場合は、退職給付債務に係る毎事業年度の増加額は行政サービス実施コスト計算書に表示する。

3 公営企業型地方独立行政法人が中期計画等で想定した運営を行わなかったことにより将来の追加的な退職給付債務が発生した場合には、当期において負担すべき追加的費用を追加退職給付引当金に繰り入れ、貸借対照表の固定負債の部に表示するものとする。なお、その場合に当該年度中に追加的な退職一時金が支給されている場合には、当該追加分を当期の損益に反映させるものとする。

4 上記 2 の見積額の計算に当たっては、退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。

第 88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理

公営企業型地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第 37 資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、特定施設（「第 16 流動負債」注解 12 に規定する特定施設をいう。）である有形固定資産の除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注 65）

<注 65> 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理について

<p>[1 略]</p> <p>2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第 88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は<u>減価償却相当額</u>の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は<u>利息費用相当額</u>の累計額をそれぞれ表示しなければならない。</p> <p>3 特定施設である有形固定資産の除去費用等については、資産除去の実行時において、その実際の発生額を損益計算書上の費用に計上する<u>ものとする。この場合には、当該資産除去の実行時まで</u>に計上した減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額を、<u>公営企業型地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引に関連して、その他行政コストが減少する取引として認識することとする。</u></p> <p>第 89 <u>退職等年金給付及び退職共済年金等</u>に係る共済組合への負担金の会計処理</p> <p><u>退職等年金給付及び退職共済年金等</u>に係る共済組合への負担金は、拠出時に費用として認識するものとし、特別の引当金は計上しない。</p> <p>第 94 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理</p> <p>[1・2 略]</p> <p>[<注 68> 略]</p> <p><注 69> <u>行政コスト</u>について</p> <p>公営企業型地方独立行政法人が法第 42 条の 2 の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、<u>その他行政コストに属するものとし、行政コスト計算書において、除売却差額相当額</u>の科目に表示しなければならない。</p> <p>第 13 節 区分経理の会計処理</p> <p>第 95 二以上の事業を行う公営企業型地方独立行政法人における区分経理に係る会計処理の原則</p> <p>[1 略]</p>	<p>[1 同左]</p> <p>2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第 88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は<u>損益外減価償却相当額</u>の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は<u>損益外利息費用相当額</u>の累計額をそれぞれ表示しなければならない。</p> <p>3 特定施設である有形固定資産の除去費用等については、資産除去の実行時において、その実際の発生額を損益計算書上の費用に計上する<u>ものとする。</u></p> <p>第 89 <u>退職共済年金</u>に係る共済組合への負担金の会計処理</p> <p><u>退職共済年金</u>に係る共済組合への負担金は、拠出時に費用として認識するものとし、特別の引当金は計上しない。</p> <p>第 94 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>[<注 68> 同左]</p> <p><注 69> <u>行政サービス実施コスト</u>について</p> <p>公営企業型地方独立行政法人が法第 42 条の 2 の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、<u>行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外除売却差額相当額</u>の科目に表示しなければならない。</p> <p>第 12 節 区分経理の会計処理</p> <p>第 95 二以上の事業を行う公営企業型地方独立行政法人における区分経理に係る会計処理の原則</p> <p>[1 同左]</p>
---	--

2 同一環境下で行なわれた同一の性質の取引等に係る会計処理の原則及び手続は、原則として公営企業型地方独立行政法人単位で統一するものとし、合理的な理由がない限り事業ごとに異なる会計処理の原則及び手続を適用することは認められない。

第 96 法人単位財務諸表の体系及び様式

1 法人単位財務諸表の体系は、次のとおりである。(注 70)

[(1)・(2) 略]

(3) 法人単位純資産変動計算書

(4) [略]

(5) 法人単位行政コスト計算書

(6) [略]

2 法人単位財務諸表の様式については、原則として「第 4 節 財務諸表の体系」から「第 11 節 附属明細書及び注記」に定めるところによる。ただし、法人単位貸借対照表の純資産の部の利益剰余金（又は繰越欠損金）については、内訳科目を設けず合計額のみを表示し、また法人単位純資産変動計算書の利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額には、当期変動額の純額のみを表示することとする。

<注 70> 法人単位財務諸表の体系について

事業ごとに区分して経理することが要請されている公営企業型地方独立行政法人においては、事業ごとに利益の処分又は損失の処理を行う必要があり、法人単位損益計算書に表示される当期総利益を基にした利益の処分又は損失の処理は予定されていない。このため、法人単位財務諸表には、利益の処分又は損失の処理に関する書類は含めないものとする。

第 97 法人単位財務諸表作成の基準

法人単位財務諸表は、全ての事業別財務諸表を合算するほか、次により作成しなければならない。

(1) 法人単位貸借対照表及び法人単位損益計算書においては、事業相互間の債権と債務及び事業相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去し、公営企業型地方独立行政法人としての資産、負債及び純資産の額並びに費用、収益及び損益の額を示さなければならない。

(注 71)

(2) 事業相互間の取引によって取得した棚卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、その全額を消去しなければならない。ただし、譲渡した事業の帳簿価額のうち回収不能と認められる部分は消去しないものとする。

2 同一環境下で行なわれた同一の性質の取引等に係る会計処理の原則及び手続は、原則として公営企業型地方独立行政法人単位で統一するものとし、合理的な理由がない限り事業ごとに異なる会計処理の原則及び手続を適用することは認められない。

第 96 法人単位財務諸表の体系及び様式

1 法人単位財務諸表の体系は、次のとおりである。(注 70)

[(1)・(2) 同左]

[新設]

(3) [同左]

(4) 法人単位行政サービス実施コスト計算書

(5) [同左]

2 法人単位財務諸表の様式については、原則として「第 4 節 財務諸表の体系」から「第 10 節 附属明細書及び注記」に定めるところによる。ただし、法人単位貸借対照表の純資産の部の利益剰余金については、内訳科目を設けず合計額のみを表示することとする。

<注 70> 法人単位財務諸表の体系について

事業ごとに区分して経理することが要請されている公営企業型地方独立行政法人においては、事業ごとに利益の処分又は損失の処理を行う必要があり、法人単位損益計算書に表示される当期総利益をもとにした利益の処分又は損失の処理は予定されていない。このため、法人単位財務諸表には、利益の処分又は損失の処理に関する書類は含めないものとする。

第 97 法人単位財務諸表作成の基準

法人単位財務諸表は、全ての事業別財務諸表を合算するほか、次により作成しなければならない。

(1) 法人単位貸借対照表及び法人単位損益計算書においては、事業相互間の債権と債務及び事業相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去し、公営企業型地方独立行政法人としての資産、負債及び純資産の額並びに費用、収益及び損益の額を示さなければならない。

(2) 事業相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、その全額を消去しなければならない。ただし、譲渡した事業の帳簿価額のうち回収不能と認められる部分は消去しないものとする。

<p>[(3) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><注 71> <u>法人単位純資産変動計算書及び法人単位行政コスト計算書</u>における<u>事業相互間</u>の取引の相殺消去について</p> <p><u>1 法人単位純資産変動計算書における利益剰余金（又は繰越欠損金）については、事業相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去して算定された法人単位損益計算書における利益を含む当期変動額の純額が表示されることとなる。</u></p> <p><u>2 法人単位行政コスト計算書における損益計算書上の費用については、事業相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去して算定された法人単位損益計算書における費用が表示されることとなる。</u></p> <p>第 99 財務諸表の開示方法等</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 公営企業型地方独立行政法人の事業内容等の実態から複数の事業単位で経理される業務を一括してセグメント情報として開示する必要がある場合には、<u>事業区分にかかわらず</u>セグメント情報を作成するものとする。この場合には、当該セグメント情報は、法人単位財務諸表に添付するものとする。</p> <p>4 法人単位財務諸表には、「第 76 附属明細書」に定めるもののほか、次の事項を明らかにした法人単位附属明細書を添付しなければならない。(注 73)</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び<u>行政コスト計算書</u>のそれぞれについて、事業ごとの金額を表示する欄、事業相互間の取引を相殺消去するための調整欄及び法人単位の額を示す欄を設け、法人単位財務諸表と各事業別財務諸表の関係を明らかにする書類</p> <p>[(3)～(5) 略]</p> <p>[<注 73> 略]</p> <p>第 14 節 設立団体の数の変更に伴う会計処理</p> <p>第 15 節 連結財務諸表</p>	<p>[(3) 同左]</p> <p><u>(4)</u> 法人単位行政サービス実施コスト計算書については、<u>事業相互間の取引に係る費用と収益とを相殺消去し、公営企業型地方独立行政法人としての行政サービス実施コストを表示しなければならない。(注 71)</u></p> <p><注 71> <u>法人単位行政サービス実施コスト計算書</u>における<u>事業相相互間</u>の取引の相殺消去について</p> <p><u>1 事業相互間の取引が例えば、物品の売買、有償での役務の提供等対価性のある取引である場合は、費用と収益とを相殺消去する。</u></p> <p><u>2 事業相互間の取引が、贈与と認められる取引である場合、当該贈与に係る費用又は収益は、そもそも事業別行政サービス実施コスト計算書において、損益計算書の費用又は控除すべき収益には含まれないことに留意する。</u></p> <p>第 99 財務諸表の開示方法等</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 公営企業型地方独立行政法人の事業内容等の実態から複数の事業単位で経理される業務を一括してセグメント情報として開示する必要がある場合には、<u>事業区分に係わらず</u>セグメント情報を作成するものとする。この場合には、当該セグメント情報は、法人単位財務諸表に添付するものとする。</p> <p>4 法人単位財務諸表には、「第 76 附属明細書」に定めるもののほか、次の事項を明らかにした法人単位附属明細書を添付しなければならない。(注 73)</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び<u>行政サービス実施コスト計算書</u>のそれぞれについて、事業ごとの金額を表示する欄、事業相互間の取引を相殺消去するための調整欄及び法人単位の額を示す欄を設け、法人単位財務諸表と各事業別財務諸表の関係を明らかにする書類</p> <p>[(3)～(5) 同左]</p> <p>[<注 73> 同左]</p> <p>第 13 節 設立団体の数の変更に伴う会計処理</p> <p>第 14 節 連結財務諸表</p>
---	--

第1款 連結財務諸表の作成目的及び一般原則	第1款 連結財務諸表の作成目的及び一般原則
<p>第107 連結の範囲</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人は、原則として<u>全て</u>の特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注76)</p> <p>[2 略]</p> <p>[<注76> 略]</p>	<p>第107 連結の範囲</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人は、原則として<u>すべて</u>の特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注76)</p> <p>[2 同左]</p> <p>[<注76> 同左]</p>
<p>第109 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、公営企業型地方独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「<u>第12節</u> 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として公営企業型地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注78)</p> <p>[2 略]</p> <p>[<注78> 略]</p>	<p>第109 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、公営企業型地方独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「<u>第11節</u> 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として公営企業型地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注78)</p> <p>[2 同左]</p> <p>[<注78> 同左]</p>
<p>第110 連結財務諸表の体系</p> <p>公営企業型地方独立行政法人の連結財務諸表は、次のとおりとする。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p><u>(3) 連結純資産変動計算書</u></p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p>[削る]</p> <p>[(5) 略]</p>	<p>第110 連結財務諸表の体系</p> <p>公営企業型地方独立行政法人の連結財務諸表は、次のとおりとする。</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(3)</u> [同左]</p> <p><u>(4) 連結剰余金計算書</u></p> <p>[(5) 同左]</p>
<p>第111 区分経理が要請される公営企業型地方独立行政法人の連結財務諸表</p> <p>[1 略]</p> <p>2 法人単位の連結財務諸表の作成については、「<u>第97 法人単位財務諸表作成の基準</u>」に準ずるほか、次によるものとする。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 連結事業相互間の取引によって取得した<u>棚卸資産</u>、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、譲渡した事業の帳簿価額のうち回収不能と認められる部分を除き、その全額を消去する。</p>	<p>第111 区分経理が要請される公営企業型地方独立行政法人の連結財務諸表</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 法人単位の連結財務諸表の作成については、「<u>第95 法人単位財務諸表作成の基準</u>」に準ずるほか、次によるものとする。</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 連結事業相互間の取引によって取得した<u>たな卸資産</u>、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、譲渡した事業の帳簿価額のうち回収不能と認められる部分を除き、その全額を消去する。</p>

第2款 連結貸借対照表の作成基準

[第112 略]

第113 特定関連会社の資産及び負債の評価

1 連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債の全てを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。(注79)

[2 略]

[<注79> 略]

第115 非支配株主持分

1 特定関連会社の純資産のうち公営企業型地方独立行政法人に帰属しない部分は、非支配株主持分とする。

2 特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る非支配株主持分に割り当てられる額が、当該非支配株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。(注80)

<注80> 特定関連会社の欠損が当該特定関連会社に係る非支配株主持分に割り当てられるべき額を超える場合の処理について

1 例えば、特定関連会社に対する公営企業型地方独立行政法人の出資が、当該特定関連会社が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合等であって、特定関連会社の欠損金について公営企業型地方独立行政法人と当該他の民間会社が出資割合に応じて負担することが合理的な場合には、次のように処理することが考えられる。

(1) 公営企業型地方独立行政法人が当該特定関連会社の債務保証を行っている等、契約等による義務を負っている場合には、特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る非支配株主の負担すべき額を超える額(以下「非支配株主持分超過欠損額」という。)のうち、公営企業型地方独立行政法人が負担すべき義務の金額の範囲内で公営企業型地方独立行政法人の持分に負担させる。

(2) 公営企業型地方独立行政法人が契約等による義務を負っていない場合の非支配株主持分超過欠損額及び非支配株主持分超過欠損額が契約等により公営企業型地方

第2款 連結貸借対照表の作成基準

[第112 同左]

第113 特定関連会社の資産及び負債の評価

1 連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。(注79)

[2 同左]

[<注79> 同左]

第115 少数株主持分

1 特定関連会社の純資産のうち公営企業型地方独立行政法人に帰属しない部分は、少数株主持分とする。

2 特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が、当該少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。(注80)

<注80> 特定関連会社の欠損が当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられるべき額を超える場合の処理について

1 例えば、特定関連会社に対する公営企業型地方独立行政法人の出資が、当該特定関連会社が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合等であって、特定関連会社の欠損金について公営企業型地方独立行政法人と当該他の民間会社が出資割合に応じて負担することが合理的な場合には、次のように処理することが考えられる。

(1) 公営企業型地方独立行政法人が当該特定関連会社の債務保証を行っている等、契約等による義務を負っている場合には、特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主の負担すべき額を超える額(以下「少数株主持分超過欠損額」という。)のうち、公営企業型地方独立行政法人が負担すべき義務の金額の範囲内で公営企業型地方独立行政法人の持分に負担させる。

(2) 公営企業型地方独立行政法人が契約等による義務を負っていない場合の少数株主持分超過欠損額及び少数株主持分超過欠損額が契約等により公営企業型地方独

<p>方独立行政法人が負担すべき義務の金額を超える場合の当該超過欠損額は、<u>非支配株主持分</u>に割り当てるものとする。</p> <p>2 <u>前項</u>(1)の場合において、その後特定関連会社に利益が計上されたときは、公営企業型地方独立行政法人が負担した欠損が回収されるまで、その利益の金額を公営企業型地方独立行政法人の持分に加算するものとする。</p> <p>第 119 表示区分</p> <p>1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとする。資産の部は、固定資産、流動資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。負債の部は、固定負債及び流動負債に区分して記載するものとする。純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金、<u>非支配株主持分</u>に区分して記載するものとする。</p> <p>[2 略]</p> <p>[<注 82> 略]</p> <p>第 3 款 連結損益計算書の作成基準</p> <p>第 122 未実現損益の消去</p> <p>1 連結法人相互間の取引によって取得した<u>棚卸資産</u>、固定資産その他の資産に含まれる未実現利益は、その全額を消去しなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p>3 売手側の特定関連会社に<u>非支配株主</u>が存在する場合には、未実現損益は公営企業型地方独立行政法人と<u>非支配株主</u>の持分比率に応じて、公営企業型地方独立行政法人の持分と<u>非支配株主</u>持分に配分するものとする。</p> <p>第 123 表示区分</p> <p>1 連結損益計算書は、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。</p> <p>営業損益計算の区分は、当該連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して、営業損益を表示するものとする。</p> <p>経常損益計算の区分は、営業損益計算の結果を受けて、利息その他営業以外の原因から生ずる損益であって臨時損失に属さないものを記載して経常損益を表示するものとする。</p> <p>純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金</p>	<p>立行政法人が負担すべき義務の金額を超える場合の当該超過欠損額は、<u>少数株主持分</u>に割り当てるものとする。</p> <p>2 <u>上記 1</u>(1)の場合において、その後特定関連会社に利益が計上されたときは、公営企業型地方独立行政法人が負担した欠損が回収されるまで、その利益の金額を公営企業型地方独立行政法人の持分に加算するものとする。</p> <p>第 119 表示区分</p> <p>1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとする。資産の部は、固定資産、流動資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。負債の部は、固定負債及び流動負債に区分して記載するものとする。純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金、<u>少数株主持分</u>に区分して記載するものとする。</p> <p>[2 同左]</p> <p>[<注 82> 同左]</p> <p>第 3 款 連結損益計算書の作成基準</p> <p>第 122 未実現損益の消去</p> <p>1 連結法人相互間の取引によって取得した<u>たな卸資産</u>、固定資産その他の資産に含まれる未実現利益は、その全額を消去しなければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 売手側の特定関連会社に<u>少数株主</u>が存在する場合には、未実現損益は公営企業型地方独立行政法人と<u>少数株主</u>の持分比率に応じて、公営企業型地方独立行政法人の持分と<u>少数株主持分</u>に配分するものとする。</p> <p>第 123 表示区分</p> <p>1 連結損益計算書は、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。</p> <p>営業損益計算の区分は、当該連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して、営業損益を表示するものとする。</p> <p>経常損益計算の区分は、営業損益計算の結果を受けて、利息その他営業以外の原因から生ずる損益であって臨時損失に属さないものを記載して経常損益を表示するものとする。</p> <p>純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金</p>
--	---

等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、非支配株主損益調整前当期純利益を表示する。これに、非支配株主持分損益を加減して当期純利益を表示するものとする。

純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。

[2 略]

第 4 款 連結純資産変動計算書の作成基準

第 124 連結純資産変動計算書作成の基本原則

連結純資産変動計算書は、連結法人の財政状態と経営成績との関係を表すため、一会計期間に属する連結法人の全ての純資産の変動を記載しなければならない。

第 125 表示区分、分類及び表示項目

1 連結純資産変動計算書には、連結貸借対照表の純資産の部の分類及び表示項目に係る当期首残高、当期変動額及び当期末残高を表示しなければならない。

2 当期変動額は、資本金の当期変動額、資本剰余金の当期変動額、連結剰余金の当期変動額及び評価・換算差額等の当期変動額に分類しなければならない。

第 5 款 連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準

第 126 [略]

第 127 表示区分及び表示方法

1 連結キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲、表示区分及び表示方法については、「第 23 キャッシュ・フロー計算書の資金」及び「第 8 節 キャッシュ・フロー計算書」に準じるものとする。

[2 略]

[削る]

等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、少数株主損益調整前当期純利益を表示する。これに、少数株主持分損益を加減して当期純損益を表示するものとする。

純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。

[2 同左]

[新設]

第 124 [同左]

第 125 表示区分及び表示方法

1 連結キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲、表示区分及び表示方法については、「第 22 キャッシュ・フロー計算書の資金」及び「第 7 節 キャッシュ・フロー計算書」に準じるものとする。

[2 同左]

第 5 款 連結剰余金計算書の作成基準

第 126 連結剰余金計算書作成の基本原則

1 連結貸借対照表に示される連結剰余金については、その増減を示す連結剰余金計算書を作成する。

<p style="text-align: center;">第 6 款 関連公益法人等の取扱い</p> <p>第 129 関連公益法人等の範囲</p> <p>[1 ~ 3 略]</p> <p>4 公営企業型地方独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、<u>第 2 項</u>(2)に該当することとなるが、<u>同項</u>(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が、公営企業型地方独立行政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合は、関連公益法人等に該当しないものとする事ができる。</p> <p>[<注 84> 略]</p> <p style="text-align: center;">第 7 款 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記</p> <p>第 131 連結セグメント情報の開示</p> <p>1 連結法人における開示すべきセグメント情報は、<u>連結法人</u>が異なる事業を運営している場合には、その事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。</p> <p>[2 略]</p> <p>[<注 85> 略]</p> <p style="text-align: center;">第 16 節 合併に関する会計処理</p> <p>第 138 重要な後発事象等の注記</p>	<p>2 連結剰余金の増減は、公営企業型地方独立行政法人及び特定関連会社の損益計算書及び利益処分に係る金額を基礎とし、連結法人相互間の配当に係る取引を消去して計算する。</p> <p>3 公営企業型地方独立行政法人及び特定関連会社の利益処分については、連結会計期間において確定した利益処分を基礎として連結決算を行う方法による。</p> <p>第 127 表示方法</p> <p>1 連結剰余金計算書は、連結剰余金期首残高、連結剰余金増加高、連結剰余金減少高及び当期総利益を示して、連結剰余金期末残高を表示しなければならない。</p> <p>2 連結剰余金減少高は、設立団体納付及び役員賞与に区分して記載するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 款 関連公益法人等の取扱い</p> <p>第 129 関連公益法人等の範囲</p> <p>[1 ~ 3 同左]</p> <p>4 公営企業型地方独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、<u>上記 2</u>(2)に該当することとなるが、<u>上記 2 の</u>(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が、公営企業型地方独立行政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合は、関連公益法人等に該当しないものとする事ができる。</p> <p>[<注 84> 同左]</p> <p style="text-align: center;">第 7 款 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記</p> <p>第 131 連結セグメント情報の開示</p> <p>1 連結法人における開示すべきセグメント情報は、<u>当該連結法人</u>が異なる事業を運営している場合には、その事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。</p> <p>[2 同左]</p> <p>[<注 85> 同左]</p> <p style="text-align: center;">第 14 節 合併に関する会計処理</p> <p>第 138 重要な後発事象等の注記</p>
--	---

<p>貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第 108 条第 1 項各号又は法第 112 条第 1 項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第 <u>135</u> の (1) 又は第 <u>137</u> の (1) に準じて注記を行う。</p> <p>また、当事業年度中に法第 108 条第 1 項各号又は法第 112 条第 1 項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。</p>	<p>貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第 108 条第 1 項各号又は法第 112 条第 1 項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第 <u>134</u> の (1) 又は第 <u>136</u> の (1) に準じて注記を行う。</p> <p>また、当事業年度中に法第 108 条第 1 項各号又は法第 112 条第 1 項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	